

石川県地域防災計画修正（案）[新旧対照表]

資料 4－1 地震災害対策編

資料 4－2 津波災害対策編

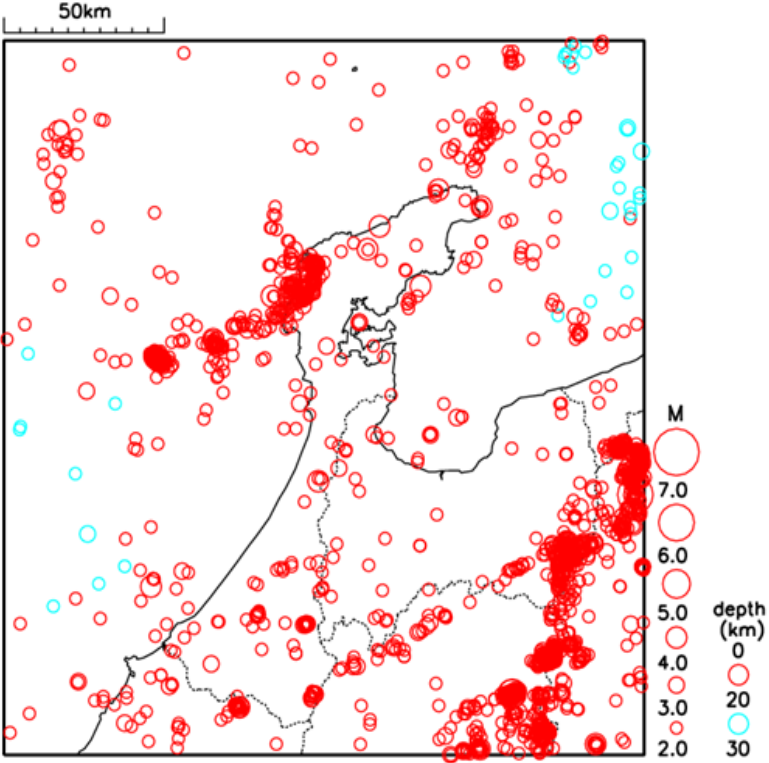
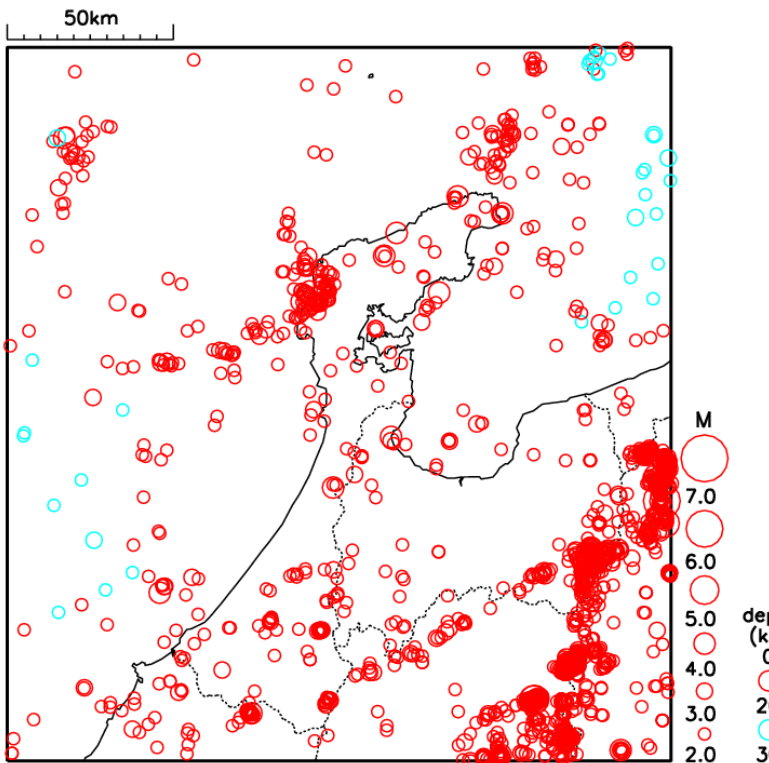
資料 4－3 一般災害対策編

資料 4－4 雪 害 対 策 編

石川県地域防災計画(地震災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 地震災害対策編 (平成 3 0 年修正)	石川県地域防災計画 地震災害対策編 (令和元年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら地震災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、<u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第4節 本県の特質と既往の地震災害 1 (略) 2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 (1) (略) (2) 地域分布 ア～イ (略) 図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動 (2008 年～2017 年、M2.0 以上・深さ 30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)  (3) (略) 3～5 (略) 第5節～第8節 (略)	第4節 本県の特質と既往の地震災害 1 (略) 2 地質及び地盤等の特性と地震の発生状況 (1) (略) (2) 地域分布 ア～イ (略) 図 石川県とその周辺における小さな地震まで含めた最近 10 年間の地震活動 (2009 年～2018 年、M2.0 以上・深さ 30 km 以浅、金沢地方気象台のデータから作成)  (3) (略) 3～5 (略) 第5節～第8節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 2 章 地震災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者のとりべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとりべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 平常時の心得 ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節（略） 第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要であ	第 2 章 地震災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者のとりべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとりべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 平常時の心得 ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節（略） 第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 地震等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要であ	

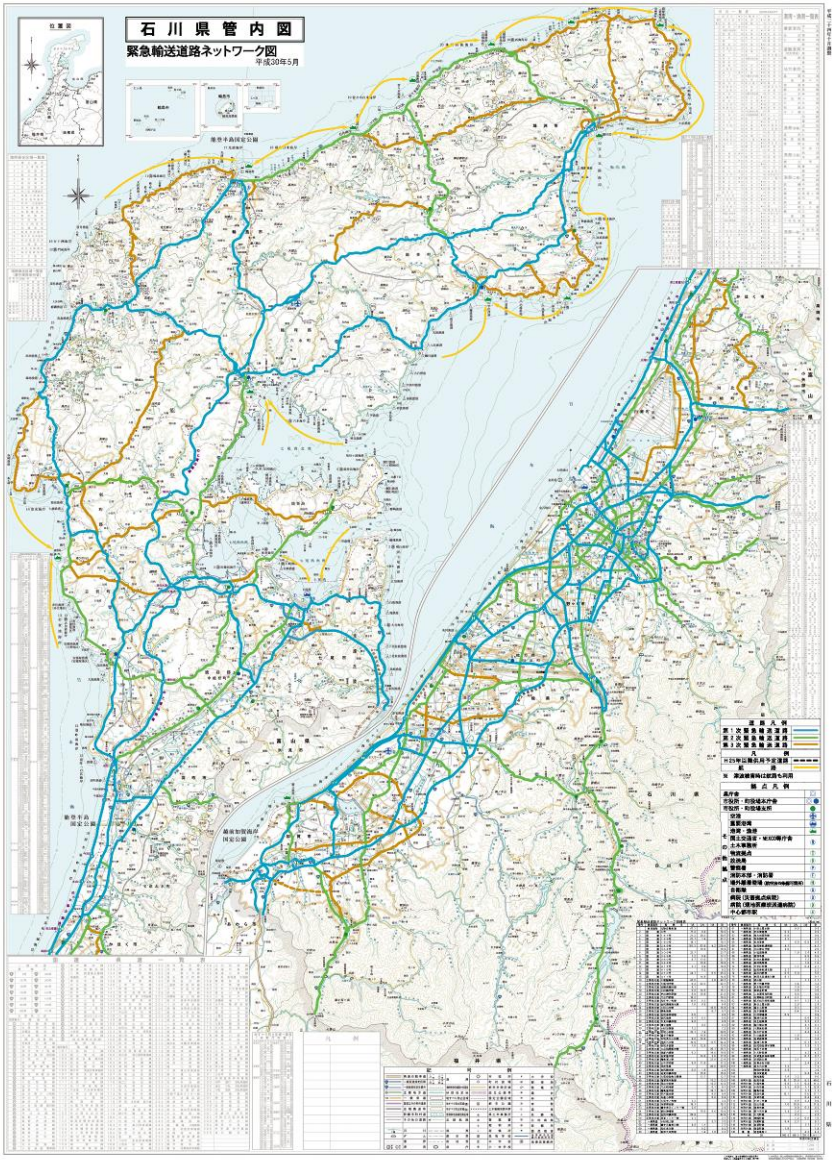
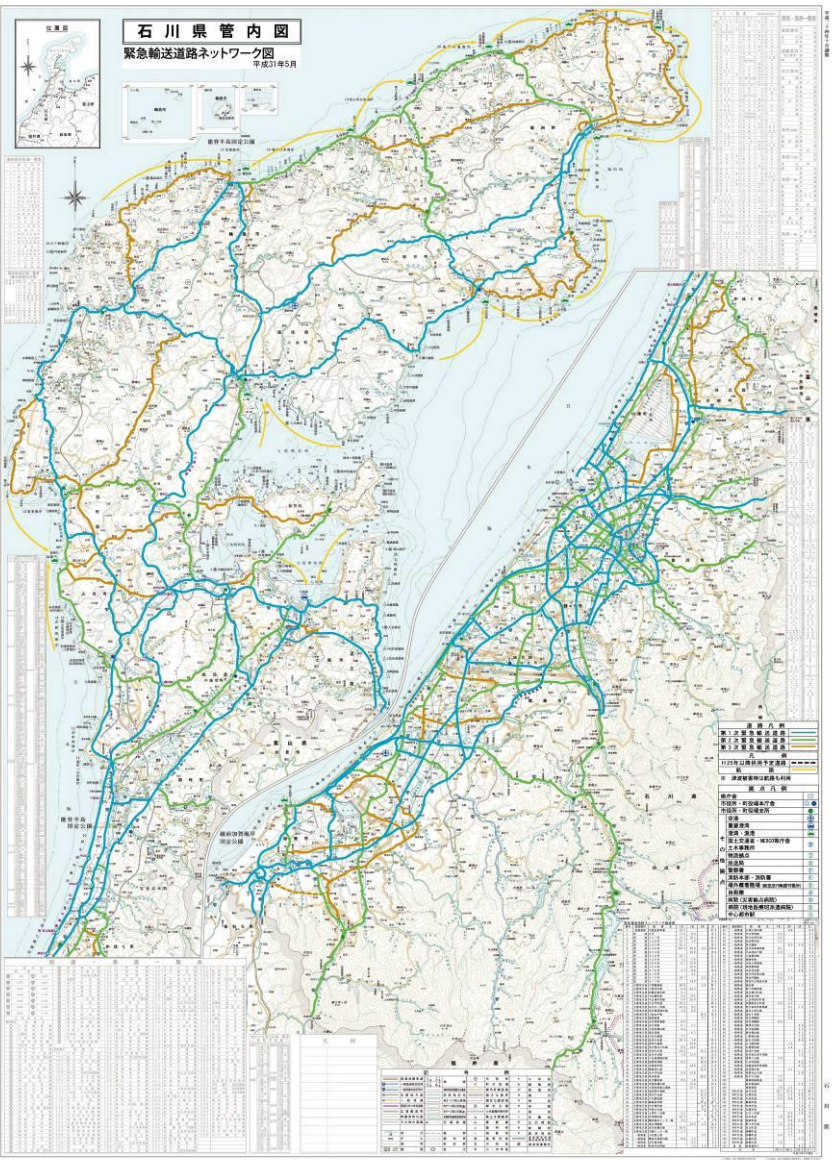
現 行	修 正 案	備 考
る。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 2～4（略） 第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （1）～（2）（略） （3）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る。 イ（略） （4）（略） （5）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者 に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） （6）～（14）（略） 3 市町の活動体制 （1）～（3）（略）	る。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。</u> また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 2～4（略） 第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （1）～（2）（略） （3）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る<u>など、実効性の確保に努めるものとする。</u> イ（略） （4）（略） （5）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、<u>災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） （6）～（14）（略） 3 市町の活動体制 （1）～（3）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略) (5) ～ (12) (略) 4 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備</u>を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4) ～ (6) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	(4) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、<u>災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする</u>。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ (略) (5) ～ (12) (略) 4 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話などの整備</u>を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4) ～ (6) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	

現 行	修 正 案	備 考
石川県総合防災情報システム 4 (略) 第8節 消防力の充実、強化 1～7 (略) 8 救助・救急体制の整備 (1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>県の災害・救急医療情報システム</u>の活用を	石川県総合防災情報システム 4 (略) 第8節 消防力の充実、強化 1～7 (略) 8 救助・救急体制の整備 (1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、地震発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、地震発生時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>広域災害・救急医療情報システム</u>（E M I	

現 行	修 正 案	備 考
図る。 第9節（略） 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 （1）指定緊急避難場所 ア～イ（略） ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。 エ～カ（略） （2）指定避難所	<u>S)</u>の活用を図る。 第9節（略） 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、地震に伴う建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <u>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、地震災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 （1）指定緊急避難場所 ア～イ（略） ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。 エ～カ（略） （2）指定避難所	

現 行	修 正 案	備 考										
ア～オ（略） カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>（新設）</u> キ <u>防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</u> ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。 コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <u>（新設）</u> （３）～（４）（略） ３～７（略） 第１１節（略）	ア～オ（略） カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、<u>備蓄倉庫</u>、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県冷凍空調設備工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-213-5577</td><td>076-213-5577</td></tr></table> <u>（削除）</u> キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <u>シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。</u> （３）～（４）（略） ３～７（略） 第１１節（略）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一社）石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	（一社）石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577								

現 行	修 正 案	備 考
第12節 緊急輸送体制の整備 1～5（略） 	第12節 緊急輸送体制の整備 1～5（略） 	

現 行	修 正 案	備 考
第13節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制 ア 県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 （略）	第13節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制 ア 県は、震災時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略）	
広域災害・救急医療情報システム概念図	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第14節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第15節～第18節 (略) 第19節 公共施設災害予防 1～6 (略) 7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>防災相互通信用無線局</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する<u>防災相互通信用無線局</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>防災相互通信用無線局</u>の整備を図る。 イ <u>防災相互通信用無線局</u>の訓練を実施する。 (5) (略)	(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第14節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、<u>保健医療行政の指揮調整機能等の確保</u>や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第15節～第18節 (略) 第19節 公共施設災害予防 1～6 (略) 7 通信施設の整備対策 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、<u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> の整備の促進を図る。 イ <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> の訓練を実施する。 (5) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
8～9（略） 10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。 また、市町は、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 11（略） 第20節 地盤災害予防 1～5（略） 6 地盤災害防止施設の整備・促進 （1）（略） （2）治山事業の促進 <u>重要流域の荒廃地の復旧に重点をおき、最近の災害荒廃地については、緊急度を勘案しつつ復旧の促進を図る。また、山地災害危険区域等については、災害の未然防止と流域の保全を期するための治山事業を促進する。</u> （3）（略） 7（略） 8 宅地造成地等災害予防 県及び市町は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。 （1）～（2）（略） （3）大規模盛土造成地の耐震化等 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、<u>滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。</u> 9（略） 第21節（略）	8～9（略） 10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。<u>また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</u> 市町は、防災重点ため池をはじめ、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 11（略） 第20節 地盤災害予防 1～5（略） 6 地盤災害防止施設の整備・促進 （1）（略） （2）治山対策の推進 <u>山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u> <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u> （3）（略） 7（略） 8 宅地造成地等災害予防 県及び市町は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。 （1）～（2）（略） （3）大規模盛土造成地の耐震化等 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。 9（略） 第21節（略）	

現 行	修 正 案	備 考																										
第 3 章 地震災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （1）知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する （ア）～（エ）（略） （オ）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 （本章第 5 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>0764-95-3060</td><td>0764-95-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> （カ）（略） ウ～エ（略） （2）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	第 3 章 地震災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （1）知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する （ア）～（エ）（略） （オ）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 （本章第 5 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>076-495-3060</td><td>076-495-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> （カ）（略） ウ～エ（略） （2）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																														
ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 9 節「避難誘導等」 参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="12">石川県</td><td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>(株)デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>(株)ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>(株)ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>(株)壱番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>(株)モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>(株)吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>(株)ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>(株)サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (新設)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	(追加)				ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 9 節「避難誘導等」 参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="12">石川県</td><td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>(株)デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>(株)ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>(株)ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>(株)壱番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>(株)モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>(株)吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>(株)ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>(株)サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>(株)オートバックスセブン</td><td>H30. 6. 11</td><td>03-6219-8796</td><td>03-6219-8801</td></tr></table> イ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (本章第 10 節「要配慮者の安全確保」 参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table> ウ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) エ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) オ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 及び第 12 章「健康管理活動」 参照) (略) カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																												
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																												
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																												
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																												
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																												
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																												
	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																												
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																												
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																												
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																												
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																												
	(追加)																																																																																																															
	協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																												
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																												
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																												
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																												
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																												
	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																												
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																												
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																												
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																												
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																												
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																												
	協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																											
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631																																																																																																												

現		行		修 正 案				備 考																																												
(略)		キ 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)		(略)																																																
(略)		ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)		(略)																																																
(略)		ケ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 13 節「救助・救急活動」参照)		コ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 13 節「救助・救急活動」参照)																																																
		<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td>H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td></td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L		F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td>H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td></td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																																
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																																
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																																
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																																
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																																
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																																
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																																
コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 16 節「災害警備及び交通規制」参照)		サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 16 節「災害警備及び交通規制」参照)																																																		
(略)		(略)																																																		
サ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 17 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照)		シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 17 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照)																																																		
(略)		(略)																																																		
シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)		ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)																																																		
(略)		(略)																																																		
ス 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)		セ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)																																																		
(略)		(略)																																																		
(新設)		ソ 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」参照)																																																		
		<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																					
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																																

現 行		修 正 案				備 考																																				
セ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照)		タ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照)																																								
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油類販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																						
ソ 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照)		チ 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照)																																								
(略)		(略)																																								
タ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)		ツ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)																																								
(略)		(略)																																								
チ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)		テ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)																																								
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																						
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																						
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																						
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																						
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																						
ツ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)		ト 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照)																																								
(略)		(略)																																								
テ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)		ナ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)																																								
(略)		(略)																																								
(新設)		ニ 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照)																																								
		<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																											
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																						

現 行	修 正 案	備 考																				
ト 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照) <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table> ナ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照) (略) ニ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 0 ～ 1 1 (略) 第 2 節～第 3 節 (略) 第 4 節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。 なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。 (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	ユ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照) <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table> ネ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照) (略) ノ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 0 ～ 1 1 (略) 第 2 節～第 3 節 (略) 第 4 節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。 なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。 (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																		
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																		

現 行	修 正 案	備 考																																																						
(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td>防災交通課</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災防犯対策室主査</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>地域防災係長</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>市民生活課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>防災安全課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>防災対策室</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>環境安全課課長補佐</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市大手町14-1</td></tr> </tbody> </table> イ～エ（略） (4) <u>防災相互通信用無線局の活用</u> 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5) ～ (9) （略） 3（略） 第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～4（略） 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td>総務課防災対策室</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災対策課課長補佐</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>環境安全課主幹</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>防災環境対策課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>危機管理課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>危機管理課</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>総務課危機管理室次長</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10</td></tr> </tbody> </table> イ～エ（略） (4) <u>アラート（災害情報共有システム）の活用</u> 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5) ～ (9) （略） 3（略） 第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～4（略） 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10	
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1																																																						
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10																																																						

現 行		修 正 案		備 考																			
(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。																							
<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)</td><td>0761-22-2101 (内線651)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table>					協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)	0761-22-2101 (内線651)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-8118	025-279-2288
協定者		協定締結日	T E L	F A X																			
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444																			
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)	0761-22-2101 (内線651)																			
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)																			
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288																			
(2) (略) (3) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定																							
<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>0764-95-3060</td><td>0764-95-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table>					協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																			
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066																			
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																			
(4) (略) 6 (略)																							
第 6 節～第 7 節 (略)																							
第 8 節 自衛隊の災害派遣 1 ～ 2 (略) 3 派遣の要請 (1) (略) (2) 知事は (3) 又は (4) による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項 (以下「要請事項」という。) を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 (略)																							

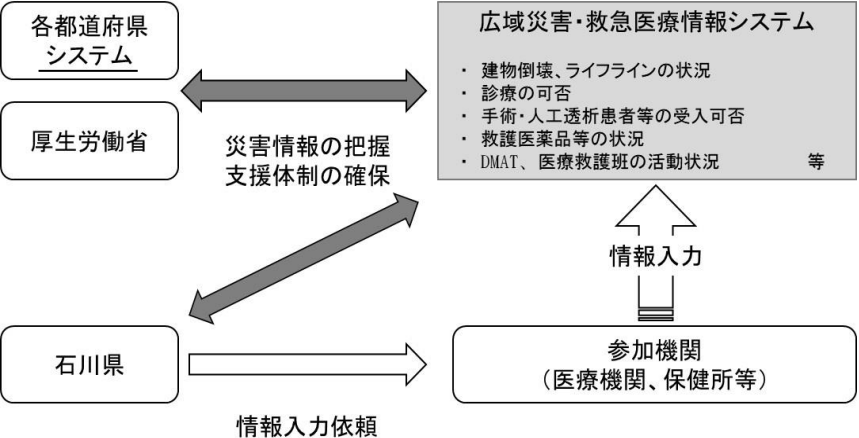
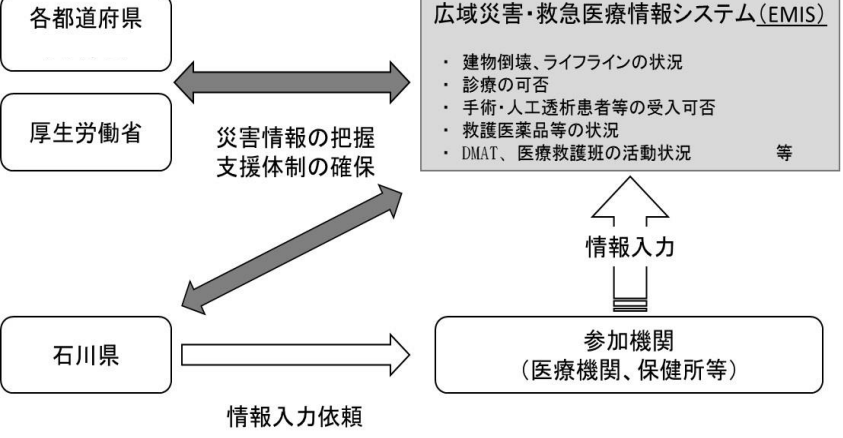
(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。																							
<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)</td><td>0761-22-2101 (内線651, 657)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table>					協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-8118	025-279-2288
協定者		協定締結日	T E L	F A X																			
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444																			
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)																			
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)																			
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288																			
(2) (略) (3) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定																							
<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>076-495-3060</td><td>076-495-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table>					協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																			
石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066																			
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																			
(4) (略) 6 (略)																							
第 6 節～第 7 節 (略)																							
第 8 節 自衛隊の災害派遣 1 ～ 2 (略) 3 派遣の要請 (1) (略) (2) 知事は (3) 又は (4) による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項 (以下「要請事項」という。) を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 (略)																							

現 行	修 正 案	備 考																																
派遣要請連絡先	派遣要請連絡先																																	
<table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>0 7 6 - 2 4 1 - 2 1 7 1</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部防衛主任</td><td>0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防衛部防衛班長</td><td>0 7 6 1 - 2 2 - 2 1 0 1</td></tr></table>	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6 - 2 4 1 - 2 1 7 1	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1 - 2 2 - 2 1 0 1	<table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>076-241-2171(内線235)</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部第3幕僚室長</td><td>0773-62-2250(内線2548)</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防 衛 部 防 衛 班 長</td><td>0761-22-2101(内線231)</td></tr></table>	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)	
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6 - 2 4 1 - 2 1 7 1																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1 - 2 2 - 2 1 0 1																															
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)																															
(3) ～ (5) (略)	(3) ～ (5) (略)																																	
4 ～ 8 (略)	4 ～ 8 (略)																																	
第 9 節 避難誘導等	第 9 節 避難誘導等																																	
1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)																																	
3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知	3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知																																	
(1) (略)	(1) (略)																																	
(2) 住民への周知	(2) 住民への周知																																	
市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。	市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。																																	
また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。	また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。																																	
なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。	なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。																																	
4 ～ 6 (略)	4 ～ 6 (略)																																	
7 避難所の開設及び運営	7 避難所の開設及び運営																																	
(1) 市町	(1) 市町																																	
ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。	ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。																																	
また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避	また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避																																	

現 行	修 正 案	備 考
難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>滞在場所</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>滞在場所</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>滞在場所</u>の運営に努める。	難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>一時滞在施設</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>一時滞在施設</u>の運営に努める。	

現 行					修 正 案					備 考
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					
協定者		協定締結日	T E L	F A X	協定者		協定締結日	T E L	F A X	
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083		(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254		(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936		(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565		(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340		(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090		(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292		(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138		(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	
	(追加)					(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	
1 0 (略)					1 0 (略)					
第 1 0 節 要配慮者の安全確保					第 1 0 節 要配慮者の安全確保					
1 (略)					1 (略)					
2 在宅の要配慮者に対する対策					2 在宅の要配慮者に対する対策					
(1) ～ (2) (略)					(1) ～ (2) (略)					
(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援					(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援					
県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					
ア 被災状況等の把握					ア 被災状況等の把握					
避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					
イ 被災後の日常生活支援					イ 被災後の日常生活支援					
市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					

現 行	修 正 案	備 考										
(新設) (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム (略)	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table> (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631								

現 行	修 正 案	備 考
○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団	○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬	

現 行	修 正 案	備 考
体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) <u>(新設)</u> オ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 <u>なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</u>	剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) <u>オ ドクターヘリの派遣要請</u> <u>(ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院(県立中央病院)に対して、派遣を要請する。</u> <u>(イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。</u> カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム<u>(EMIS)</u>及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 <u>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の</u>	

現 行	修 正 案	備 考																																								
7 ～ 1 2 （略） 第 1 2 節 （略） 第 1 3 節 救助・救急活動 1 （略） 2 実施体制 （1）～（2）（略） （3）県 ア（略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ（略） （4）（略） 3 ～ 5 （略） 第 1 4 節 （略） 第 1 5 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-298-9551	076-298-1245	災害派遣」に準ずる。 7 ～ 1 2 （略） 第 1 2 節 （略） 第 1 3 節 救助・救急活動 1 （略） 2 実施体制 （1）～（2）（略） （3）県 ア（略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ（略） （4）（略） 3 ～ 5 （略） 第 1 4 節 （略） 第 1 5 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																						

現 行	修 正 案	備 考
う。 2～7（略） 第16節～第18節（略） 第19節 ライフライン施設の応急対策 1（略） 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （1）（略） （2）情報の収集伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 （3）～（8）（略） 3 通信施設 NTT西日本は、次の措置を講ずる。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 （3）～（5）（略） 4～5（略）	う。 <u>なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u> 2～7（略） 第16節～第18節（略） 第19節 ライフライン施設の応急対策 1（略） 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 <u>また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> （3）～（8）（略） 3 通信施設 NTT西日本は、次の措置を講ずる。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 <u>また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> （3）～（5）（略） 4～5（略）	

現 行	修 正 案	備 考																														
第 2 0 節 公共土木施設等の応急対策 1 ～ 8 （略） 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>（新設）</u> 第 2 1 節～第 2 2 節 （略） 第 2 3 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 （略） 3 生活必需品等の確保 （1）～（2）（略） （略） 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> （略） 4 ～ 5 （略） 第 2 4 節 （略） 第 2 5 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 （略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （1）～（2）（略） （3）海上輸送	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	第 2 0 節 公共土木施設等の応急対策 1 ～ 8 （略） 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table> 第 2 1 節～第 2 2 節 （略） 第 2 3 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 （略） 3 生活必需品等の確保 （1）～（2）（略） （略） 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> （略） 4 ～ 5 （略） 第 2 4 節 （略） 第 2 5 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 （略） 4 要員、物資輸送車両等の確保 （1）～（2）（略） （3）海上輸送	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												

現 行		修 正 案				備 考																																																				
災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>（新設）</u>						協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>災害時の応援業務に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>						協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																						
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																						
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																						
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																						
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																						
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																						
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																						
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																																						

現 行		修 正 案				備 考																				
(3) (略) 3～7 (略) 第28節 ボランティア活動の支援 1～5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table> 第29節 (略) 第30節 住宅の応急修理 1 (略) 2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (4)～(5) (略) 3～5 (略)		協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	(3) (略) 3～7 (略) 第28節 ボランティア活動の支援 1～5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table> 第29節 (略) 第30節 住宅の応急修理 1 (略) 2 実施体制 (1)～(2) (略) (3) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 <u>県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u> また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (4)～(5) (略) 3～5 (略)				協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																						

現 行	修 正 案	備 考
第 3 1 節～第 3 2 節（略） 第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 （略） 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。 3～5 （略） 第 2 節～第 7 節（略） 第 5 章 複合災害対策（略）	第 3 1 節～第 3 2 節（略） 第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 （略） 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。 3～5 （略） 第 2 節～第 7 節（略） 第 5 章 複合災害対策（略）	

石川県地域防災計画(津波災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 津波災害対策編 (平成 3 0 年修正)	石川県地域防災計画 津波災害対策編 (令和元年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節～第 5 節（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、震災対策のうち主として津波による被害を対象に、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、津波災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な津波防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、関連する各種計画とも有機的な連携を図りながら、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、<u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節～第 5 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 2 章 津波災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとるべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 平 常 時 の 心 得 ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節（略） 第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。	第 2 章 津波災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとるべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 平 常 時 の 心 得 ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節（略） 第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。	

現 行	修 正 案	備 考
このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 2～4（略） 第5節 防災訓練の充実 1（略） 2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬期や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、<u>最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた</u>具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。 （１）～（２）（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る。 イ（略） （４）（略）	このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの</u>連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 2～4（略） 第5節 防災訓練の充実 1（略） 2 防災訓練計画 県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。 なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬期や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた</u>具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。 （１）～（２）（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る<u>など、実効性の確保に努めるものとする。</u> イ（略） （４）（略）	

現 行	修 正 案	備 考
(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、民間事業者 に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との 間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 イ (略) (6) ～ (14) (略) 3 市町の活動体制 (1) ～ (4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互 応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、相互応援 協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定 締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじ め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 ウ (略) (6) ～ (13) (略) 4 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達 を図るため、<u>防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める</u>。	(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援 の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>することにより、災害発生時 に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、 協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとし る</u>。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらか じめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民 間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ (略) (6) ～ (14) (略) 3 市町の活動体制 (1) ～ (4) (略) (5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア (略) イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互 応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生 時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし 、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものと する。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加え て、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方 公共団体との間の協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじ め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 ウ (略) (6) ～ (13) (略) 4 (略) 第7節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達 を図るため、<u>衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める</u>。	

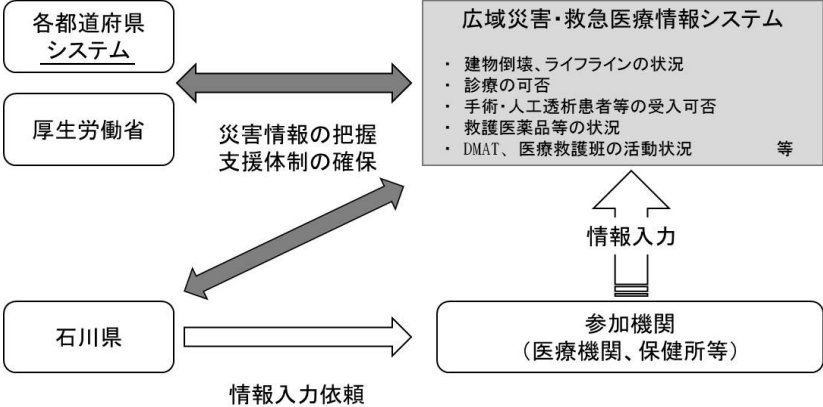
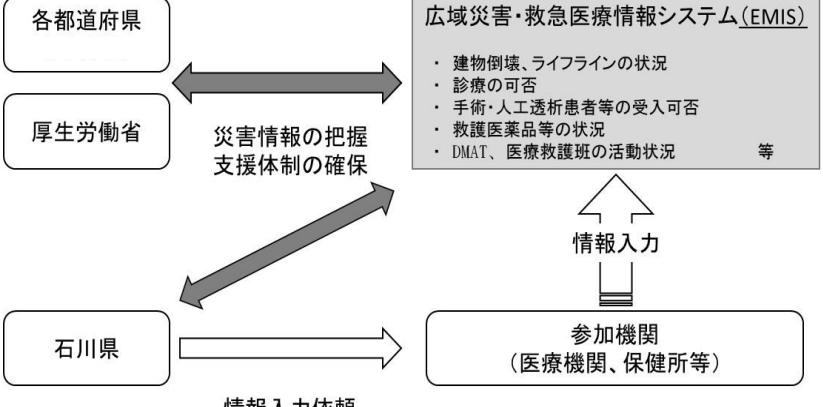
現 行	修 正 案	備 考
なお、県及び市町は、NTT 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4)～(6) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム →：専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） →：映像情報 4 (略) 第8節 消防力の充実、強化 1～6 (略) 7 救助・救急体制の整備	なお、県及び市町は、NTT 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4)～(6) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。 石川県総合防災情報システム →：専用回線等における気象情報・被害情報・防災活動情報等（・指示等） →：映像情報 4 (略) 第8節 消防力の充実、強化 1～6 (略) 7 救助・救急体制の整備	

現 行	修 正 案	備 考
(1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>県の災害・救急医療情報システム</u>の活用を図る。 第9節 (略) 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自	(1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u>の活用を図る。 第9節 (略) 第10節 避難体制の整備 1 基本方針 津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <u>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町内会、自	

現 行	修 正 案	備 考										
主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (１) 指定緊急避難場所 ア (略) イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。 ウ～オ (略) (２) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>(新設)</u>	主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (１) 指定緊急避難場所 ア (略) イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。 ウ～オ (略) (２) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、<u>備蓄倉庫</u>、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県冷凍空調設備工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-213-5577</td><td>076-213-5577</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577	
協定者		協定締結日	T E L	F A X								
石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577								
キ <u>防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</u> ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。 コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに	<u>(削除)</u> キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに											

現 行	修 正 案	備 考
配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 <u>シ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める <u>(新設)</u> (3)～(4) (略) 3～8 (略) 第11節 (略)	配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 <u>サ</u> 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める <u>シ</u> <u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。</u> (3)～(4) (略) 3～8 (略) 第11節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 2 節 緊急輸送体制の整備 1 ～ 5 （略） 	第 1 2 節 緊急輸送体制の整備 1 ～ 5 （略） 	

現 行	修 正 案	備 考
第13節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制 ア 県は、震災・津波時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 （略） 広域災害・救急医療情報システム概念図 	第13節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制 ア 県は、震災・津波時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図 	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第14節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第15節～第18節 (略) 第19節 公共施設災害予防 1～6 (略) 7 通信施設の整備対策 津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) 防災相互通信用無線局 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する<u>防災相互通信用無線局</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>防災相互通信用無線局</u>の整備を図る。 イ <u>防災相互通信用無線局</u>の訓練を実施する。	(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム(E M I S)による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第14節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、<u>保健医療行政の指揮調整機能等の確保</u>や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第15節～第18節 (略) 第19節 公共施設災害予防 1～6 (略) 7 通信施設の整備対策 津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>Ｌアラート(災害情報共有システム)</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、<u>Ｌアラート(災害情報共有システム)</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>Ｌアラート(災害情報共有システム)</u>の整備の促進を図る。 イ <u>Ｌアラート(災害情報共有システム)</u>の訓練を実施する。	

現 行	修 正 案	備 考
(5) (略) 8～9 (略) 10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。 11 (略) 第20節 (略)	(5) (略) 8～9 (略) 10 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。<u>また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</u> 11 (略) 第20節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																										
第 3 章 津波災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 (1) 知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する (ア) ～ (エ) （略） (オ) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 (本章第 5 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>0764-95-3060</td><td>0764-95-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> (カ) （略） ウ～エ（略） (2) ～ (5) （略） (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	第 3 章 津波災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 (1) 知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する (ア) ～ (エ) （略） (オ) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 (本章第 5 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>076-495-3060</td><td>076-495-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> (カ) （略） ウ～エ（略） (2) ～ (5) （略） (6) 各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								

現 行					修 正 案					備 考		
ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 9 節「避難誘導等」参照)					ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 9 節「避難誘導等」参照)							
		協定者	協定締結日	TEL	FAX			協定者	協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491		石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491		
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083			(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083		
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254			(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254		
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936			(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936		
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944			(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944		
	(株)老番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565			(株)老番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565		
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340			(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340		
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090			(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090		
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292			(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292		
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138			(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138		
	(追加)						(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801		
(新設)					イ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (本章第 10 節「要配慮者の安全確保」参照)							
		協定者	協定締結日	TEL	FAX			協定者	協定締結日	TEL	FAX	
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631								
イ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)					ウ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)							
(略)					(略)							
ウ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)					エ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)							
(略)					(略)							
エ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」及び第 12 章「健康管理活動」参照)					オ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」及び第 12 章「健康管理活動」参照)							
(略)					(略)							
オ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)					カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)							
(略)					(略)							
カ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)					キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」参照)							
(略)					(略)							

現 行		修 正 案				備 考																																										
キ 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略)		ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略)																																														
ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略)		ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 11 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略)																																														
ケ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 13 節「救助・救急活動」 参照）		コ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 13 節「救助・救急活動」 参照）																																														
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L		F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																												
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																												
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																												
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																												
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																												
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																												
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																												
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																												
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																												
コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 16 節「災害警備及び交通規制」 参照) (略)		サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 16 節「災害警備及び交通規制」 参照) (略)																																														
サ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 17 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」 参照) (略)		シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 17 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」 参照) (略)																																														
シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」 参照) (略)		ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」 参照) (略)																																														
ス 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」 参照) (略) (新設)		セ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」 参照) (略)																																														
		ソ 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定 (本章第 20 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)																																														
		<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																												
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																												

現 行	修 正 案	備 考																																																																		
<u>セ</u> 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> <u>ソ</u> 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照) (略) <u>タ</u> 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) (略) <u>チ</u> 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> <u>ツ</u> 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) (略) <u>テ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照) (略) (新設)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	<u>タ</u> 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> <u>チ</u> 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 23 節「生活必需品の供給」参照) (略) <u>ツ</u> 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) (略) <u>テ</u> 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> <u>ト</u> 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 25 節「輸送手段の確保」参照) (略) <u>ナ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照) (略) <u>ニ</u> 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 27 節「防疫、保健衛生活動」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																																
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																																
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																																
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																																
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																																																

現 行		修 正 案				備 考																				
ト 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)		ユ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 28 節「ボランティア活動の支援」参照)																								
<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table>		協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	<table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table>				協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																						
協定者		協定締結日	TEL	FAX																						
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																						
ナ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)		ネ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)																								
(略)		(略)																								
ニ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)		ノ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 30 節「住宅の応急対策」参照)																								
(略)		(略)																								
(7) ～ (8) (略)		(7) ～ (8) (略)																								
10 ～ 11 (略)		10 ～ 11 (略)																								
第 2 節～第 3 節 (略)		第 2 節～第 3 節 (略)																								
第 4 節 通信手段の確保		第 4 節 通信手段の確保																								
1 (略)		1 (略)																								
2 通信手段の利用方法等		2 通信手段の利用方法等																								
災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。		災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。																								
なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。		なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。																								
(1) ～ (2) (略)		(1) ～ (2) (略)																								
(3) 非常通信		(3) 非常通信																								
ア 専用通信施設の利用		ア 専用通信施設の利用																								
県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。		県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。																								
通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。		通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。																								
(ア) (略)		(ア) (略)																								

現 行	修 正 案	備 考																																																						
(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td><u>防災交通課</u></td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td><u>防災防犯対策室主査</u></td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td><u>地域防災係長</u></td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td><u>市民生活課長</u></td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td><u>防災安全課消防防災係長</u></td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td><u>防災対策室</u></td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td><u>環境安全課課長補佐</u></td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市<u>大手町14-1</u></td></tr> </tbody> </table> イ～エ（略） (4) <u>防災相互通信用無線局の活用</u> 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5)～(9)（略） 3（略） 第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～4（略） 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	<u>防災交通課</u>	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	<u>防災防犯対策室主査</u>	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	<u>地域防災係長</u>	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	<u>市民生活課長</u>	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	<u>防災安全課消防防災係長</u>	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	<u>防災対策室</u>	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	<u>環境安全課課長補佐</u>	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市 <u>大手町14-1</u>	(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td><u>総務課防災対策室</u></td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td><u>防災対策課課長補佐</u></td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td><u>環境安全課主幹</u></td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td><u>防災環境対策課長</u></td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td><u>危機管理課消防防災係長</u></td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td><u>危機管理課</u></td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td><u>総務課危機管理室次長</u></td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市<u>広岡3丁目2-10</u></td></tr> </tbody> </table> イ～エ（略） (4) <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用</u> 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5)～(9)（略） 3（略） 第5節 消防防災ヘリコプターの活用等 1～4（略） 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	<u>総務課防災対策室</u>	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	<u>防災対策課課長補佐</u>	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	<u>環境安全課主幹</u>	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	<u>防災環境対策課長</u>	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	<u>危機管理課消防防災係長</u>	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	<u>危機管理課</u>	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	<u>総務課危機管理室次長</u>	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市 <u>広岡3丁目2-10</u>	
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	<u>防災交通課</u>	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	<u>防災防犯対策室主査</u>	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	<u>地域防災係長</u>	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	<u>市民生活課長</u>	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	<u>防災安全課消防防災係長</u>	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	<u>防災対策室</u>	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	<u>環境安全課課長補佐</u>	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市 <u>大手町14-1</u>																																																						
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	<u>総務課防災対策室</u>	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	<u>防災対策課課長補佐</u>	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	<u>環境安全課主幹</u>	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	<u>防災環境対策課長</u>	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	<u>危機管理課消防防災係長</u>	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	<u>危機管理課</u>	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	<u>総務課危機管理室次長</u>	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市 <u>広岡3丁目2-10</u>																																																						

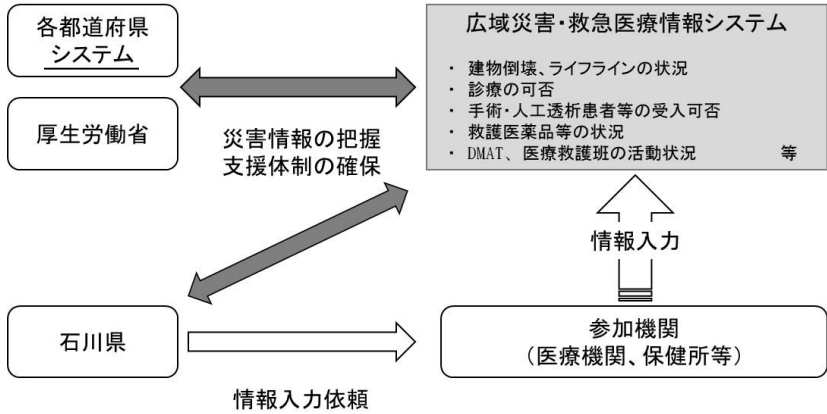
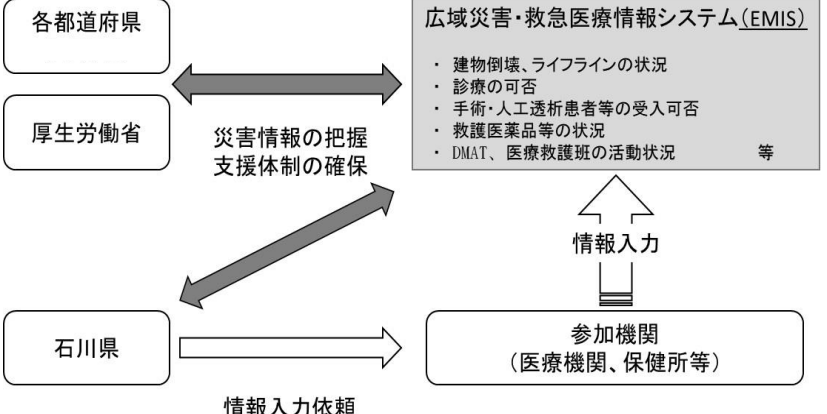
現 行	修 正 案	備 考																																																																
(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)</td><td>0761-22-2101 (内線651)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table> (2) (略) (3) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>0764-95-3060</td><td>0764-95-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> (4) (略) 6 (略) 第 6 節～第 7 節 (略) 第 8 節 自衛隊の災害派遣 1 ～ 2 (略) 3 派遣の要請 (1) (略) (2) 知事は (3) 又は (4) による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項 (以下「要請事項」という。) を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)	0761-22-2101 (内線651)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-8118	025-279-2288	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)</td><td>0761-22-2101 (内線651, 657)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table> (2) (略) (3) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td>076-495-3060</td><td>076-495-3066</td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> (4) (略) 6 (略) 第 6 節～第 7 節 (略) 第 8 節 自衛隊の災害派遣 1 ～ 2 (略) 3 派遣の要請 (1) (略) (2) 知事は (3) 又は (4) による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項 (以下「要請事項」という。) を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-8118	025-279-2288	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																														
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444																																																														
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線225)	0761-22-2101 (内線651)																																																														
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)																																																														
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288																																																														
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																														
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066																																																														
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																																																														
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																														
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444																																																														
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜(内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)																																																														
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)																																																														
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288																																																														
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																														
石川県	富山県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066																																																														
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																																																														

現 行	修 正 案	備 考																																
派遣要請連絡先	派遣要請連絡先																																	
<table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>0 7 6－2 4 1－2 1 7 1</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部防衛主任</td><td>0 7 7 3－6 2－2 2 5 0</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防衛部防衛班長</td><td>0 7 6 1－2 2－2 1 0 1</td></tr></table>	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6－2 4 1－2 1 7 1	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3－6 2－2 2 5 0	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1－2 2－2 1 0 1	<table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>076-241-2171(内線235)</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部第3幕僚室長</td><td>0773-62-2250(内線2548)</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防 衛 部 防 衛 班 長</td><td>0761-22-2101(内線231)</td></tr></table>	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)	
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6－2 4 1－2 1 7 1																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3－6 2－2 2 5 0																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1－2 2－2 1 0 1																															
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)																															
(3) ～ (5) (略)	(3) ～ (5) (略)																																	
4 ～ 8 (略)	4 ～ 8 (略)																																	
第 9 節 避難誘導等	第 9 節 避難誘導等																																	
1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)																																	
3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知	3 避難の勧告又は指示の内容及びその周知																																	
(1) (略)	(1) (略)																																	
(2) 住民への周知	(2) 住民への周知																																	
市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。	市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。																																	
また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。	また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。																																	
なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。	なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。																																	
4 ～ 6 (略)	4 ～ 6 (略)																																	
7 避難所の開設及び運営	7 避難所の開設及び運営																																	
(1) 市町	(1) 市町																																	
ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。	ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。																																	
また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避	また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避																																	

現 行	修 正 案	備 考
難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>滞在場所</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>滞在場所</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>滞在場所</u>の運営に努める。	難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保等の支援を行うとともに、<u>一時滞在施設</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した<u>一時滞在施設</u>の運営に努める。	

現 行					修 正 案					備 考
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					
協定者		協定締結日	TEL	FAX	協定者		協定締結日	TEL	FAX	
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083		(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254		(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936		(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565		(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340		(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090		(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292		(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138		(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	
	(追加)					(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	
10（略）					10（略）					
第10節 要配慮者の安全確保					第10節 要配慮者の安全確保					
1（略）					1（略）					
2 在宅の要配慮者に対する対策					2 在宅の要配慮者に対する対策					
（1）～（2）（略）					（1）～（2）（略）					
（3）被災状況等の把握及び日常生活支援					（3）被災状況等の把握及び日常生活支援					
県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					
ア 被災状況等の把握					ア 被災状況等の把握					
避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					
イ 被災後の日常生活支援					イ 被災後の日常生活支援					
市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					

現 行	修 正 案	備 考										
(新設) (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム (略)	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table> (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第11節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第6節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631								

現 行	修 正 案	備 考
○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、<u>国立病院機構</u>、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	

現 行	修 正 案	備 考
(エ)～(オ) (略) <u>(新設)</u> オ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 <u>なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。</u>	(エ)～(オ) (略) オ <u>ドクターヘリの派遣要請</u> (ア) 県は、<u>ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院(県立中央病院)に対して、派遣を要請する。</u> (イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。 カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム<u>(EMIS)</u>及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 <u>ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第8節 自衛隊の</u>	

現 行	修 正 案	備 考																																								
7 ～ 1 2 （略） 第 1 2 節 （略） 第 1 3 節 救助・救急活動 1 （略） 2 実施体制 （1） ～ （2） （略） （3） 県 ア （略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ （略） （4） （略） 3 ～ 5 （略） 第 1 4 節 （略） 第 1 5 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-298-9551	076-298-1245	災害派遣」に準ずる。 7 ～ 1 2 （略） 第 1 2 節 （略） 第 1 3 節 救助・救急活動 1 （略） 2 実施体制 （1） ～ （2） （略） （3） 県 ア （略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ （略） （4） （略） 3 ～ 5 （略） 第 1 4 節 （略） 第 1 5 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。 なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																						

現 行	修 正 案	備 考
2～7（略） 第16節～第18節（略） 第19節 ライフライン施設の応急対策 1（略） 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。 （3）～（8）（略） 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 （3）～（5）（略） 4～5（略） 第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8（略）	<u>向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u> 2～7（略） 第16節～第18節（略） 第19節 ライフライン施設の応急対策 1（略） 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集・伝達を行う。 <u>また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> （3）～（8）（略） 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。 （1）（略） （2）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 <u>また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> （3）～（5）（略） 4～5（略） 第20節 公共土木施設等の応急対策 1～8（略）	

現 行	修 正 案	備 考																														
9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>(新設)</u> 第 2 1 節～第 2 2 節 (略) 第 2 3 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) ～ (2) (略) (略) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油類販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> (略) 4 ～ 5 (略) 第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) ～ (2) (略) (3) 海上輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table> 第 2 1 節～第 2 2 節 (略) 第 2 3 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) ～ (2) (略) (略) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> (略) 4 ～ 5 (略) 第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 輸送手段の確保 1 ～ 3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) ～ (2) (略) (3) 海上輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												

現 行		修 正 案				備 考																																																		
一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>（新設）</u> （３）（略） ３～７（略）						協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２６節（略） 第２７節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>災害時の応援業務に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table> （３）（略） ３～７（略）				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																				
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																				
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																				
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																																				
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																				
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																				
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																				
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																																				
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																				
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																																				

現 行	修 正 案	備 考																				
第２８節 ボランティア活動の支援 １～５（略） ６ 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>ＴＥＬ</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table> 第２９節（略） 第３０節 住宅の応急修理 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略）	協定者		協定締結日	ＴＥＬ	FAX	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	第２８節 ボランティア活動の支援 １～５（略） ６ 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>ＴＥＬ</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table> 第２９節（略） 第３０節 住宅の応急修理 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 <u>県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u> また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （４）～（５）（略） ３～５（略） 第３１節～第３２節（略）	協定者		協定締結日	ＴＥＬ	FAX	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	FAX																		
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																		
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	FAX																		
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																		

現 行	修 正 案	備 考
第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 (略) 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。 3～5 (略) 第 2 節～第 7 節 (略) 第 5 章 複合災害対策 (略)	第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 (略) 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う<u>ことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u> 3～5 (略) 第 2 節～第 7 節 (略) 第 5 章 複合災害対策 (略)	

石川県地域防災計画(一般災害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 一般災害対策編 (平成 3 0 年修正)	石川県地域防災計画 一般災害対策編 (令和元年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節～第 5 節（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、<u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節～第 5 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考				
第 2 章 災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとるべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 <table><tr><td>平 常 時 の 心 得</td><td> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 </td></tr></table> （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節 自主防災組織の育成 1（略） 2 地域住民等の自主防災組織 （1）（略） （2）活動内容 自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基	平 常 時 の 心 得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。	第 2 章 災害予防計画 第 1 節（略） 第 2 節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 ～ 2 （略） 3 事業者等のとるべき措置 （1）事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 <table><tr><td>平 常 時 の 心 得</td><td> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 </td></tr></table> （略） （2）（略） 4（略） 第 3 節 自主防災組織の育成 1（略） 2 地域住民等の自主防災組織 （1）（略） （2）活動内容 自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基	平 常 時 の 心 得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。	
平 常 時 の 心 得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。					
平 常 時 の 心 得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ <u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。					

現 行	修 正 案	備 考				
づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。 （略） <table><tr><td>災 害 時</td><td> ○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開設の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援 </td></tr></table> （３）（略） ３（略） 第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 ２～４（略） 第５節（略） 第６節 防災体制の整備 １（略） ２ 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築	災 害 時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開設の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援	づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。 （略） <table><tr><td>災 害 時</td><td> ○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援 </td></tr></table> （３）（略） ３（略） 第４節 防災ボランティアの活動環境の整備 １ 基本方針 災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、<u>日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター</u>などとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。 ２～４（略） 第５節（略） 第６節 防災体制の整備 １（略） ２ 県の活動体制 （１）～（２）（略） （３）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築	災 害 時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援	
災 害 時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開設の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援					
災 害 時	○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援					

現 行	修 正 案	備 考
ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る。 イ（略） （４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、民間事業者 に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との 間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 イ（略） （６）～（１０）（略） ３ 市町の活動体制 （１）～（４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア（略） イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応 援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、相互応援 協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等 による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協 定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじ め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 ウ（略） （６）～（１２）（略） ４（略） 第７節（略）	ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及 び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る<u>など、実効 性の確保に努めるものとする。</u> イ（略） （４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援 の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>することにより、災害発生時 に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、 協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとし る。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらか じめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民 間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） （６）～（１０）（略） ３ 市町の活動体制 （１）～（４）（略） （５）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア（略） イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応 援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>することにより、災害発生 時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、 協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとし る。</u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、 大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方 公共団体との間の協定締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじ め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 ウ（略） （６）～（１２）（略） ４（略） 第７節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第 8 節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局</u>などの整備を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4) ～ (5) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	第 8 節 通信及び放送施設災害予防 1 (略) 2 通信用施設設備の整備 (1) ～ (2) (略) (3) 防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話</u>などの整備を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 (4) ～ (5) (略) 3 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	

現 行	修 正 案	備 考
石川県総合防災情報システム 4 (略) 第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに従って所要の警戒措置をとる。	石川県総合防災情報システム 4 (略) 第9節 水害予防 1 基本方針 水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。 また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、石川県水防計画の定めに従って所要の警戒措置をとる。 さらに、<u>国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
2～7（略） 8 避難準備措置の確立 （１）（略） （２）洪水予報河川、<u>水位情報周知河川の浸水想定区域</u>の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「<u>氾濫危険水位</u>」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を<u>浸水想定区域</u>として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される<u>水深</u>を公表するとともに、<u>関係市町</u>へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 （３）市町地域防災計画において定める事項 市町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。 ア（略） イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ウ（略） （４）洪水ハザードマップの作成 <u>浸水想定区域</u>をその区域に含む市町は、国及び県からの<u>浸水想定区域</u>に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。 また、洪水予報河川、<u>水位情報周知河川</u>以外の氾濫のおそれがある中小河川に	2～7（略） 8 避難準備措置の確立 （１）（略） （２）洪水予報河川、<u>水位周知河川の洪水浸水想定区域</u>の指定等 国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「<u>氾濫危険水位</u>」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、<u>想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域</u>として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、<u>関係市町の長</u>へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。<u>また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた方法を用いて、市町へ浸水想定</u><u>の情報を提供するよう努める。</u> <u>市町長は、洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u> <u>水防管理者（市町長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u> （３）市町地域防災計画において定める事項 市町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。 ア（略） イ <u>避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項</u>その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項 ウ（略） （４）洪水ハザードマップの作成 <u>洪水浸水想定区域</u>をその区域に含む市町は、国及び県からの<u>洪水浸水想定区域</u>に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市町地域防災計画に定められた、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。</u>	

現 行	修 正 案	備 考
についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。 なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (5) 企業防災の促進 ア 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 イ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、更に自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。 ウ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。 9（略）	また、洪水予報河川、<u>水位周知河川</u>以外の氾濫のおそれがある中小河川についても市町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。 なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 (5) 企業防災の促進 ア <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。 イ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。</u> ウ <u>浸水想定区域内に位置し</u>、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告する。 9（略）	

現 行	修 正 案	備 考
10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 ア 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。 イ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u> ウ 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。 第10節 (略) 第11節 消防力の充実、強化 1～9 (略) 10 救助・救急体制の整備 (1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。 また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>県の災害・救急医療情報システム</u>の活用を図る。 第12節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した	10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施 (1) (略) (2) 防災訓練の実施 ア <u>浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。</u> イ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></u> <u>また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u> ウ <u>浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u> 第10節 (略) 第11節 消防力の充実、強化 1～9 (略) 10 救助・救急体制の整備 (1) (略) (2) 体制の整備 ア (略) イ 市町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資器材及び救護所用資機材の整備に努める。 また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u>の活用を図る。 第12節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した	

現 行	修 正 案	備 考
緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、<u>指定緊急避難場所、指定避難所、避難路</u>を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (1) 指定緊急避難場所 ア (略) イ 災害発生時に迅速に避難場所の<u>開設</u>を行うことが可能な管理体制を有していること。 ウ～エ (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛	緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <u>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> 2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 市町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、<u>避難路、指定緊急避難場所等</u>をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 また、市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 (1) 指定緊急避難場所 ア (略) イ 災害発生時に迅速に避難場所の<u>開放</u>を行うことが可能な管理体制を有していること。 ウ～エ (略) (2) 指定避難所 ア～オ (略) カ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、簡易ベッド、<u>備蓄倉庫</u>、非常用電源（再生可能エネルギーによる発	

現 行	修 正 案	備 考										
星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>(新設)</u> キ <u>防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</u> ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。 コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <u>(新設)</u> (3) (略) (4) 避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等 ア <u>市町長は、避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の判断基準を策定するとともに必要に応じて見直すよう努め、策定にあたっては、雨量、河川の水位等（水防、土砂災害に関する情報を含む）の具体的な判断基準を導入するよう努める。その場合には、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇に対応するため、上流地点の雨量、水位等も勘案するものとする。また、市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。</u>	電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県冷凍空調設備工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-213-5577</td><td>076-213-5577</td></tr></table> <u>(削除)</u> キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。 ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <u>シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。</u> (3) (略) (4) 避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等 ア 市町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577	
協定者		協定締結日	T E L	F A X								
石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577								

現 行	修 正 案	備 考
イ（略） ウ <u>県は、市町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。</u> ３～７（略） 第１３節（略）	<u>め具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。</u> イ（略） <u>（削除）</u> ３～７（略） 第１３節（略）	

現 行	修 正 案	備 考
第14節 緊急輸送体制の整備 1～5（略） 	第14節 緊急輸送体制の整備 1～5（略） 	

現 行	修 正 案	備 考
第15節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 （略）	第15節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略）	
広域災害・救急医療情報システム概念図	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第16節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第17節～第23節 (略) 第24節 公共施設災害予防 1～2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) (略) (2) 河川の整備 <u>(新設)</u> 災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。 このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。 4～6 (略)	(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第16節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、<u>保健医療行政の指揮調整機能等の確保や</u>、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第17節～第23節 (略) 第24節 公共施設災害予防 1～2 (略) 3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策 (1) (略) (2) 河川の整備 <u>ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。</u> <u>イ</u> 災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。 このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。 4～6 (略)	

現 行	修 正 案	備 考
7 通信施設の整備対策 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>防災相互通信用無線局</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、<u>各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア 防災相互通信用無線局の整備の促進を図る。 イ <u>防災相互通信用無線局</u>の訓練を実施する。 (5) (略) 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。 <u>また、市町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。</u> 9 (略) 第25節 地盤災害予防 1～5 (略) 6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) <u>治山事業の促進</u> <u>重要流域の荒廃地の復旧に重点をおき、最近の災害荒廃地については、緊急度を勘案しつつ復旧の促進を図る。</u> <u>また、崩壊危険区域等については、災害の未然防止と流域の保全を期するための治山事業を促進する。</u> (3) 土石流防止工事の促進 土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多	7 通信施設の整備対策 災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、<u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>の整備の促進を図る。 イ <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>の訓練を実施する。 (5) (略) 8 農地、農業用施設整備対策 農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。<u>また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。</u> 市町は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。 9 (略) 第25節 地盤災害予防 1～5 (略) 6 地盤災害防止施設の整備、促進 (1) (略) (2) <u>治山対策の推進</u> <u>山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u> <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u> (3) 土石流防止工事の促進 土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。県は、下流の人家、公共施設の多	

現 行	修 正 案	備 考
い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。 (４) (略) ７～８ (略) 第２６節～第２７節 (略)	い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。 (４) (略) ７～８ (略) 第２６節～第２７節 (略)	

現 行	修 正 案	備 考																										
第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （1）知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。 （ア）～（エ）（略） （オ）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 （第 8 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td><u>0764-95-3060</u></td><td><u>0764-95-3066</u></td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> （カ）（略） ウ～エ（略） （2）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	<u>0764-95-3060</u>	<u>0764-95-3066</u>	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 8 （略） 9 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 （1）知事の応援要請 ア（略） イ 他の都道府県等に対する広域応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成 24 年 5 月 18 日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。 （ア）～（エ）（略） （オ）消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定 （第 8 節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="2">石川県</td><td>富山県</td><td rowspan="2">H 9. 7. 1</td><td><u>076-495-3060</u></td><td><u>076-495-3066</u></td></tr><tr><td>福井県</td><td>0776-51-6945</td><td>0776-51-6947</td></tr></table> （カ）（略） ウ～エ（略） （2）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	富山県	H 9. 7. 1	<u>076-495-3060</u>	<u>076-495-3066</u>	福井県	0776-51-6945	0776-51-6947	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	<u>0764-95-3060</u>	<u>0764-95-3066</u>																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								
協定者		協定締結日	TEL	FAX																								
石川県	富山県	H 9. 7. 1	<u>076-495-3060</u>	<u>076-495-3066</u>																								
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947																								

現 行		修 正 案				備 考
ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 12 節「避難誘導等」参照)						ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (本章第 12 節「避難誘導等」参照)
イ (新設)						イ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (本章第 13 節「要配慮者の安全確保」参照)
ウ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)						ウ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)
エ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)						エ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)
オ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」及び第 15 章「健康管理活動」参照)						オ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」及び第 15 章「健康管理活動」参照)
カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)						カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)
キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)						キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」参照)

現 行		修 正 案				備 考																																								
(略)		(略)																																												
キ 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」 参照)		ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」 参照)		ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 14 節「災害医療及び救急医療」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
ケ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 16 節「救助・救急活動」 参照）		コ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第 16 節「救助・救急活動」 参照）																																												
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-298-9551	076-298-1245	<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																										
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																										
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																										
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																										
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																										
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																										
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																										
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																										
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																										
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																										
コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備及び交通規制」 参照)		サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備及び交通規制」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
サ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 20 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」 参照)		シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第 20 節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
シ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)		ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
ス 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)		セ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)																																												
(略)		(略)																																												
<u>(新設)</u>		ソ 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定 (本章第 22 節「公共土木施設等の応急対策」 参照)																																												
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																			
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																										
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																																										

現 行	修 正 案	備 考																																																																		
セ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 25 節「生活必需品の供給」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油類販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> ソ 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 25 節「生活必需品の供給」参照) (略) タ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) (略) チ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> ツ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) (略) テ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照) (略) (新設)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	タ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第 25 節「生活必需品の供給」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> チ 災害時における緊急用ＬＰガスの供給等に関する協定 (本章第 25 節「生活必需品の供給」参照) (略) ツ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) (略) テ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> ト 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 27 節「輸送手段の確保」参照) (略) ナ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照) (略) ニ 災害時の応援業務に関する協定 (本章第 29 節「防疫、保健衛生活動」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																																
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																																
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																																																
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																																																
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																																																
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																																																

現 行	修 正 案	備 考																				
ト 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table> ナ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) ニ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 0 ～ 1 1 (略) 第 2 節 (略) 第 3 節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1 ～ 2 (略) 3 種類及び発表基準 (1) (略) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 <u>(1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。</u> <u>(2) 洪水の欄中、「and」は 2 つの指標による基準を示す。例えば、「R3=100 and ○○川流域=4」であれば、「3 時間雨量 100mm 以上 かつ ○○川流域雨量指数=4 以上」を意味する。</u> <u>(3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別図参照。</u> <u>(4) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。</u> <u>(5) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。</u> <u>(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このよ</u>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	ヌ 災害ボランティア活動への支援に関する協定 (本章第 30 節「ボランティア活動の支援」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table> ネ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) ノ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 32 節「住宅の応急対策」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 0 ～ 1 1 (略) 第 2 節 (略) 第 3 節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準 1 ～ 2 (略) 3 種類及び発表基準 (1) (略) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方 <u>(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。</u> <u>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町等に対して発表する。</u> <u>(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</u> <u>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</u>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																		
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																		

現 行	修 正 案	備 考
うな場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 別図 石川県内平坦地と平坦地以外 	(5) 表中において、対象の市町等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。 (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。 (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町等の域内において単一の値をとる。 (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。 (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町等において主要な河川は存在しないことを表している。 (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。 (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。 (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化	

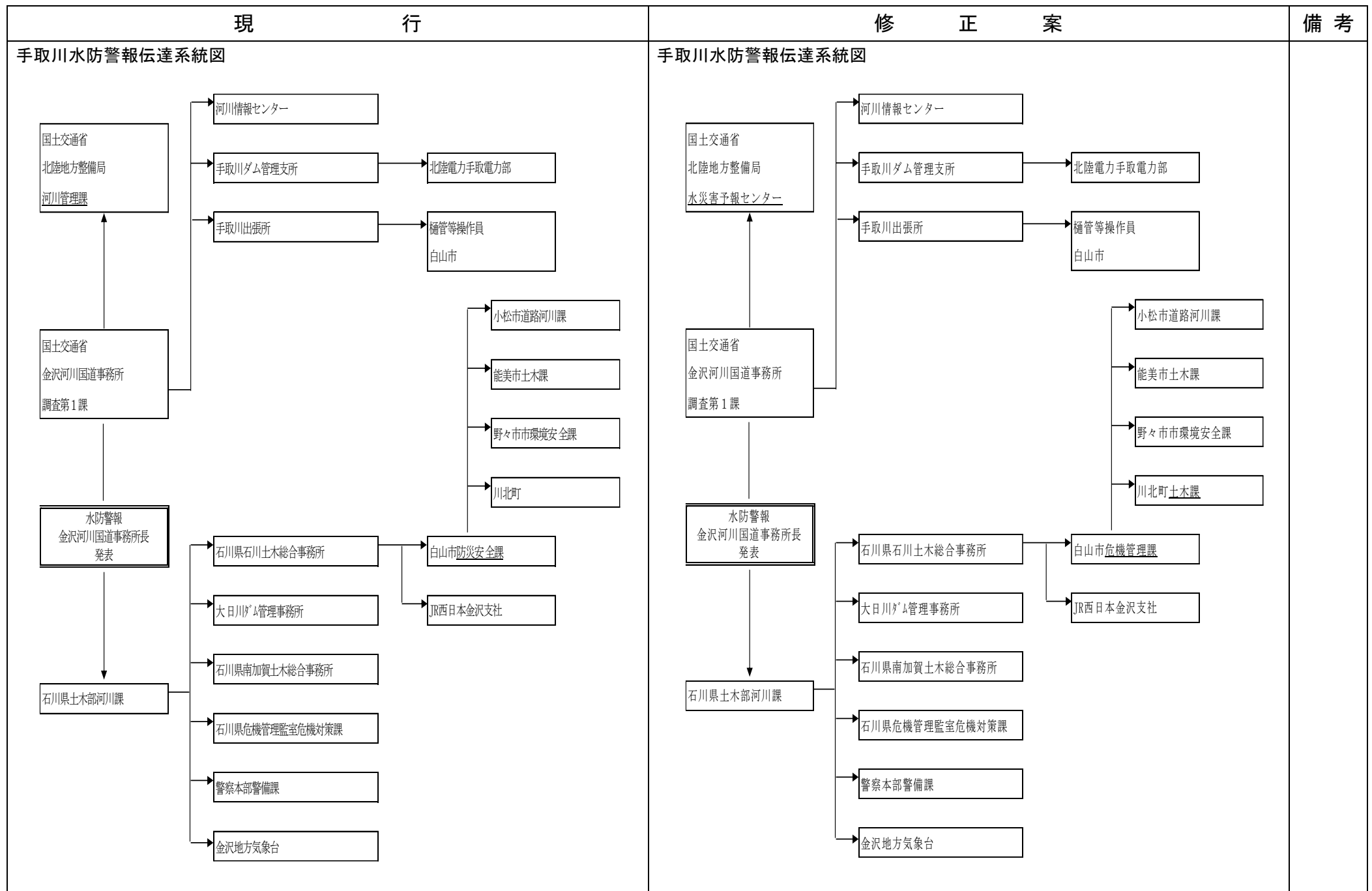
現 行	修 正 案	備 考																														
(略) (2) ～ (6) (略) 4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア) (略) (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域 <table border="1" data-bbox="163 810 898 1096"> <tr> <th>河川名</th><th colspan="2">区 域</th></tr> <tr> <td>鍋谷川</td><td>小松市上八里町 上八里大橋</td><td>梯川合流点まで</td></tr> <tr> <td>犀 川</td><td>金沢市大桑町 大桑橋</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>安原川</td><td>白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋</td><td>犀川合流点まで</td></tr> <tr> <td>浅野川</td><td>金沢市鈴見町 鈴見橋</td><td>大野川合流点まで</td></tr> </table> イ (略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) (略)	河川名	区 域		鍋谷川	小松市上八里町 上八里大橋	梯川合流点まで	犀 川	金沢市大桑町 大桑橋	海まで	安原川	白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋	犀川合流点まで	浅野川	金沢市鈴見町 鈴見橋	大野川合流点まで	<u>し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u> (略) (2) ～ (6) (略) 4 水防法に定める水防警報 (1) 河川 ア 国土交通大臣又は知事が指定した次の河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた河川国道事務所長又は土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。 (ア) (略) (イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域 <table border="1" data-bbox="1149 810 1883 1099"> <tr> <th>河川名</th><th colspan="2">区 域</th></tr> <tr> <td>鍋谷川</td><td>能美市和気町 鍋谷川橋</td><td>梯川合流点まで</td></tr> <tr> <td>犀 川</td><td>金沢市大桑町 浅野川放水路 合流点</td><td>海まで</td></tr> <tr> <td>安原川</td><td>白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋150m上流</td><td>犀川合流点まで</td></tr> <tr> <td>浅野川</td><td>金沢市田上本町 浅野川放水路</td><td>大野川合流点まで</td></tr> </table> イ (略) ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。 (ア) (略)	河川名	区 域		鍋谷川	能美市和気町 鍋谷川橋	梯川合流点まで	犀 川	金沢市大桑町 浅野川放水路 合流点	海まで	安原川	白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	浅野川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点まで	
河川名	区 域																															
鍋谷川	小松市上八里町 上八里大橋	梯川合流点まで																														
犀 川	金沢市大桑町 大桑橋	海まで																														
安原川	白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋	犀川合流点まで																														
浅野川	金沢市鈴見町 鈴見橋	大野川合流点まで																														
河川名	区 域																															
鍋谷川	能美市和気町 鍋谷川橋	梯川合流点まで																														
犀 川	金沢市大桑町 浅野川放水路 合流点	海まで																														
安原川	白山市横江町 JR北陸本線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで																														
浅野川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点まで																														

現 行					修 正 案					備 考
(イ) 知事が指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位					(イ) 知事が指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位					
河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	1.80m	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.00m	
高橋川	殿田橋	野々市市新庄	殿田橋	0.90m		牛島	能美市牛島町	牛島	3.40m	
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.20m	高橋川	殿田橋	金沢市南四十万3丁目	殿田橋	0.90m	
河北潟	潟端	河北郡津幡町太田	潟端	0.90m		馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	1.40m	
町野川	明治橋	輪島市町野町広江	明治橋	3.60m	河北潟	潟端	河北郡津幡町潟端	潟端	0.90m	
					町野川	明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	3.60m	
(2) (略)					(2) (略)					
5 水位情報の通知及び周知					5 水位情報の通知及び周知					
(1) 知事が指定した次の河川（水位情報周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。					(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。					
河川名	区 域				河川名	区 域				
鍋谷川	小松市上八里町	上八里大橋	梯川合流点まで		鍋谷川	能美市和気町	鍋谷川橋	梯川合流点まで		
犀川	金沢市大桑町	大桑橋	海まで		犀川	金沢市大桑町	浅野川放水路合流点	海まで		
安原川	白山市横江町	IR北陸本線鉄道橋	犀川合流点まで		安原川	白山市横江町	IR北陸本線鉄道橋150m上流	犀川合流点まで		
浅野川	金沢市鈴見町	鈴見橋	大野川合流点まで		浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路	大野川合流点まで		

現 行	修 正 案	備 考																																																																											
(2) <u>水位情報周知河川</u>における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。 ア～イ（略） ウ 氾濫発生情報 氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。 なお、<u>水位情報周知河川</u>における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。	(2) <u>水位周知河川</u>における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。 ア～イ（略） ウ 氾濫発生情報 氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。 なお、<u>水位周知河川</u>における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。																																																																												
<table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>位置</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td>鍋谷川</td><td>鍋谷川橋</td><td>能美市和気町</td><td>鍋谷川橋</td><td><u>1.90m</u></td><td><u>2.10m</u></td></tr><tr><td rowspan="2">高橋川</td><td>殿田橋</td><td>野々市市新庄</td><td>殿田橋</td><td>1.00m</td><td>1.20m</td></tr><tr><td>馬替</td><td>金沢市馬替2丁目</td><td>馬替</td><td><u>1.30m</u></td><td><u>1.60m</u></td></tr><tr><td>河北潟</td><td>潟端</td><td>河北郡津幡町太田</td><td>潟端</td><td>1.10m</td><td>1.20m</td></tr><tr><td>町野川</td><td>明治橋</td><td>輪島市町野町広江</td><td>明治橋</td><td>5.50m</td><td>5.70m</td></tr></table>	河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	<u>1.90m</u>	<u>2.10m</u>	高橋川	殿田橋	野々市市新庄	殿田橋	1.00m	1.20m	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	<u>1.30m</u>	<u>1.60m</u>	河北潟	潟端	河北郡津幡町太田	潟端	1.10m	1.20m	町野川	明治橋	輪島市町野町広江	明治橋	5.50m	5.70m	<table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>位置</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td rowspan="2">鍋谷川</td><td>鍋谷川橋</td><td>能美市和気町</td><td>鍋谷川橋</td><td><u>2.30m</u></td><td><u>2.50m</u></td></tr><tr><td>牛島</td><td>能美市牛島町</td><td>牛島</td><td><u>4.20m</u></td><td><u>4.50m</u></td></tr><tr><td rowspan="2">高橋川</td><td>殿田橋</td><td>金沢市南四十万3丁目</td><td>殿田橋</td><td>1.00m</td><td>1.20m</td></tr><tr><td>馬替</td><td>金沢市馬替2丁目</td><td>馬替</td><td><u>1.60m</u></td><td><u>1.80m</u></td></tr><tr><td>河北潟</td><td>潟端</td><td>河北郡津幡町潟端</td><td>潟端</td><td>1.10m</td><td>1.20m</td></tr><tr><td>町野川</td><td>明治橋</td><td>輪島市町野町川西</td><td>明治橋</td><td>5.50m</td><td>5.70m</td></tr></table>	河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	<u>2.30m</u>	<u>2.50m</u>	牛島	能美市牛島町	牛島	<u>4.20m</u>	<u>4.50m</u>	高橋川	殿田橋	金沢市南四十万3丁目	殿田橋	1.00m	1.20m	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	<u>1.60m</u>	<u>1.80m</u>	河北潟	潟端	河北郡津幡町潟端	潟端	1.10m	1.20m	町野川	明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	5.50m	5.70m	
河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																								
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	<u>1.90m</u>	<u>2.10m</u>																																																																								
高橋川	殿田橋	野々市市新庄	殿田橋	1.00m	1.20m																																																																								
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	<u>1.30m</u>	<u>1.60m</u>																																																																								
河北潟	潟端	河北郡津幡町太田	潟端	1.10m	1.20m																																																																								
町野川	明治橋	輪島市町野町広江	明治橋	5.50m	5.70m																																																																								
河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																								
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	<u>2.30m</u>	<u>2.50m</u>																																																																								
	牛島	能美市牛島町	牛島	<u>4.20m</u>	<u>4.50m</u>																																																																								
高橋川	殿田橋	金沢市南四十万3丁目	殿田橋	1.00m	1.20m																																																																								
	馬替	金沢市馬替2丁目	馬替	<u>1.60m</u>	<u>1.80m</u>																																																																								
河北潟	潟端	河北郡津幡町潟端	潟端	1.10m	1.20m																																																																								
町野川	明治橋	輪島市町野町川西	明治橋	5.50m	5.70m																																																																								
参考図 The diagram shows five levels of water height relative to a riverbed. Level 5 (red) is 'Flood Occurrence'. Level 4 (blue) is 'Danger Level' with evacuation completion. Level 3 (pink) is 'Flood Danger Level' (considering flood-specific warning level) and 'Evacuation start time consideration' (considering flood-specific warning level). Level 2 (yellow) is 'Flood Attention Level' (warning level) with water defense unit activation. Level 1 (white) is 'Water Defense Unit Standby Level' (notification level) with water defense unit standby. Arrows indicate the progression from Level 1 to Level 5.	参考図 The diagram shows five levels of water height relative to a riverbed. Level 5 (red) is 'Flood Occurrence'. Level 4 (blue) is 'Danger Level' with evacuation completion. Level 3 (pink) is 'Flood Danger Level' (considering flood-specific warning level) and 'Evacuation start time consideration' (considering flood-specific warning level). Level 2 (yellow) is 'Flood Attention Level' (warning level) with water defense unit activation. Level 1 (white) is 'Water Defense Unit Standby Level' (notification level) with water defense unit standby. Arrows indicate the progression from Level 1 to Level 5.																																																																												

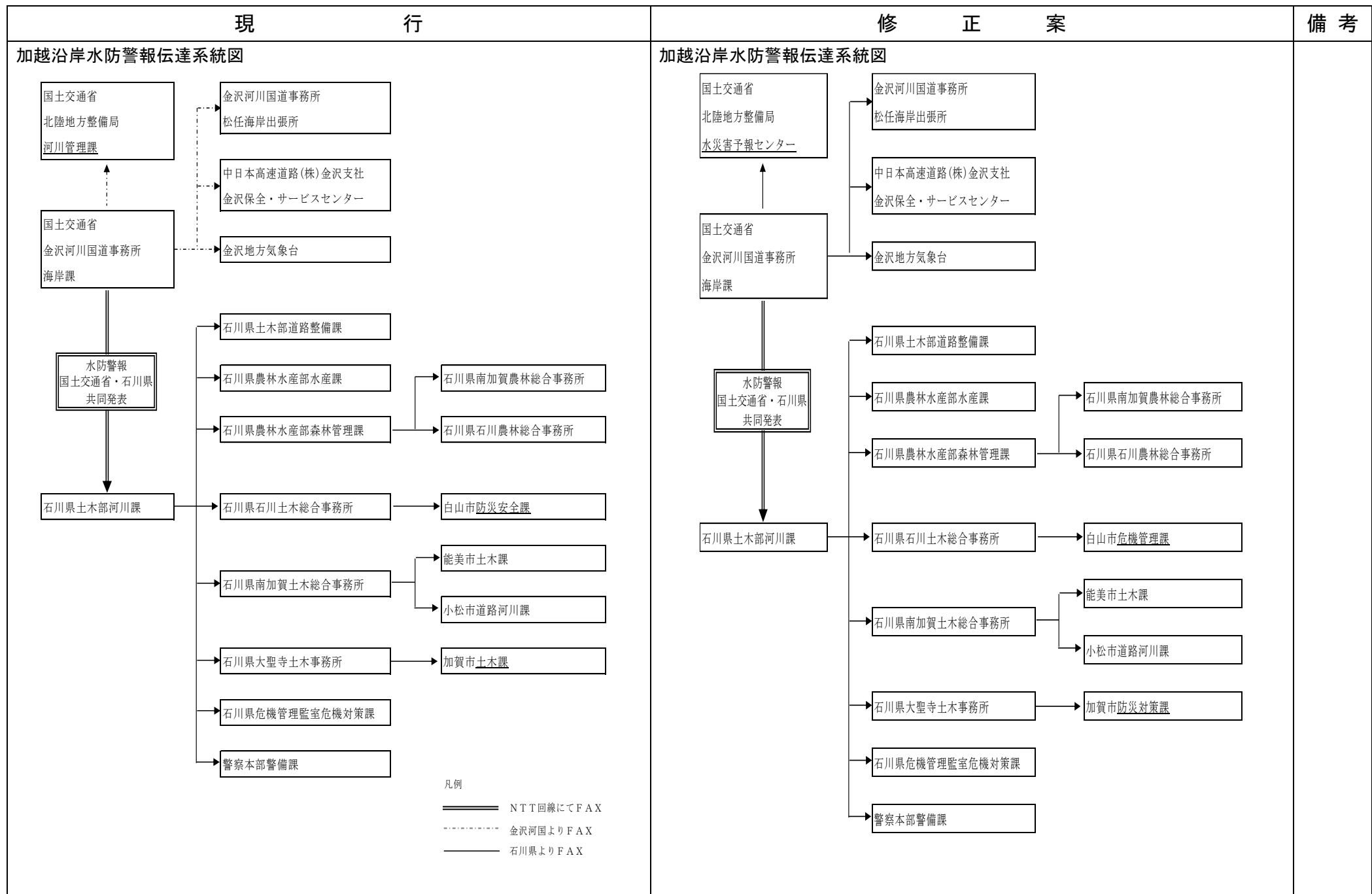
現 行	修 正 案	備 考																																				
6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。 また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を<u>浸水想定区域</u>として指定する。 (1)～(2) (略) (3) 基準点と基準水位 <table><tr><td>河川名</td><td>基準地点名</td><td>水防団待機水位</td><td>氾濫注意水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td>手取川</td><td>鶴来</td><td>0.90m</td><td>1.40m</td><td>2.30m</td><td>3.00m</td></tr><tr><td>梯川</td><td>埴田</td><td>2.00m</td><td>2.50m</td><td><u>3.60m</u></td><td><u>4.20m</u></td></tr></table> (4) <u>浸水想定区域</u>の指定 (略) 7 (略) 8 噴火警報等 (1)～(5) (略) (6) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁火山監視・警報センターが発表する。 ア (略) イ <u>週間火山概況</u> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> ウ 月間火山概況 (略) エ 噴火に関する火山観測報 (略) 9～11 (略) 第4節 (略)	河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	梯川	埴田	2.00m	2.50m	<u>3.60m</u>	<u>4.20m</u>	6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報 手取川及び梯川について直轄管理区間を対象に、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省金沢河川国道事務所と金沢地方気象台は、洪水注意報及び警報を発表する。 また、国土交通大臣は、直轄管理区間を対象に水防法第10条第3項の規定に基づき、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を<u>洪水浸水想定区域</u>として指定する。 (1)～(2) (略) (3) 基準点と基準水位 <table><tr><td>河川名</td><td>基準地点名</td><td>水防団待機水位</td><td>氾濫注意水位</td><td>避難判断水位</td><td>氾濫危険水位</td></tr><tr><td>手取川</td><td>鶴来</td><td>0.90m</td><td>1.40m</td><td>2.30m</td><td>3.00m</td></tr><tr><td>梯川</td><td>埴田</td><td>2.00m</td><td>2.50m</td><td><u>4.20m</u></td><td><u>4.60m</u></td></tr></table> (4) <u>洪水浸水想定区域</u>の指定 (略) 7 (略) 8 噴火警報等 (1)～(5) (略) (6) 火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁火山監視・警報センターが発表する。 ア (略) <u>(削除)</u> イ 月間火山概況 (略) ウ 噴火に関する火山観測報 (略) 9～11 (略) 第4節 (略)	河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	梯川	埴田	2.00m	2.50m	<u>4.20m</u>	<u>4.60m</u>	
河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																	
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																	
梯川	埴田	2.00m	2.50m	<u>3.60m</u>	<u>4.20m</u>																																	
河川名	基準地点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																	
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																	
梯川	埴田	2.00m	2.50m	<u>4.20m</u>	<u>4.60m</u>																																	

現 行	修 正 案	備 考
第5節 災害予警報別の伝達 1～2（略） 3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 （1）～（4）（略）	第5節 災害予警報別の伝達 1～2（略） 3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達 水防警報等の伝達については、次のとおりとする。 （1）～（4）（略）	

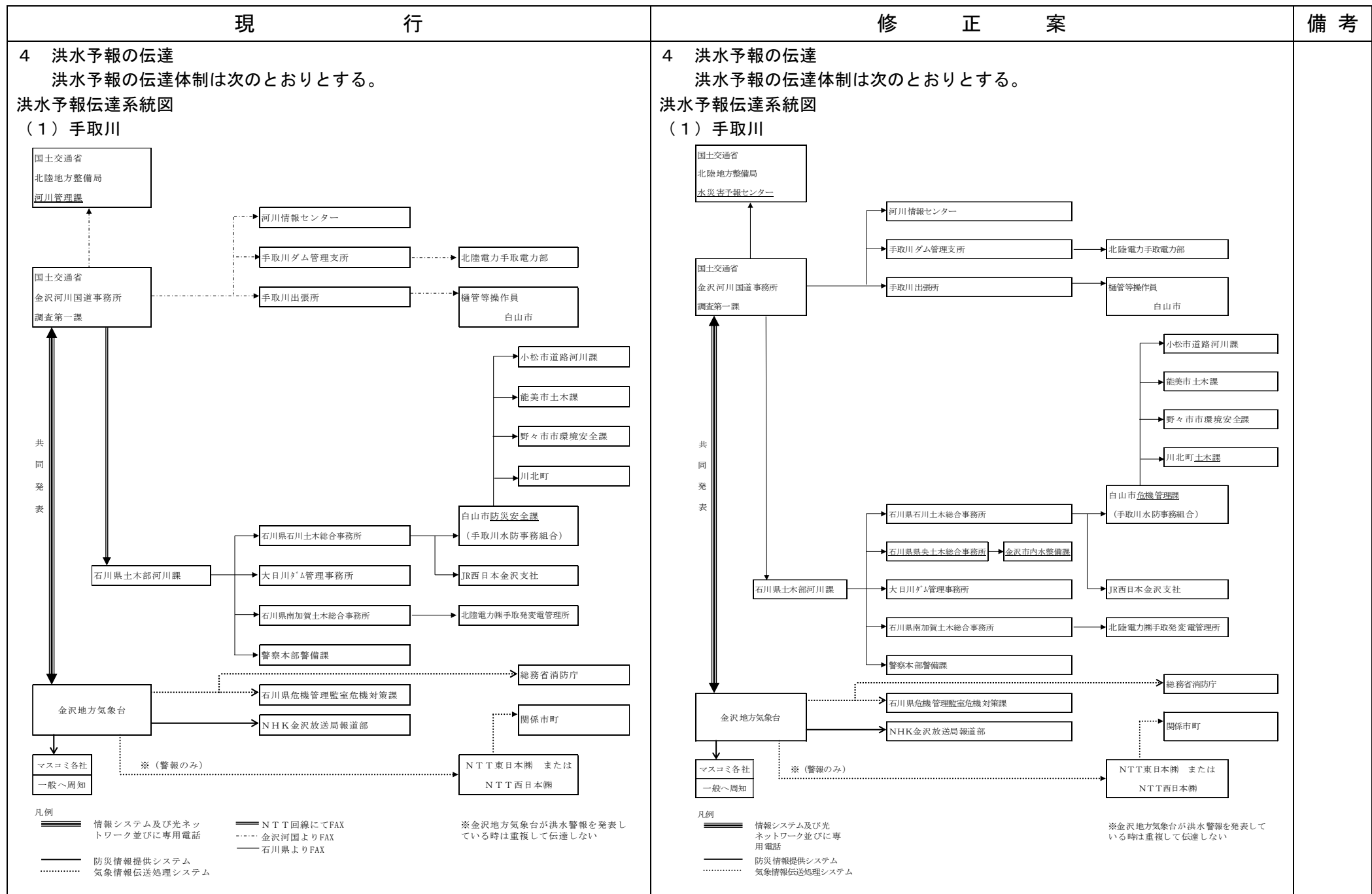


現 行	修 正 案	備 考
梯川水防警報伝達系統図 <pre> graph TD A["国土交通省 北陸地方整備局 河川管理課"] --> B["河川情報センター"] A --> C["小松出張所"] C --> D["樋管等操作員 加賀三湖土改、小松市"] E["国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第1課"] --> A E --> F["石川県土木部河川課"] F --> G["石川県南加賀土木総合事務所"] F --> H["赤瀬ダム管理事務所"] F --> I["石川県危機管理監室危機対策課"] F --> J["警察本部警備課"] F --> K["金沢地方気象台"] G --> L["JR西日本金沢支社"] G --> M["小松市道路河川課"] G --> N["能美市土木課"] </pre>	梯川水防警報伝達系統図 <pre> graph TD A["国土交通省 北陸地方整備局 水災害予報センター"] --> B["河川情報センター"] A --> C["小松出張所"] C --> D["樋管等操作員 加賀三湖土改、小松市"] E["国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第1課"] --> A E --> F["石川県土木部河川課"] F --> G["石川県南加賀土木総合事務所"] F --> H["赤瀬ダム管理事務所"] F --> I["石川県危機管理監室危機対策課"] F --> J["警察本部警備課"] F --> K["金沢地方気象台"] G --> L["JR西日本金沢支社"] G --> M["小松市道路河川課"] G --> N["能美市土木課"] </pre>	

現 行	修 正 案	備 考
水防警報及び避難判断水位到達情報等伝達系統図	水防警報及び避難判断水位到達情報等伝達系統図	



現 行	修 正 案	備 考
能登内浦沿岸水防警報伝達系統図 <pre> graph LR A[石川県土木部河川課] --- B B --> C[石川県土木部港湾課] C --> D[石川県七尾港湾事務所] B --> E[石川県土木部道路整備課] B --> F[石川県農林水産部水産課] B --> G[石川県農林水産部森林管理課] B --> H[石川県農林水産部農業基盤課] H --> I[石川県奥能登農林総合事務所] H --> J[石川県中能登農林総合事務所] B --> K[石川県奥能登土木総合事務所] K --> L[能登町建設課] K --> M[穴水町基盤整備課] B --> N[石川県中能登土木総合事務所] N --> O[七尾市環境安全課] B --> P[石川県危機管理監室危機対策課] B --> Q[警察本部警備課] B --> R[金沢地方气象台] </pre>	能登内浦沿岸水防警報伝達系統図 <pre> graph LR A[石川県土木部河川課] --- B B --> C[石川県土木部港湾課] C --> D[石川県七尾港湾事務所] B --> E[石川県土木部道路整備課] B --> F[石川県農林水産部水産課] B --> G[石川県農林水産部森林管理課] B --> H[石川県農林水産部農業基盤課] H --> I[石川県奥能登農林総合事務所] H --> J[石川県中能登農林総合事務所] B --> K[石川県奥能登土木総合事務所] K --> L[能登町建設課] K --> M[穴水町基盤整備課] B --> N[石川県中能登土木総合事務所] N --> O[七尾市総務課防災対策室] B --> P[石川県危機管理監室危機対策課] B --> Q[警察本部警備課] B --> R[金沢地方气象台] </pre>	



現 行	修 正 案	備 考
(2) 梯川 国土交通省 北陸地方整備局 <u>河川管理課</u> 国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課 河川情報センター 小松出張所 樋管等操作員 小松市 小松市道路河川課 能美市土木課 JR西日本金沢支社 北陸電力勝手取発変電管理所 石川県南加賀土木総合事務所 赤瀬ダム管理事務所 警察本部警備課 総務省消防庁 石川県危機管理監室危機対策課 NHK金沢放送局報道部 関係市町 金沢地方気象台 マスコミ各社 一般へ周知 ※ (警報のみ) NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱ 凡例 - 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 - 防災情報提供システム - 気象情報伝送処理システム - NTT回線にてFAX - 金沢河国よりFAX - 石川県よりFAX ※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない 5～11 (略) 第6節 (略) 第7節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。	(2) 梯川 国土交通省 北陸地方整備局 <u>水災害予報センター</u> 国土交通省 金沢河川国道事務所 調査第一課 河川情報センター 小松出張所 樋管等操作員 小松市 小松市道路河川課 能美市土木課 JR西日本金沢支社 北陸電力勝手取発変電管理所 石川県南加賀土木総合事務所 赤瀬ダム管理事務所 警察本部警備課 総務省消防庁 石川県危機管理監室危機対策課 NHK金沢放送局報道部 関係市町 金沢地方気象台 マスコミ各社 一般へ周知 ※ (警報のみ) NTT東日本㈱ または NTT西日本㈱ 凡例 - 情報システム及び光ネットワーク並びに専用電話 - 防災情報提供システム - 気象情報伝送処理システム ※金沢地方気象台が洪水警報を発表している時は重複して伝達しない 5～11 (略) 第6節 (略) 第7節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。	

現 行	修 正 案	備 考																																																						
なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。 (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略) (イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1" data-bbox="172 667 963 1131"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td>防災交通課</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災防犯対策室主査</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>地域防災係長</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>市民生活課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>防災安全課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>防災対策室</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>環境安全課課長補佐</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市大手町14-1</td></tr> </tbody> </table> イ～エ (略) (4) 防災相互通信用無線局の活用 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等 1 ～ 4 (略)	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。 (1) ～ (2) (略) (3) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略) (イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1" data-bbox="1169 667 1960 1131"> <thead> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七尾市</td><td>総務課防災対策室</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災対策課課長補佐</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>環境安全課主幹</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>防災環境対策課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>危機管理課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>危機管理課</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>総務課危機管理室次長</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10</td></tr> </tbody> </table> イ～エ (略) (4) <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>の活用 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (5) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等 1 ～ 4 (略)	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10	
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1																																																						
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10																																																						

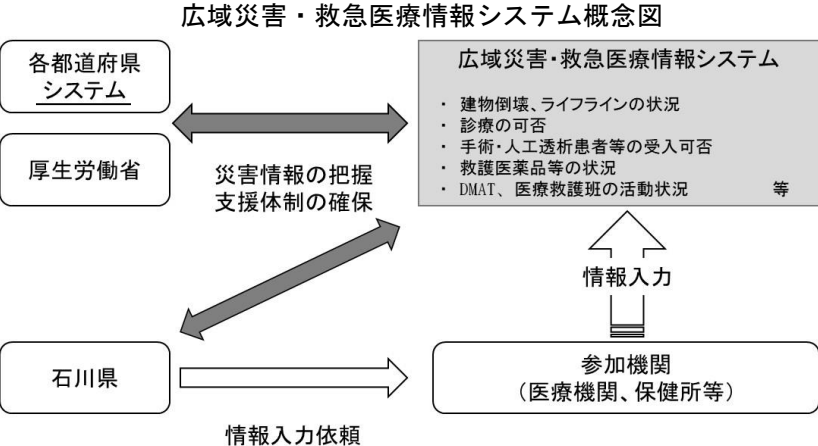
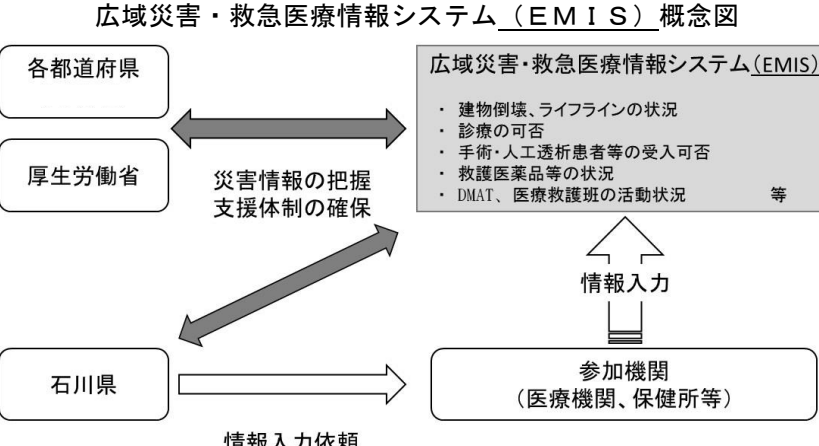
現 行	修 正 案	備 考																																						
５ 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。 （１）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 （航空隊）</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3810）</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 （防衛部）</td><td>0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）</td><td>0761-22-2101 （内線651）</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 （内線231） 夜（内線218）</td><td>0761-22-2101 （内線654）</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table> （２）～（４）（略） ６（略） 第９節～第１０節（略） 第１１節 自衛隊の災害派遣 １～２（略） ３ 派遣の要請 （１）（略） （２）知事は（３）又は（４）による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3810）	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 （防衛部）	0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）	0761-22-2101 （内線651）	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 （内線231） 夜（内線218）	0761-22-2101 （内線654）	第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）	025-273-8118	025-279-2288	５ 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。 （１）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 （航空隊）</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3812）</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 （防衛部）</td><td>0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）</td><td>0761-22-2101 （内線651, 657）</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 （内線215, 216） 夜（内線218）</td><td>0761-22-2101 （内線654）</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table> （２）～（４）（略） ６（略） 第９節～第１０節（略） 第１１節 自衛隊の災害派遣 １～２（略） ３ 派遣の要請 （１）（略） （２）知事は（３）又は（４）による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3812）	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 （防衛部）	0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）	0761-22-2101 （内線651, 657）	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 （内線215, 216） 夜（内線218）	0761-22-2101 （内線654）	第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）	025-273-8118	025-279-2288	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																				
石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3810）	076-238-9444																																				
	航空自衛隊第6航空団 （防衛部）		0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）	0761-22-2101 （内線651）																																				
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 （内線231） 夜（内線218）	0761-22-2101 （内線654）																																				
	第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）		025-273-8118	025-279-2288																																				
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																				
石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 （内線3812）	076-238-9444																																				
	航空自衛隊第6航空団 （防衛部）		0761-22-2101 （内線231） 夜（内線204）	0761-22-2101 （内線651, 657）																																				
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 （内線215, 216） 夜（内線218）	0761-22-2101 （内線654）																																				
	第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）		025-273-8118	025-279-2288																																				

現 行	修 正 案	備 考																																
事後速やかに文書を送達する。 要請事項 （略） 派遣要請連絡先 <table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>0 7 6－2 4 1－2 1 7 1</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部防衛主任</td><td>0 7 7 3－6 2－2 2 5 0</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防衛部防衛班長</td><td>0 7 6 1－2 2－2 1 0 1</td></tr></table> （３）～（５）（略） 4～8（略） 第１２節 避難誘導等 １～２（略） ３ 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 （１）（略） （２）避難勧告・指示（緊急）の時期 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。 また、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。 （３）住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6－2 4 1－2 1 7 1	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3－6 2－2 2 5 0	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1－2 2－2 1 0 1	事後速やかに文書を送達する。 要請事項 （略） 派遣要請連絡先 <table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>076-241-2171(内線235)</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部第3幕僚室長</td><td>0773-62-2250(内線2548)</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防 衛 部 防 衛 班 長</td><td>0761-22-2101(内線231)</td></tr></table> （３）～（５）（略） 4～8（略） 第１２節 避難誘導等 １～２（略） ３ 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 （１）（略） （２）避難勧告・指示（緊急）の時期 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫するまでに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。 また、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。 （３）住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。 また、市町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)	
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6－2 4 1－2 1 7 1																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3－6 2－2 2 5 0																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1－2 2－2 1 0 1																															
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)																															

現 行	修 正 案	備 考
なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ４～７（略） ８ 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている自宅避難者を含めた地区	なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ４～７（略） ８ 避難所の開設及び運営 （１）市町 ア 避難所の開設が必要となった場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ○ 避難所の名称 ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている被災者も含める。） ○ 開設期間の見込み ○ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている自宅避難者を含めた	

現 行		修 正 案				備 考																																																																																																				
全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） 9（略） 10 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、 <u>滞在場所</u> の確保等の支援を行うとともに、 <u>滞在場所</u> の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した <u>滞在場所</u> の運営に努める。		地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） 9（略） 10 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設</u> の確保等の支援を行うとともに、 <u>一時滞在施設</u> の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した <u>一時滞在施設</u> の運営に努める。																																																																																																								
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定		災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定																																																																																																								
<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="11">石川県</td><td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>(株)デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>(株)ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>(株)ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>(株)壱番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>(株)モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>(株)吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>(株)ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>(株)サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	(追加)				<table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="11">石川県</td><td>(株)セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>(株)デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>(株)ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>(株)ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>(株)ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>(株)壱番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>(株)モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>(株)吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>(株)ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>(株)サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>(株)オートバックスセブン</td><td>H30. 6. 11</td><td>03-6219-8796</td><td>03-6219-8801</td></tr></table>				協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																																																						
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																						
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																						
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																						
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																						
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																						
	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																						
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																						
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																						
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																						
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																						
	(追加)																																																																																																									
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																																																																																						
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																						
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																						
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																						
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																						
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																						
	(株)壱番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																						
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																						
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																						
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																						
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																						
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																						
10～11（略）		10～11（略）																																																																																																								
第13節 要配慮者の安全確保		第13節 要配慮者の安全確保																																																																																																								
1（略）		1（略）																																																																																																								
2 在宅の要配慮者に対する対策		2 在宅の要配慮者に対する対策																																																																																																								
（１）～（２）（略）		（１）～（２）（略）																																																																																																								
（３）被災状況等の把握及び日常生活支援		（３）被災状況等の把握及び日常生活支援																																																																																																								
県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努		県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努																																																																																																								

現 行	修 正 案	備 考										
める。 その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。 ア 被災状況等の把握 避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。 イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。 <u>(新設)</u> (４) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (１) (略) (２)被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (３) (略) 5 (略) 第14節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の	める。 その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。 ア 被災状況等の把握 避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。 イ 被災後の日常生活支援 市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。 <u>災害時における宿泊施設等の提供に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table> (４) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (１) (略) (２)被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システム(<u>EMIS</u>)に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (３) (略) 5 (略) 第14節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム(<u>EMIS</u>)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631								

現 行	修 正 案	備 考
活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 (略)  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、	び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略) ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略)  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、	

現 行	修 正 案	備 考
的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) <u>(新設)</u> オ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線</u>などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略)	的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) オ <u>ドクターヘリの派遣要請</u> (ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、<u>基地病院(県立中央病院)に対して、派遣を要請する。</u> (イ) 災害時における運用については、「<u>石川県ドクターヘリ運航要領</u>」の定めるところによる。 カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線</u>などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略)	

現 行	修 正 案	備 考																																																
(５)～(１０) (略) ４～５ (略) ６ 重症患者等の搬送体制 (１) (略) (２) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第８節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第１１節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。 ７～１２ (略) 第１５節 (略) 第１６節 救助・救急活動 １ (略) ２ 実施体制 (１)～(２) (略) (３) 県 ア (略) イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="4">石 川 県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td>H 9. 10. 7</td><td>0764-34-4800</td><td>0764-34-6600</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td></td><td>06-6305-4900</td><td>06-6305-4203</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ (略) (４) (略) ３～５ (略)	協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石 川 県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-34-4800	0764-34-6600	日本レスキュー協会		06-6305-4900	06-6305-4203	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245	(５)～(１０) (略) ４～５ (略) ６ 重症患者等の搬送体制 (１) (略) (２) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第８節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第１１節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。 ７～１２ (略) 第１５節 (略) 第１６節 救助・救急活動 １ (略) ２ 実施体制 (１)～(２) (略) (３) 県 ア (略) イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="5">石 川 県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td>H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td></td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td>H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td></td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ウ～エ (略) (４) (略) ３～５ (略)	協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石 川 県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245					
協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																														
石 川 県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-34-4800	0764-34-6600																																														
	日本レスキュー協会		06-6305-4900	06-6305-4203																																														
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																														
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																														
協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																														
石 川 県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																														
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																														
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																														
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																														

現 行	修 正 案	備 考																				
第 1 7 節（略） 第 1 8 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。 2 ～ 7 （略） 第 1 9 節 災害警備及び交通規制 1 （略） 2 災害警備体制 （1）～（2）（略） （3）協力体制 災害対策活動を迅速勝つ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-201-3444</td><td>076-201-3445</td></tr></table> （4）（略） 3 交通対策 （1）陸上交通規制 ア～イ（略） ウ 各実施責任者の実施要領 道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-201-3444	076-201-3445	第 1 7 節（略） 第 1 8 節 災害救助法の適用 1 基本方針 知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。 <u>なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u> 2 ～ 7 （略） 第 1 9 節 災害警備及び交通規制 1 （略） 2 災害警備体制 （1）～（2）（略） （3）協力体制 災害対策活動を迅速勝つ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-281-6670</td><td>076-281-6671</td></tr></table> （4）（略） 3 交通対策 （1）陸上交通規制 ア～イ（略） ウ 各実施責任者の実施要領 道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-201-3444	076-201-3445																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671																		

現 行	修 正 案	備 考																				
(ア) (略) (イ) 警察（公安委員会） 災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、一般社団法人石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。 a～d (略) e 通行禁止区域等の措置 (a)～(c) (略) 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-201-3444</td><td>076-201-3445</td></tr></table> (ウ) (略) エ～カ (略) (2) (略) 第20節 (略) 第21節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1) (略) (2) 情報の収集伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 (3)～(8) (略) 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-201-3444	076-201-3445	(ア) (略) (イ) 警察（公安委員会） 災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、一般社団法人石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。 a～d (略) e 通行禁止区域等の措置 (a)～(c) (略) 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-281-6670</td><td>076-281-6671</td></tr></table> (ウ) (略) エ～カ (略) (2) (略) 第20節 (略) 第21節 ライフライン施設の応急対策 1 (略) 2 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 (1) (略) (2) 情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 <u>また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> (3)～(8) (略) 3 通信施設 N T T西日本は、次の措置を講ずる。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-201-3444	076-201-3445																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一社) 石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671																		

現 行	修 正 案	備 考																														
(1) (略) (2) 情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 (3) ～ (5) (略) 4 ～ 5 (略) 第 2 2 節 公共土木施設等の応急対策 1 ～ 8 (略) 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>(新設)</u> 第 2 3 節～第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) ～ (2) (略) (略) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油類販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> (略) 4 ～ 5 (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	(1) (略) (2) 情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 <u>また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> (3) ～ (5) (略) 4 ～ 5 (略) 第 2 2 節 公共土木施設等の応急対策 1 ～ 8 (略) 9 公共建築物等 県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。 <u>災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table> 第 2 3 節～第 2 4 節 (略) 第 2 5 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 (略) 3 生活必需品等の確保 (1) ～ (2) (略) (略) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> (略) 4 ～ 5 (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																												
協定者		協定締結日	T E L	F A X																												
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																												

現 行	修 正 案	備 考																																				
第２６節（略） 第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）～（２）（略） （３）海上輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２８節（略） 第２９節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略）	協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	第２６節（略） 第２７節 輸送手段の確保 １～３（略） ４ 要員、物資輸送車両等の確保 （１）～（２）（略） （３）海上輸送 災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第２８節（略） 第２９節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略）	協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																		
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																		

現 行	修 正 案	備 考																				
カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>(新設)</u>	カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 (略) <u>災害時の応援業務に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984											
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																		
(3) (略) 3 ～ 7 (略)	(3) (略) 3 ～ 7 (略)																					
第 3 0 節 ボランティア活動の支援 1 ～ 5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td><u>076-234-5830</u></td><td><u>076-234-5831</u></td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-234-5830</u>	<u>076-234-5831</u>	第 3 0 節 ボランティア活動の支援 1 ～ 5 (略) 6 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一財) 石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td><u>076-264-8265</u></td><td><u>076-264-8043</u></td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-264-8265</u>	<u>076-264-8043</u>	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-234-5830</u>	<u>076-234-5831</u>																		
協定者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-264-8265</u>	<u>076-264-8043</u>																		
第 3 1 節 (略)	第 3 1 節 (略)																					
第 3 2 節 住宅の応急修理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の	第 3 2 節 住宅の応急修理 1 (略) 2 実施体制 (1) (略) (2) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 <u>県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u> また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ																					

現 行	修 正 案	備 考																				
受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）（略） （４）当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）プレハブ建築協会</td><td>H 7. 3. 24</td><td><u>03-3431-1481</u></td><td><u>03-3431-4584</u></td></tr></table> （略） ３～４（略） 第３３節～第３６節（略）	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	<u>03-3431-1481</u>	<u>03-3431-4584</u>	形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （３）（略） （４）当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）プレハブ建築協会</td><td>H 7. 3. 24</td><td><u>03-5280-3121</u></td><td><u>03-5280-3127</u></td></tr></table> （略） ３～４（略） 第３３節～第３６節（略）	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	<u>03-5280-3121</u>	<u>03-5280-3127</u>	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	<u>03-3431-1481</u>	<u>03-3431-4584</u>																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	<u>03-5280-3121</u>	<u>03-5280-3127</u>																		

現 行	修 正 案	備 考
第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 (略) 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。 3～5 (略) 第 2 節～第 7 節 (略) 第 5 章 複合災害対策 (略)	第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節 公共施設災害の復旧 1 (略) 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う<u>ことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u> 3～5 (略) 第 2 節～第 7 節 (略) 第 5 章 複合災害対策 (略)	

石川県地域防災計画(雪害対策編)修正(案) 新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
石川県地域防災計画 雪害対策編 (平成 3 0 年修正)	石川県地域防災計画 雪害対策編 (令和元年修正)	

現 行	修 正 案	備 考
第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節（略）	第 1 章 総則 第 1 節（略） 第 2 節 性格及び基本理念 1（略） 2 基本理念等 （1）（略） （2）基本理念 この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。 県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。 このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。 また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。 なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。 併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。 施策を実施するため、<u>災害応急対策のための</u>災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。 第 3 節（略）	

現 行	修 正 案	備 考																																																																						
第４節 本県の特質と既往の雪害 １～５（略） ６ 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「３８豪雪」、「５２豪雪」、「５６豪雪」、「５９豪雪」、「６１豪雪」、「平成１３年大雪」、「平成１８年豪雪」がある。 （１）～（７）（略） <u>（新設）</u>	第４節 本県の特質と既往の雪害 １～５（略） ６ 既往の主な雪害とその被害 県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「３８豪雪」、「５２豪雪」、「５６豪雪」、「５９豪雪」、「６１豪雪」、「平成１３年大雪」、「平成１８年豪雪」、「平成３０年大雪」がある。 （１）～（７）（略） <u>（８）「平成３０年大雪」（平成３０年１月～２月：２０１８年）</u> <u>ア 気象の状況</u> <u>１月１０日から１３日にかけて、北陸地方の上空約５,５００ｍに氷点下３０.０℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、１月１１日から１２日にかけて県内全域で大雪警報が発表された。この大雪により各地で被害が発生した。</u> <u>２月４日から８日にかけて、北陸地方の上空約５,０００ｍに氷点下３６.０℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、２月５日から７日にかけて能登北部を除く県内全域で大雪警報が発表された。</u> <u>この大雪により、金沢では２月として第３位となる日降雪量５２ｃｍを記録するなど、県内各地に大きな影響をもたらした。</u> <u>イ 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】</u> （平成３０年１月～２月） <table><tr><th>要素 \ 観測地点</th><th>金沢</th><th>輪島</th><th>加賀菅谷</th><th>白山河内</th><th>七尾</th><th>珠洲</th></tr><tr><td>降雪量の合計（ｃｍ）</td><td>２７２</td><td>１９１</td><td>５３２</td><td>５５８</td><td>２４６</td><td>３２８</td></tr><tr><td>日降雪量の最大（ｃｍ）</td><td>５２</td><td>３３</td><td>７９</td><td>７４</td><td>３１</td><td>４０</td></tr><tr><td>起 因 日</td><td>２／５</td><td>１／１１</td><td>２／６</td><td>２／６</td><td>２／５</td><td>１／１１</td></tr><tr><td>最深積雪（ｃｍ）</td><td>８７</td><td>４９</td><td>１９７</td><td>１９４</td><td>５７</td><td>７１</td></tr><tr><td>起 因 日</td><td>２／８</td><td>１／１２</td><td>２／７</td><td>２／７</td><td>２／６</td><td>１／１２</td></tr></table> <u>ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】</u> <table><tr><td rowspan="4">人</td><td>死 者</td><td>２ 名</td><td rowspan="5">住 家</td><td>全 壊</td><td>１ 棟</td></tr><tr><td>重 傷 者</td><td>１ ６ 名</td><td>半 壊</td><td>５ 棟</td></tr><tr><td>軽 傷 者</td><td>６ ８ 名</td><td>一部損壊</td><td>１ ２ 棟</td></tr><tr><td></td><td></td><td>床上浸水</td><td>一 棟</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>床下浸水</td><td>２ 棟</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>非住家被害</td><td>２ ０ 棟</td></tr></table> <u>死者の内訳：除雪作業中（１名）</u> <u>ビニールハウスの倒壊（１名）</u>	要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀菅谷	白山河内	七尾	珠洲	降雪量の合計（ｃｍ）	２７２	１９１	５３２	５５８	２４６	３２８	日降雪量の最大（ｃｍ）	５２	３３	７９	７４	３１	４０	起 因 日	２／５	１／１１	２／６	２／６	２／５	１／１１	最深積雪（ｃｍ）	８７	４９	１９７	１９４	５７	７１	起 因 日	２／８	１／１２	２／７	２／７	２／６	１／１２	人	死 者	２ 名	住 家	全 壊	１ 棟	重 傷 者	１ ６ 名	半 壊	５ 棟	軽 傷 者	６ ８ 名	一部損壊	１ ２ 棟			床上浸水	一 棟				床下浸水	２ 棟				非住家被害	２ ０ 棟	
要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀菅谷	白山河内	七尾	珠洲																																																																		
降雪量の合計（ｃｍ）	２７２	１９１	５３２	５５８	２４６	３２８																																																																		
日降雪量の最大（ｃｍ）	５２	３３	７９	７４	３１	４０																																																																		
起 因 日	２／５	１／１１	２／６	２／６	２／５	１／１１																																																																		
最深積雪（ｃｍ）	８７	４９	１９７	１９４	５７	７１																																																																		
起 因 日	２／８	１／１２	２／７	２／７	２／６	１／１２																																																																		
人	死 者	２ 名	住 家	全 壊	１ 棟																																																																			
	重 傷 者	１ ６ 名		半 壊	５ 棟																																																																			
	軽 傷 者	６ ８ 名		一部損壊	１ ２ 棟																																																																			
				床上浸水	一 棟																																																																			
				床下浸水	２ 棟																																																																			
			非住家被害	２ ０ 棟																																																																				

現 行	修 正 案	備 考						
7 (略) 8 既往の主な雪害と県、市町村の対策組織 <u>(新設)</u>	<u>エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】</u> <u>(ア) 対策組織</u> <u>県：道路雪害対策本部(2/6～2/21)</u> <u>市町：雪害対策本部(6市1町)</u> <u>能美市(2/5～3/14)、小松市(2/5～3/16)、野々市市(2/6～2/16)、</u> <u>加賀市(2/6～2/27)、金沢市(2/6～2/28)、白山市(2/6～3/6)、</u> <u>内灘町(2/8～3/16)</u> <u>(イ) 自衛隊の活動状況</u> <u>水道管凍結による断水のため、給水活動を実施(輪島市：1/30～2/2)</u> 7 (略) 8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織 <table border="1" data-bbox="1126 587 2013 767"> <thead> <tr> <th>災害発生年月日</th><th>災害の種類</th><th>県、市町設置の対策組織</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年1月～2月</td><td>平成30年 大雪</td><td>県：道路雪害対策本部(期間：2月6日～2月21日) 市町：雪害対策本部 能美市、小松市、野々市市、加賀市、金沢市、 白山市、内灘町</td></tr> </tbody> </table>	災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織	平成30年1月～2月	平成30年 大雪	県：道路雪害対策本部(期間：2月6日～2月21日) 市町：雪害対策本部 能美市、小松市、野々市市、加賀市、金沢市、 白山市、内灘町	
災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織						
平成30年1月～2月	平成30年 大雪	県：道路雪害対策本部(期間：2月6日～2月21日) 市町：雪害対策本部 能美市、小松市、野々市市、加賀市、金沢市、 白山市、内灘町						

現 行	修 正 案	備 考
第2章 雪害予防計画 第1節 防災知識の普及 1～3（略） 4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。 なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。 （1）普及の方法 ア（略） イ 自動車運転者に対する啓発 （ア）警察は、<u>運転免許更新時の講習、各種交通安全講習等の機会を通じ、冬用タイヤの早めの交換、降積雪時における安全運転、自家用車の自粛などの周知を図る。</u> （イ）（略） ウ～エ（略） （2）（略） <u>（新設）</u> <u>5 防災相談及び意識調査</u> （略） <u>6 災害教訓の伝承</u>	第2章 雪害予防計画 第1節 防災知識の普及 1～3（略） 4 住民に対する防災知識の普及 県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。 なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。 （1）普及の方法 ア（略） イ 自動車運転者に対する啓発 （ア）警察は、<u>運転免許更新時の講習、各種交通安全講習等地域の実情に応じた各種研修等を通じて、冬用タイヤの早めの交換、降積雪時における安全運転、自家用車の自粛、運転する際の必要な準備等、車両の運転者への周知に努めるものとする。</u> （イ）（略） ウ～エ（略） （2）（略） <u>5 住民の雪害に対する心構え</u> （1）<u>集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。</u> （2）<u>雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がけるものとする。</u> <u>6 防災相談及び意識調査</u> （略） <u>7 災害教訓の伝承</u>	

現 行	修 正 案	備 考				
(略) 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。 <table><tr><td>雪害時の心得</td><td> ○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 やむを得ず車で外出する場合は、携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪 </td></tr></table>	雪害時の心得	○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 やむを得ず車で外出する場合は、携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪	(略) 第2節 県民及び事業者等のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 (1) (略) (2) 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。 <table><tr><td>雪害時の心得</td><td> ○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○<u>不要・不急の道路利用は控え</u>、自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪 </td></tr></table>	雪害時の心得	○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○<u>不要・不急の道路利用は控え</u>、自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪	
雪害時の心得	○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 やむを得ず車で外出する場合は、携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪					
雪害時の心得	○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○<u>不要・不急の道路利用は控え</u>、自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪					

現 行	修 正 案	備 考				
3 事業者等のとるべき措置 (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努め、雪害時に備えておく。 <table><tr><td>平常時の心得</td><td> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 </td></tr></table>	平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。	3 事業者等のとるべき措置 (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（ＢＣＰ）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努め、雪害時に備えておく。 <table><tr><td>平常時の心得</td><td> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○<u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。 </td></tr></table> (略) (2) (略) 4 (略) 第3節 (略) 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備 1 基本方針 雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。	平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○<u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。	
平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。					
平常時の心得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○<u>損害保険への加入など資金の確保を図ること。</u> ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。					

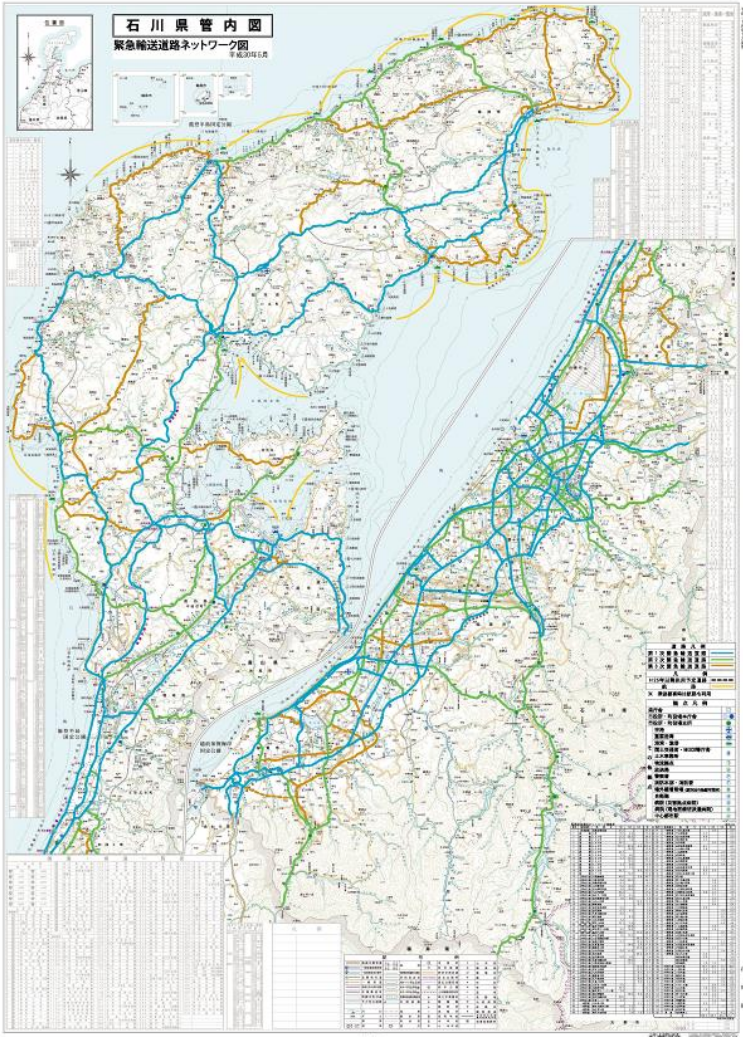
現 行	修 正 案	備 考
2～4（略） 第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （1）～（2）（略） （3）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る。 イ（略） （4）（略） （5）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、民間事業者 に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との 間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや 能力等を活用する。 イ（略） （6）～（11）（略） 3 市町の活動体制 （1）～（5）（略） （6）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア（略） イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応 援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>しておく</u>。なお、相互応援 協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等によ る同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定 締結も考慮する。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじ め、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや	2～4（略） 第5節（略） 第6節 防災体制の整備 1（略） 2 県の活動体制 （1）～（2）（略） （3）市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実を図る<u>など、実効性の確保に努めるものとする。</u> イ（略） （4）（略） （5）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 イ（略） （6）～（11）（略） 3 市町の活動体制 （1）～（5）（略） （6）他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等 ア（略） イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化<u>することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	

現 行	修 正 案	備 考
能力等を活用する。 ウ（略） （７）～（１２）（略） ４（略） 第７節（略） 第８節 通信及び放送施設災害予防 １（略） ２ 通信用施設設備の整備 （１）～（２）（略） （３）防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>防災相互通信用無線局</u>などの整備を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 （４）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 ウ（略） （７）～（１２）（略） ４（略） 第７節（略） 第８節 通信及び放送施設災害予防 １（略） ２ 通信用施設設備の整備 （１）～（２）（略） （３）防災関係機関の整備 防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、<u>衛星携帯電話</u>などの整備を図り、通信の確保に努める。 なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 （４）～（５）（略） ３ 石川県総合防災情報システム 県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。	

現 行	修 正 案	備 考
石川県総合防災情報システム 4 ～ 6 （略） 第 9 節 道路等の交通確保対策 1 ～ 2 （略） 3 国道、県道等の交通確保 国土交通省、中日本高速道路(株)、石川県、市町の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。 また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、<u>流雪施設、融雪施設の整備等を推進し、</u>道路交通を確保する。	石川県総合防災情報システム 4 ～ 6 （略） 第 9 節 道路等の交通確保対策 1 ～ 2 （略） 3 国道、県道等の交通確保 <u>（１）冬期道路交通の確保</u> 国土交通省、中日本高速道路(株)、石川県、市町の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。 また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、<u>流雪施設、</u>融雪施設<u>の整備等を推進し、</u>道路交通を確保する。<u>特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路(株)、県及び市町は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が</u>	

現 行	修 正 案	備 考
<u>(新設)</u> 4～6 (略) 第10節 消防力の充実、強化 1～9 (略) 10 救助・救急体制の整備 ア (略) イ 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。 また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>県の災害・救急医療情報システム</u>の活用を図る。 第11節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 2 指定避難所、避難路の指定等 市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、	<u>発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</u> <u>(2) 除雪作業体制の維持・確保</u> <u>熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県、市町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</u> 4～6 (略) 第10節 消防力の充実、強化 1～9 (略) 10 救助・救急体制の整備 ア (略) イ 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。 また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、<u>広域災害・救急医療情報システム (EMIS)</u>の活用を図る。 第11節 避難体制の整備 1 基本方針 市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。 また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。 さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。 この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <u>なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u> 2 指定避難所、避難路の指定等 市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を<u>あらかじめ</u>指定するとともに、町内会、自主防災組織等	

現 行	修 正 案	備 考										
防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 (１) 指定避難所 ア～カ（略） キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>(新設)</u>	を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。 (１) 指定避難所 ア～カ（略） キ 生活必需品等の供給 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。 また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、簡易ベッド、<u>備蓄倉庫</u>、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。 <u>災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県冷凍空調設備工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-213-5577</td><td>076-213-5577</td></tr></table>	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577	
協定者		協定締結日	T E L	F A X								
石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30. 5. 29	076-213-5577	076-213-5577								
<u>ク 防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。</u> <u>ケ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</u> <u>コ ペット動物の飼育場所等について検討すること。</u> <u>サ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</u> <u>シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u> <u>ス 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> <u>(新設)</u> (２) (略) ３～７ (略)	<u>(削除)</u> <u>ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</u> <u>ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。</u> <u>コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。</u> <u>サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</u> <u>シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> <u>ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。</u> (２) (略) ３～７ (略)											

現 行	修 正 案	備 考
第 1 2 節（略） 第 1 3 節 緊急輸送体制の整備 1 ～ 5 （略） 	第 1 2 節（略） 第 1 3 節 緊急輸送体制の整備 1 ～ 5 （略） 	

現 行	修 正 案	備 考
第14節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（注1）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 （略） 広域災害・救急医療情報システム概念図	第14節 医療体制の整備 1～2（略） 3 情報連絡体制 （1）（略） （2）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。 イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。 （注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS） （略） ○ システム参加機関 厚生労働省及び47都道府県 （石川県内参加機関） 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 （略） 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図	

現 行	修 正 案	備 考
(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第15節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第16節～第22節 (略) 第23節 公共施設災害予防 1～3 (略) 4 通信施設の整備対策 雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>防災相互通信用無線局</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する<u>防災相互通信用無線局</u>が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>防災相互通信用無線局</u>の整備の促進を図る。 イ <u>防災相互通信用無線局</u>の訓練を実施する。 (5) (略)	(3) 災害時通信手段の確保 ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。 イ～ウ (略) 4～5 (略) 第15節 健康管理活動体制の整備 1～2 (略) 3 災害時の健康管理体制の整備 (1) 県 ア 県は、<u>保健医療行政の指揮調整機能等の確保</u>や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。 イ (略) (2) (略) 4 (略) 第16節～第22節 (略) 第23節 公共施設災害予防 1～3 (略) 4 通信施設の整備対策 雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。 (1)～(3) (略) (4) <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> 県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、<u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。 ア <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> の整備の促進を図る。 イ <u>Ｌアラート (災害情報共有システム)</u> の訓練を実施する。 (5) (略)	

現 行	修 正 案	備 考
5 交通施設等の整備対策 主要な鉄道、道路、港湾、空港などの基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。 また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。 6（略） 第24節（略）	5 交通施設等の整備対策 <u>大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、地域の実情に応じて雪に強い道路の整備に努める。</u>また、主要な鉄道、道路、港湾、空港などの基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。 また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。 6（略） 第24節（略）	

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																														
第 3 章 雪害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 9 （略） 10 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定 地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 （本章第 13 節「避難誘導等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="11">石川県</td><td>㈱セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>㈱デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>㈱ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>㈱ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>㈱ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>㈱壺番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>㈱モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>㈱吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>㈱ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>㈱サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>（追加）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （新設）	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	㈱セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	㈱デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	㈱ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	㈱ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	㈱ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	㈱壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	㈱モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	㈱吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	㈱ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	㈱サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	（追加）				第 3 章 雪害応急対策計画 第 1 節 初動体制の確立 1 ～ 9 （略） 10 受援体制の確立 県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。 上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定 地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。 （1）～（5）（略） （6）各種団体に対する応援要請 知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 （本章第 13 節「避難誘導等」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td rowspan="11">石川県</td><td>㈱セブンイレブン・ジャパン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-6238-3734</td><td>03-6238-3491</td></tr><tr><td>㈱デイリーヤマザキ</td><td>H22. 9. 2</td><td>047-323-0001</td><td>047-324-0083</td></tr><tr><td>㈱ファミリーマート</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-3989-7765</td><td>03-3981-1254</td></tr><tr><td>㈱ポプラ</td><td>H22. 9. 2</td><td>044-280-2800</td><td>044-280-1936</td></tr><tr><td>㈱ローソン</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5435-1594</td><td>03-5759-6944</td></tr><tr><td>㈱壺番屋</td><td>H22. 9. 2</td><td>042-735-5331</td><td>042-735-5565</td></tr><tr><td>㈱モスフードサービス</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-5487-7344</td><td>03-5487-7340</td></tr><tr><td>㈱吉野家</td><td>H22. 9. 2</td><td>03-4332-9712</td><td>03-5269-5090</td></tr><tr><td>㈱ダスキン</td><td>H26. 6. 2</td><td>06-6821-5229</td><td>06-6821-5292</td></tr><tr><td>㈱サガミチェーン</td><td>H26. 6. 2</td><td>052-771-2134</td><td>052-771-2138</td></tr><tr><td>㈱オートバックスセブン</td><td>H30. 6. 11</td><td>03-6219-8796</td><td>03-6219-8801</td></tr></table> イ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 （本章第 14 節「要配慮者の安全確保」参照） <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	㈱セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	㈱デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	㈱ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	㈱ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	㈱ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	㈱壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	㈱モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	㈱吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	㈱ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	㈱サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	㈱オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																												
石川県	㈱セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																												
	㈱デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																												
	㈱ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																												
	㈱ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																												
	㈱ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																												
	㈱壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																												
	㈱モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																												
	㈱吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																												
	㈱ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																												
	㈱サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																												
	（追加）																																																																																																															
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																												
石川県	㈱セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491																																																																																																												
	㈱デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083																																																																																																												
	㈱ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254																																																																																																												
	㈱ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936																																																																																																												
	㈱ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944																																																																																																												
	㈱壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565																																																																																																												
	㈱モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340																																																																																																												
	㈱吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090																																																																																																												
	㈱ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292																																																																																																												
	㈱サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138																																																																																																												
	㈱オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801																																																																																																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																																																																												
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631																																																																																																												

現 行	修 正 案	備 考																																								
イ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) ウ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) エ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 及び第 16 章「健康管理活動」 参照) (略) オ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) カ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) キ 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) ク 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) ケ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 17 節「救助・救急活動」 参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>0764-29-8139</td><td>0764-13-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-298-9551</td><td>076-298-1245</td></tr></table> コ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備」 参照) (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-298-9551	076-298-1245	ウ 災害時の医療救護に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) エ 災害時の歯科医療救護に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) オ 災害時の医療救護等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 及び第 16 章「健康管理活動」 参照) (略) カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定 (本章第 15 節「災害医療及び救急医療」 参照) (略) コ 災害救助犬の出動に関する協定書 (本章第 17 節「救助・救急活動」 参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td>076-429-8139</td><td>076-413-8171</td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td>072-770-4900</td><td>072-770-4950</td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td>076-287-5528</td><td>076-298-1245</td></tr></table> サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第 19 節「災害警備」 参照) (略)	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171	日本レスキュー協会	072-770-4900	072-770-4950	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171																																						
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950																																						
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																						
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245																																						

現 行	修 正 案	備 考																				
<u>サ</u> 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 （本章第 20 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照） （略） <u>シ</u> 災害時における応急対策工事に関する基本協定 （略） <u>ス</u> 災害時における応援業務に関する協定 （略） （新設）	<u>シ</u> 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 （本章第 20 節「行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬」参照） （略） <u>ス</u> 災害時における応急対策工事に関する基本協定 （略） <u>セ</u> 災害時における応援業務に関する協定 （略） <u>ソ</u> <u>災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u> <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県電気工事工業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-269-7880</td><td>076-269-7881</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881											
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881																		
<u>セ</u> 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （本章第 22 節「生活必需品の供給」参照） <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油類販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	<u>タ</u> 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 （本章第 22 節「生活必需品の供給」参照） <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県石油類販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																		
<u>ソ</u> 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定 （本章第 22 節「生活必需品の供給」参照） （略） <u>タ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 （本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照） （略） （新設）	<u>チ</u> 災害時における緊急用LPガスの供給等に関する協定 （本章第 22 節「生活必需品の供給」参照） （略） <u>ツ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 （本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照） （略） <u>テ</u> <u>災害時の応援業務に関する協定</u> （本章第 24 節「防疫、保健衛生活動」参照） <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984											
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																		
<u>チ</u> 災害ボランティア活動への支援に関する協定 （本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照） <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-234-5830</td><td>076-234-5831</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831	<u>ト</u> 災害ボランティア活動への支援に関する協定 （本章第 25 節「ボランティア活動の支援」参照） <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>TEL</td><td>FAX</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td>076-264-8265</td><td>076-264-8043</td></tr></table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-234-5830	076-234-5831																		
協定者		協定締結日	TEL	FAX																		
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043																		

現 行	修 正 案	備 考																																				
ツ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-249-7353</td><td>076-255-7010</td></tr></table> テ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ト 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ナ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) ニ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 1 ～ 1 2 (略) 第 2 節～第 6 節 (略) 第 7 節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 雪害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。 (1) (略) (2) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010	ナ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table> 三 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ヌ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定 (本章第 27 節「住宅の応急対策」参照) (略) ネ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) ノ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第 29 節「輸送手段の確保」参照) (略) (7) ～ (8) (略) 1 1 ～ 1 2 (略) 第 2 節～第 6 節 (略) 第 7 節 通信手段の確保 1 (略) 2 通信手段の利用方法等 雪害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。 (1) (略) (2) 非常通信 ア 専用通信施設の利用 県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-249-7353	076-255-7010																																		
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																		

現 行	修 正 案	備 考																																																						
かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略) (イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1" data-bbox="172 526 990 1007"> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> <tr> <td>七尾市</td><td>防災交通課</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災防犯対策室主査</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>地域防災係長</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>市民生活課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>防災安全課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>防災対策室</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>環境安全課課長補佐</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市大手町14-1</td></tr> </table> イ～エ (略) (3) <u>防災相互通信用無線局</u>の活用 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (4) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等 1 ～ 4 (略) 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1	かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。 通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。 (ア) (略) (イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名 <table border="1" data-bbox="1151 526 1948 994"> <tr> <th>所 属</th><th>連 絡 担 当 者</th><th>所 在 地</th></tr> <tr> <td>七尾市</td><td>総務課防災対策室</td><td>〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地</td></tr> <tr> <td>加賀市</td><td>防災対策課課長補佐</td><td>〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41</td></tr> <tr> <td>羽咋市</td><td>環境安全課主幹</td><td>〒925-8501 羽咋市旭町ア200</td></tr> <tr> <td>かほく市</td><td>防災環境対策課長</td><td>〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地</td></tr> <tr> <td>白山市</td><td>危機管理課消防防災係長</td><td>〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地</td></tr> <tr> <td>能美市</td><td>危機管理課</td><td>〒923-1297 能美市来丸町1110</td></tr> <tr> <td>宝達志水町</td><td>総務課危機管理室次長</td><td>〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1</td></tr> <tr> <td>日本放送協会金沢放送局</td><td>技術部 副部長</td><td>〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10</td></tr> </table> イ～エ (略) (3) <u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>の活用 県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。 (4) ～ (8) (略) 3 (略) 第 8 節 消防防災ヘリコプターの活用等 1 ～ 4 (略) 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を	所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地	七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200	かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地	白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地	能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110	宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10	
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	防災交通課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災防犯対策室主査	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	地域防災係長	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	市民生活課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	防災安全課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	防災対策室	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	環境安全課課長補佐	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1																																																						
所 属	連 絡 担 当 者	所 在 地																																																						
七尾市	総務課防災対策室	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地																																																						
加賀市	防災対策課課長補佐	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41																																																						
羽咋市	環境安全課主幹	〒925-8501 羽咋市旭町ア200																																																						
かほく市	防災環境対策課長	〒929-1125 かほく市宇野気ニ81番地																																																						
白山市	危機管理課消防防災係長	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地																																																						
能美市	危機管理課	〒923-1297 能美市来丸町1110																																																						
宝達志水町	総務課危機管理室次長	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1																																																						
日本放送協会金沢放送局	技術部 副部長	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10																																																						

現 行	修 正 案	備 考																																						
活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。 （１）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)</td><td>0761-22-2101 (内線651)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-5638</td><td>025-275-0976</td></tr></table> （２）～（３）（略） 6（略） 第9節（略） 第10節 道路等の交通確保対策 1（略） 2 道路の除雪 （１）県管理道路の確保 石川県が管理する道路の冬期間における道路交通の確保は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間、道路除雪対策本部（本部長：土木部長）及び除雪実施部（実施部長：土木事務所長）を設置し、「冬期交通確保計画書」に基づき実施する。 県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがある場合、知事は、北陸地方整備局長と協議して、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部（本部長：知事、副本部長：土木部長）に体制強化を図る。 （注）指定観測点とは、積雪地域において交通の確保すべき路線網における積雪を代表する地点として国が指定したもの。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-5638	025-275-0976	活かし、災害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。 なお、相互の連携のため次の協定等がある。 （１）石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項 石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>石川県警察本部 (航空隊)</td><td rowspan="4">H10. 3. 31</td><td>076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)</td><td>076-238-9444</td></tr><tr><td>航空自衛隊第6航空団 (防衛部)</td><td>0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)</td><td>0761-22-2101 (内線651, 657)</td></tr><tr><td>航空自衛隊小松救難隊</td><td>0761-22-2101 (内線215, 216) 夜 (内線218)</td><td>0761-22-2101 (内線654)</td></tr><tr><td>第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)</td><td>025-273-8118</td><td>025-279-2288</td></tr></table> （２）～（３）（略） 6（略） 第9節（略） 第10節 道路等の交通確保対策 1（略） 2 道路の除雪 （１）県管理道路の確保 石川県が管理する道路の冬期間における道路交通の確保は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間、道路除雪対策本部（本部長：土木部長）及び除雪実施部（実施部長：<u>土木総合事務所長又は土木事務所長</u>）を設置し、「冬期交通確保計画書」に基づき実施する。 県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがある場合、知事は、北陸地方整備局長と協議して、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部（本部長：知事、副本部長：土木部長）に体制強化を図る。 （注）指定観測点とは、積雪地域において交通の確保すべき路線網における積雪を代表する地点として国が指定したもの。	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)	0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)	航空自衛隊小松救難隊	0761-22-2101 (内線215, 216) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)	025-273-8118	025-279-2288	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																				
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3810)	076-238-9444																																				
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651)																																				
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)																																				
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-5638	025-275-0976																																				
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																				
石川県	石川県警察本部 (航空隊)	H10. 3. 31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線3812)	076-238-9444																																				
	航空自衛隊第6航空団 (防衛部)		0761-22-2101 (内線231) 夜 (内線204)	0761-22-2101 (内線651, 657)																																				
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215, 216) 夜 (内線218)	0761-22-2101 (内線654)																																				
	第九管区海上保安本部 (新潟航空基地)		025-273-8118	025-279-2288																																				

現 行	修 正 案	備 考																														
ア（略） イ 除雪区分 除雪目標は、車両交通量、物資の輸送、民生の安定、その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分による。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>除 雪 目 標</th><th>日交通量等のおよその標準</th></tr> <tr> <td>重点除雪路線</td><td>常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。</td><td>第 1 次緊急輸送道路及びその代替路線（<u>インターチェンジ接続道路を含む。</u>）</td></tr> <tr> <td>第 1 種路線</td><td>2 車線以上の幅員確保を原則とする。</td><td>1,000台/日以上</td></tr> <tr> <td>第 2 種路線</td><td>2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。</td><td>500台/日以上～1,000台/日未満</td></tr> <tr> <td>第 3 種路線</td><td>1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td><td>500台/日未満</td></tr> </table> ウ 除雪作業 （ア）～（カ）（略） （キ）歩道除雪については、<u>冬期歩行者空間確保パイロット事業及び石川県地域ぐるみ歩道除雪事業により実施するものとする。</u> <u>（新設）</u>	区 分	除 雪 目 標	日交通量等のおよその標準	重点除雪路線	常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。	第 1 次緊急輸送道路及びその代替路線（ <u>インターチェンジ接続道路を含む。</u> ）	第 1 種路線	2 車線以上の幅員確保を原則とする。	1,000台/日以上	第 2 種路線	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。	500台/日以上～1,000台/日未満	第 3 種路線	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	500台/日未満	ア（略） イ 除雪区分 除雪目標は、車両交通量、物資の輸送、民生の安定、その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分による。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>除 雪 目 標</th><th>日交通量等のおよその標準</th></tr> <tr> <td>重点除雪路線</td><td>常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。</td><td>（雪みちネットワーク路線） ・第 1 次緊急輸送道路 ・自動車専用道路の代替道路 ・地域において主要な交通を担う幹線道路 ・緊急告示病院及び消防署へのアクセス道路 ・主要な交通結節点へのアクセス道路</td></tr> <tr> <td>第 1 種路線</td><td>2 車線以上の幅員確保を原則とする。</td><td>1,000台/日以上</td></tr> <tr> <td>第 2 種路線</td><td>2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。</td><td>500台/日以上～1,000台/日未満</td></tr> <tr> <td>第 3 種路線</td><td>1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td><td>500台/日未満</td></tr> </table> ウ 除雪作業 （ア）～（カ）（略） （キ）歩道除雪については、<u>通学路や公共施設及び駅周辺など人通りの多い路線において、市町が策定した「雪みち計画」等に基づき、地元住民の協力を得ながら実施する。</u> （ク）<u>車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u>	区 分	除 雪 目 標	日交通量等のおよその標準	重点除雪路線	常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。	（雪みちネットワーク路線） ・第 1 次緊急輸送道路 ・自動車専用道路の代替道路 ・地域において主要な交通を担う幹線道路 ・緊急告示病院及び消防署へのアクセス道路 ・主要な交通結節点へのアクセス道路	第 1 種路線	2 車線以上の幅員確保を原則とする。	1,000台/日以上	第 2 種路線	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。	500台/日以上～1,000台/日未満	第 3 種路線	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	500台/日未満	
区 分	除 雪 目 標	日交通量等のおよその標準																														
重点除雪路線	常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。	第 1 次緊急輸送道路及びその代替路線（ <u>インターチェンジ接続道路を含む。</u> ）																														
第 1 種路線	2 車線以上の幅員確保を原則とする。	1,000台/日以上																														
第 2 種路線	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。	500台/日以上～1,000台/日未満																														
第 3 種路線	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	500台/日未満																														
区 分	除 雪 目 標	日交通量等のおよその標準																														
重点除雪路線	常時 2 車線以上の幅員確保を原則とする。	（雪みちネットワーク路線） ・第 1 次緊急輸送道路 ・自動車専用道路の代替道路 ・地域において主要な交通を担う幹線道路 ・緊急告示病院及び消防署へのアクセス道路 ・主要な交通結節点へのアクセス道路																														
第 1 種路線	2 車線以上の幅員確保を原則とする。	1,000台/日以上																														
第 2 種路線	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては 1 車線幅員で待避所を設ける。	500台/日以上～1,000台/日未満																														
第 3 種路線	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	500台/日未満																														

現 行			修 正 案			備 考
作 業 項 目	出 動 基 準	作 業 内 容	作 業 項 目	出 動 基 準	作 業 内 容	
新 雪 除 雪	① 重点除雪路線については、新たな積雪が5cmに達したとき。 ② 第1種、第2種、第3種路線については、新たな積雪が10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザによる作業を主体とし、新雪を路側等へ除去し、早急に道路交通を確保する。	新 雪 除 雪	① 重点除雪路線については、新たな積雪が5cmに達したとき。 ② 第1種、第2種、第3種路線については、新たな積雪が10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザを主体とした作業とし、新雪を路側等へ除去し、早急に道路交通を確保する。	
路 面 整 正	① 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき。 ② 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	路 面 整 正	路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断されるとき、又は、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等を用いて、残雪等により生じた段差を修正し、路面の平坦性を確保する。	
圧 雪 処 理	気温の変化や通行車両により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去する作業。圧雪の発達による交通渋滞を防ぐため、また、安全走行を確保するためにも、圧雪がゆるみかけた時点（日中）での早期取組が必要。	圧 雪 処 理	気温の変化や通行車両により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。	除雪グレーダ、除雪ドーザ等を用いて、早期に圧雪を除去し、圧雪の成長を防ぐとともに、段差を解消する。	
拡 幅 除 雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しつける作業やロータリ除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業。 機種選定にあたっては、沿道状況から適切な方法の選定が必要。	拡 幅 除 雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通渋滞（混雑）を引き起こすと判断されるとき。	除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等を用いて、雪堤をさらに路側へ押しつける作業や、ロータリ除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業により、必要幅員を確保する。	
運 搬 排 雪	拡幅除雪が困難な人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。	路側の雪をロータリ除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで雪捨て場へ運ぶ作業。	運 搬 排 雪	拡幅除雪が困難な人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。	ロータリ除雪車やダンプトラック等を用いて、路側の雪を雪捨て場へ搬出し、必要幅員を確保する。	
凍 結 防 止 剤 散 布 巡 回	降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が2℃以下になると予想される時、又は、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。	路面状況確認のため巡回又は路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長（土木事務所長）が散布の必要を認めた箇所	凍 結 防 止 剤 散 布 巡 回	降雪の有無に関わらず、気象情報等により路面の凍結が予想されるとき、又は、凍結した路面により、交通への支障が予想されるとき。	路面状況確認のため巡回又は路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業。 ①急勾配・急カーブ区間 ②橋梁・高架橋とその前後 ③交差点 ④日陰で凍結しやすい箇所 ⑤実施部長（土木事務所長）が散布の必要を認めた箇所	
消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、又は降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。	地下水や河川水又はヒーター等で路面上の雪を消融雪する。	消融雪施設操作	路面に積雪等を確認したとき、又は降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。	地下水や河川水又はヒーター等で路面上の雪を消融雪する。	

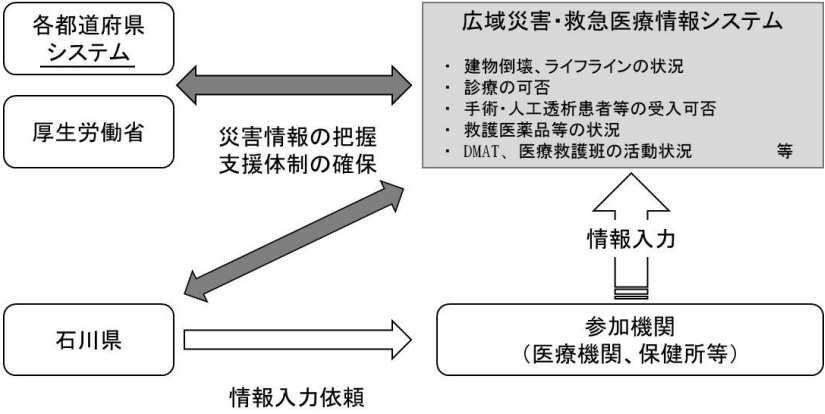
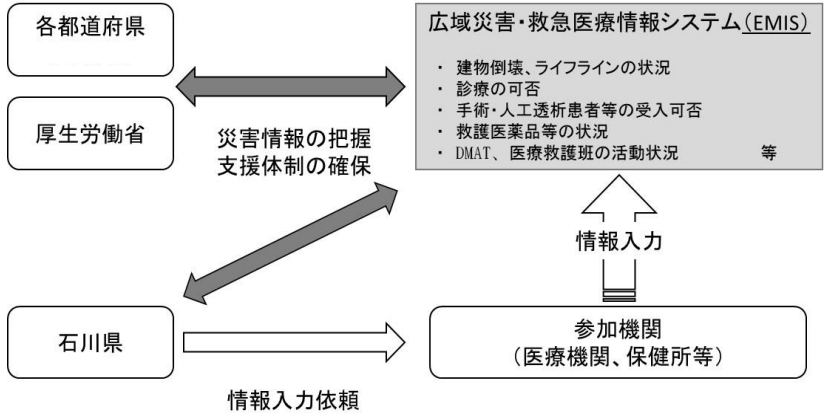
現 行	修 正 案	備 考
(2) 国道（国土交通省管理）の確保 北陸地方整備局金沢河川国道事務所防災業務計画書に基づき、次のとおり実施する。 ア～イ（略） ウ 除雪作業 (ア)～(キ)（略） (3) 北陸自動車道の確保 北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路(株)金沢支社雪氷対策要領」及び「JH 金沢管理所雪氷対策要領」に基づき実施する。 ア～イ（略） ウ 除雪作業 (ア)～(カ)（略） (4)（略） <u>(新設)</u> 3 交通対策 (1)～(2)（略） (3) 交通情報の入手及び広報 ア～イ（略） <u>(新設)</u>	(2) 国道（国土交通省管理）の確保 北陸地方整備局金沢河川国道事務所防災業務計画書に基づき、次のとおり実施する。 ア～イ（略） ウ 除雪作業 (ア)～(キ)（略） <u>(ク) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u> (3) 北陸自動車道の確保 北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路(株)金沢支社雪氷対策要領」及び「<u>金沢（保）雪氷対策要領</u>」に基づき実施する。 ア～イ（略） ウ 除雪作業 (ア)～(カ)（略） <u>(キ) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。</u> (4)（略） <u>(5) 関係機関の連携</u> <u>国が集中的な大雪等に備え策定するタイムラインを踏まえ、県及び市町は連携して広域的な交通ネットワークを確保するよう努めるものとする。</u> <u>県及び市町は、大雪を想定し、関係機関等と除雪の連携を図るための合同訓練を実施する。</u> 3 交通対策 (1)～(2)（略） (3) 交通情報の入手及び広報 ア～イ（略） ウ <u>道路管理者は、大雪となるおそれがある場合、積雪状況や降雪予測等から広域的に、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表するものとする。</u>	

現 行	修 正 案	備 考																																
ウ 県は、各報道機関の協力を得て、広報に努めるとともに、看板、チラシ、交通情報板などにより、交通情報（規制、渋滞状況）を広報し、県民の協力を得るよう努める。 （４）（略） 4（略） 第１１節（略） 第１２節 自衛隊の災害派遣 １～２（略） 3 派遣の要請 （１）（略） （２）知事は（３）又は（４）による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 （略） 派遣要請連絡先 <table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>0 7 6 － 2 4 1 － 2 1 7 1</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部防衛主任</td><td>0 7 7 3 － 6 2 － 2 2 5 0</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防衛部防衛班長</td><td>0 7 6 1 － 2 2 － 2 1 0 1</td></tr></table> （３）～（５）（略） 4～8（略） 第１３節 避難誘導等 １～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6 － 2 4 1 － 2 1 7 1	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3 － 6 2 － 2 2 5 0	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1 － 2 2 － 2 1 0 1	エ 県は、各報道機関の協力を得て、広報に努めるとともに、看板、チラシ、交通情報板など多様な広報媒体を活用し、交通情報（規制、渋滞状況）を広報し、県民の協力を得るよう努める。 （４）（略） 4（略） 第１１節（略） 第１２節 自衛隊の災害派遣 １～２（略） 3 派遣の要請 （１）（略） （２）知事は（３）又は（４）による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。 要請事項 （略） 派遣要請連絡先 <table><tr><td>自 衛 隊</td><td>部 隊 の 長</td><td>連 絡 先</td><td>電 話 番 号</td></tr><tr><td>陸上自衛隊</td><td>第14普通科連隊長</td><td>第 3 科 長</td><td>076-241-2171(内線235)</td></tr><tr><td>海上自衛隊</td><td>舞 鶴 地 方 総 監</td><td>防衛部第3幕僚室長</td><td>0773-62-2250(内線2548)</td></tr><tr><td>航空自衛隊</td><td>第 6 航 空 団 司 令</td><td>防 衛 部 防 衛 班 長</td><td>0761-22-2101(内線231)</td></tr></table> （３）～（５）（略） 4～8（略） 第１３節 避難誘導等 １～6（略） 7 避難所の開設及び運営 （１）市町	自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号	陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)	海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)	航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)	
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	0 7 6 － 2 4 1 － 2 1 7 1																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部防衛主任	0 7 7 3 － 6 2 － 2 2 5 0																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0 7 6 1 － 2 2 － 2 1 0 1																															
自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号																															
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171(内線235)																															
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)																															
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防 衛 部 防 衛 班 長	0761-22-2101(内線231)																															

現 行	修 正 案	備 考
ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。 なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。 イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ☐ 避難所の名称 ☐ 避難所開設の日時及び場所 ☐ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている被災者も含める。） ☐ 開設期間の見込み ☐ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>滞在場所の確保等</u>の支援を行うとともに、<u>滞在場所の</u>	ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。 また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。 なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。 また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> イ（略） ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。 ☐ 避難所の名称 ☐ 避難所開設の日時及び場所 ☐ 世帯数及び人員（避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている被災者も含める。） ☐ 開設期間の見込み ☐ 必要な救助・救援の内容 エ～キ（略） ク 要配慮者等の健康管理 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。 また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。 なお、避難所で生活せず<u>食事や水等</u>を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。 ケ～シ（略） （２）（略） ８（略） ９ 帰宅困難者対策 県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設の確保等</u>の支援を行うとともに、<u>一時滞</u>	

現 行					修 正 案					備 考
確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した <u>滞在場所</u> の運営に努める。					在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した <u>一時滞在施設</u> の運営に努める。					
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定					
協定者		協定締結日	T E L	F A X	協定者		協定締結日	T E L	F A X	
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491	
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083		(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083	
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254		(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254	
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936		(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936	
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944		(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944	
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565		(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565	
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340		(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340	
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090		(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090	
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292		(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292	
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138		(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138	
	(追加)					(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801	
1 0 (略)					1 0 (略)					
第 1 4 節 要配慮者の安全確保					第 1 4 節 要配慮者の安全確保					
1 (略)					1 (略)					
2 在宅の要配慮者に対する対策					2 在宅の要配慮者に対する対策					
(1) ～ (2) (略)					(1) ～ (2) (略)					
(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援					(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援					
県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。					
ア 被災状況等の把握					ア 被災状況等の把握					
避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。					
イ 被災後の日常生活支援					イ 被災後の日常生活支援					
市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。					

現 行	修 正 案	備 考										
(新設) (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第15節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム (略)	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>TEL</th><th>FAX</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>H31. 4. 22</td><td>076-263-5777</td><td>076-265-7631</td></tr></table> (4) (略) 3 (略) 4 医療機関における対策 (1) (略) (2) 被災報告等 管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。 この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 (3) (略) 5 (略) 第15節 災害医療及び救急医療 1 (略) 2 情報収集・提供 ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。 なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。 イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） (略)	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631	
協定者		協定締結日	TEL	FAX								
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631								

現 行	修 正 案	備 考
○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 89、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団	○ システム参加機関 厚生労働省及び 47 都道府県 (石川県内参加機関) 医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13 (略) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図  3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) (略) (2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び市町等から把握する。 (イ) (略) イ～ウ (略) エ 医療救護班の派遣 (ア)～(イ) (略) (ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬	

現 行	修 正 案	備 考
体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) <u>(新設)</u> オ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第8節 消防防災	剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。 (エ)～(オ) (略) <u>オ ドクターヘリの派遣要請</u> (ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院(県立中央病院)に対して、派遣を要請する。 (イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。 カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。 (3) 石川DMAT指定病院 ア～エ (略) オ DMATの情報共有 DMATは、<u>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。</u> (4) 災害拠点病院 ア～イ (略) ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。 エ (略) (5)～(10) (略) 4～5 (略) 6 重症患者等の搬送体制 (1) (略) (2) 搬送の実施 ア (略) イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。 ただし、患者搬送において、<u>ドクターヘリ以外のヘリコプター使用につい</u>	

現 行	修 正 案	備 考																																											
ヘリコプターの活用等」及び「第１２節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。 ７～１２（略） 第１６節（略） 第１７節 救助・救急活動 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）県 ア（略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="4">石川県</td><td>災害救助犬協会富山</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td><u>076-434-4800</u></td><td><u>076-434-6600</u></td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td><u>06-6305-4900</u></td><td><u>06-6305-4203</u></td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="2">H19. 1. 1</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td><u>076-298-9551</u></td><td>076-298-1245</td></tr></table> ウ～エ（略） （４）（略） ３～５（略） 第１８節 災害救助法の適用 １ 基本方針 知事は、雪害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。	協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	<u>076-434-4800</u>	<u>076-434-6600</u>	日本レスキュー協会	<u>06-6305-4900</u>	<u>06-6305-4203</u>	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 1	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	<u>076-298-9551</u>	076-298-1245	ては、「第８節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第１２節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。 ７～１２（略） 第１６節（略） 第１７節 救助・救急活動 １（略） ２ 実施体制 （１）～（２）（略） （３）県 ア（略） イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。 災害救助犬の出動に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td rowspan="5">石川県</td><td>全国災害救助犬協会</td><td rowspan="2">H 9. 10. 7</td><td><u>076-429-8139</u></td><td><u>076-413-8171</u></td></tr><tr><td>日本レスキュー協会</td><td><u>072-770-4900</u></td><td><u>072-770-4950</u></td></tr><tr><td>ジャパンケネルクラブ</td><td rowspan="3">H19. 1. 11</td><td>03-3251-1656</td><td>03-3251-1659</td></tr><tr><td>石川県救助犬協会連合会</td><td><u>076-287-5528</u></td><td>076-298-1245</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> ウ～エ（略） （４）（略） ３～５（略） 第１８節 災害救助法の適用 １ 基本方針 知事は、雪害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。 市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。 なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に	協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	<u>076-429-8139</u>	<u>076-413-8171</u>	日本レスキュー協会	<u>072-770-4900</u>	<u>072-770-4950</u>	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659	石川県救助犬協会連合会	<u>076-287-5528</u>	076-298-1245				
協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																									
石川県	災害救助犬協会富山	H 9. 10. 7	<u>076-434-4800</u>	<u>076-434-6600</u>																																									
	日本レスキュー協会		<u>06-6305-4900</u>	<u>06-6305-4203</u>																																									
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 1	03-3251-1656	03-3251-1659																																									
	石川県救助犬協会連合会		<u>076-298-9551</u>	076-298-1245																																									
協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																									
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	<u>076-429-8139</u>	<u>076-413-8171</u>																																									
	日本レスキュー協会		<u>072-770-4900</u>	<u>072-770-4950</u>																																									
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659																																									
	石川県救助犬協会連合会		<u>076-287-5528</u>	076-298-1245																																									

現 行	修 正 案	備 考																																								
2 ～ 7 （略） 第 1 9 節 災害警備 1 （略） 2 災害警備体制 （ 1 ） ～ （ 2 ） （略） （ 3 ） 協力体制 災害対策活動を迅速勝つ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協 定 者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-292-1149</td><td>076-292-1149</td></tr></table> （ 4 ） （略） 第 2 0 節～第 2 1 節 （略） 第 2 2 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 （略） 3 生活必需品等の確保 （ 1 ） ～ （ 2 ） （略） （略） 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> （略） 4 ～ 5 （略） 第 2 3 節 （略）	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-292-1149	076-292-1149	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	<u>向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。</u> 2 ～ 7 （略） 第 1 9 節 災害警備 1 （略） 2 災害警備体制 （ 1 ） ～ （ 2 ） （略） （ 3 ） 協力体制 災害対策活動を迅速勝つ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協 定 者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）石川県警備業協会</td><td>H 9. 9. 1</td><td>076-281-6670</td><td>076-281-6671</td></tr></table> （ 4 ） （略） 第 2 0 節～第 2 1 節 第 2 2 節 生活必需品の供給 1 ～ 2 （略） 3 生活必需品等の確保 （ 1 ） ～ （ 2 ） （略） （略） 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 <table><tr><td colspan="2">協定者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県石油販売協同組合</td><td>H26. 6. 2</td><td>076-256-5330</td><td>076-238-3330</td></tr></table> （略） 4 ～ 5 （略） 第 2 3 節 （略）	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-292-1149	076-292-1149																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																						
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671																																						
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																						
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330																																						

現 行		修 正 案				備 考																														
第２４節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>（新設）</u> （３）（略） ３～７（略） 第２５節 ボランティア活動の支援 １～５（略） ６ 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td><u>076-234-5830</u></td><td><u>076-234-5831</u></td></tr></table> 第２６節（略） 第２７節 住宅の応急修理 １（略） ２ 実施体制 （１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理		協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-234-5830</u>	<u>076-234-5831</u>	第２４節 防疫、保健衛生活動 １（略） ２ 実施体制 （１）（略） （２）県 ア～オ（略） カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。 （略） <u>災害時の応援業務に関する協定</u> <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td>石川県</td><td>石川県塗装工業会</td><td>H30. 5. 29</td><td>076-242-4368</td><td>076-242-2984</td></tr></table> （３）（略） ３～７（略） 第２５節 ボランティア活動の支援 １～５（略） ６ 協力体制 県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。 災害ボランティア活動への支援に関する協定 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>ＴＥＬ</th><th>ＦＡＸ</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一財）石川ライオンズ奉仕財団</td><td>H28. 10. 5</td><td><u>076-264-8265</u></td><td><u>076-264-8043</u></td></tr></table> 第２６節（略） 第２７節 住宅の応急修理 １（略） ２ 実施体制 （１）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理				協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984	協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ	石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-264-8265</u>	<u>076-264-8043</u>	
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-234-5830</u>	<u>076-234-5831</u>																																
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984																																
協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ																																
石川県	（一財）石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	<u>076-264-8265</u>	<u>076-264-8043</u>																																

現 行	修 正 案	備 考																				
応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （２）当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）プレハブ建築協会</td><td>H 7. 3. 24</td><td>03-3431-1481</td><td>03-3431-4584</td></tr></table> （略） ３～４（略） 第２８節 ライフライン施設の応急対策 １（略） ２ 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）（略） （２）情報の収集伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 （３）～（８）（略） ３ 通信施設	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-3431-1481	03-3431-4584	応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 <u>県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。</u> また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。 なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 （２）当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 <table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石川県</td><td>（一社）プレハブ建築協会</td><td>H 7. 3. 24</td><td>03-5280-3121</td><td>03-5280-3127</td></tr></table> （略） ３～４（略） 第２８節 ライフライン施設の応急対策 １（略） ２ 電力施設 北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。 （１）（略） （２）情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。 <u>また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> （３）～（８）（略） ３ 通信施設	協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-3431-1481	03-3431-4584																		
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																		
石川県	（一社）プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127																		

現 行		修 正 案		備 考																				
NTT西日本は、次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 (3) ～ (5) (略) 4 ～ 6 (略) 第29節 輸送手段の確保 1 ～ 3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書		NTT西日本は、次の措置を講ずる。 (1) (略) (2) 情報の収集・伝達 災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。 <u>また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。</u> (3) ～ (5) (略) 4 ～ 6 (略) 第29節 輸送手段の確保 1 ～ 3 (略) 4 要員、物資輸送車両等の確保 (1) (略) (2) 陸路輸送 復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。 災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。 この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。 隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。 緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書																						
<table><tr><td colspan="2">協 定 者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県トラック協会</td><td>H17. 12. 19</td><td>076-239-2286</td><td>076-239-2287</td></tr></table>		協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2286	076-239-2287	<table><tr><td colspan="2">協 定 者</td><td>協定締結日</td><td>T E L</td><td>F A X</td></tr><tr><td>石川県</td><td>(一社) 石川県トラック協会</td><td>H17. 12. 19</td><td>076-239-2511</td><td>076-239-2287</td></tr></table>		協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2511	076-239-2287	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																				
石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2286	076-239-2287																				
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																				
石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2511	076-239-2287																				

現 行	修 正 案	備 考																																				
（３）海上輸送 船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。 この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td><u>076-249-7353</u></td><td><u>076-255-7010</u></td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第３０節～第３２節（略）	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	<u>076-249-7353</u>	<u>076-255-7010</u>	（３）海上輸送 船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。 この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。 知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。 ア～エ（略） 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書 <table><tr><th colspan="2">協定者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td rowspan="3">石川県</td><td>石川県漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>北陸信越旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>特定非営利活動法人石川県小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td><u>076-287-6782</u></td><td><u>076-287-6783</u></td></tr></table> （４）～（７）（略） ５～６（略） 第３０節～第３２節（略）	協定者		協定締結日	T E L	F A X	石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	<u>076-287-6782</u>	<u>076-287-6783</u>	
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	<u>076-249-7353</u>	<u>076-255-7010</u>																																		
協定者		協定締結日	T E L	F A X																																		
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																		
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																		
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	<u>076-287-6782</u>	<u>076-287-6783</u>																																		

現 行	修 正 案	備 考
第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節（略） 第 2 節 公共施設災害の復旧 1（略） 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う。 3～4（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 6 節 被災者生活再建支援制度 1～4（略） 5 支援金の支給手続き 支給申請は市町に行い、受け付けた市町は申請書類を取りまとめ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である被災者生活再建支援法人（<u>財団法人都道府県会館</u>）に提出する。 （略）	第 4 章 復旧・復興計画 第 1 節（略） 第 2 節 公共施設災害の復旧 1（略） 2 実施責任者 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。 なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行う<u>ことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。</u> 3～4（略） 第 3 節～第 5 節（略） 第 6 節 被災者生活再建支援制度 1～4（略） 5 支援金の支給手続き 支給申請は市町に行い、受け付けた市町は申請書類を取りまとめ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である被災者生活再建支援法人（<u>公益財団法人都道府県会館</u>）に提出する。 （略）	

現 行	修 正 案	備 考												
6 その他 平成 11 年 2 月 8 日付けで内閣総理大臣から被災者生活再建支援法人として指定を受けた<u>財団法人</u><u>都道府県会館</u>に対し、全都道府県が支援金の支給事務の全てを委託している。 <table border="1" data-bbox="134 376 770 518"> <tr> <td data-bbox="134 376 445 432"><u>財団法人</u> 都道府県会館</td><td data-bbox="445 376 607 432">T E L</td><td data-bbox="607 376 770 432">F A X</td></tr> <tr> <td data-bbox="134 432 445 518">被災者生活再建支援基金部</td><td data-bbox="445 432 607 518">03-5212-9111</td><td data-bbox="607 432 770 518"><u>03-5212-4900</u></td></tr> </table> 第 7 節～第 9 節（略） 第 5 章 複合災害対策（略）	<u>財団法人</u> 都道府県会館	T E L	F A X	被災者生活再建支援基金部	03-5212-9111	<u>03-5212-4900</u>	6 その他 平成 11 年 2 月 8 日付けで内閣総理大臣から被災者生活再建支援法人として指定を受けた<u>公益財団法人</u><u>都道府県会館</u>に対し、全都道府県が支援金の支給事務の全てを委託している。 <table border="1" data-bbox="1097 373 1736 515"> <tr> <td data-bbox="1097 373 1411 432"><u>公益財団法人</u> 都道府県会館</td><td data-bbox="1411 373 1574 432">T E L</td><td data-bbox="1574 373 1736 432">F A X</td></tr> <tr> <td data-bbox="1097 432 1411 515">被災者生活再建支援基金部</td><td data-bbox="1411 432 1574 515">03-5212-9111</td><td data-bbox="1574 432 1736 515"><u>03-5210-4900</u></td></tr> </table> 第 7 節～第 9 節（略） 第 5 章 複合災害対策（略）	<u>公益財団法人</u> 都道府県会館	T E L	F A X	被災者生活再建支援基金部	03-5212-9111	<u>03-5210-4900</u>	
<u>財団法人</u> 都道府県会館	T E L	F A X												
被災者生活再建支援基金部	03-5212-9111	<u>03-5212-4900</u>												
<u>公益財団法人</u> 都道府県会館	T E L	F A X												
被災者生活再建支援基金部	03-5212-9111	<u>03-5210-4900</u>												

石川県地域防災計画（原子力防災計画編）修正案 新旧対照表

5	現	行	修	正	案	備	考
10	石川県地域防災計画		石川県地域防災計画				
15	原子力防災計画編		原子力防災計画編				
20	(平成 2 7 年 5 月修正)		(令和元年 5 月修正)				
25							
30							
35							
40							
45							

	現 行	修 正 案	備 考						
5	第 1 章 総 則	第 1 章 総 則							
	第 1 節 目 的	第 1 節 目 的							
	(略)	(略)							
10	第 2 節 基本方針	第 2 節 基本方針							
	(略)	(略)							
15	第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針	第 3 節 原子力災害対策指針に基づく方針							
	1 原子力災害対策重点区域の範囲 本県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。	1 原子力災害対策重点区域の範囲 本県において、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）は次のとおりである。							
20	(1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）に基づき、直ちに避難を実施する等放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は原子力発電所から概ね半径 5 km以内とする。	(1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone） 放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は 発電所からおおむね半径 5 km以内とする。							
25	(2) 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone） 確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L 及び環境モニタリングの結果等を踏まえた運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所から概ね 3 0 km以内とする。	(2) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone） 確率的影響のリスクを低減するため、E A L 及び緊急時モニタリングの結果や環境試料中の放射性物質の濃度等を踏まえた運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level)に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、その範囲は発電所からおおむね 3 0 km以内とする。							
30	<table><tr><th>範 囲</th></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	範 囲	(略)	(略)	<table><tr><th>範 囲</th></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	範 囲	(略)	(略)	
範 囲									
(略)									
(略)									
範 囲									
(略)									
(略)									
35									
40									
45									

現 行	修 正 案	備 考
2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。 (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降水がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) 被ばくの経路 （略）	2 想定される発電所からの放射性物質又は放射線の放出形態 原子力災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。 (1) 放射性物質又は放射線の放出 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。 (2) 被ばくの経路 （略）	

	現 行	修 正 案	備 考
5	3 緊急事態における防護対策の基本的考え方 (1) 緊急事態の段階 緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の4段階に区分する。 ア 準備段階 原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で運用し、改善する。	3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 (1) 緊急事態の段階 緊急事態においては、事態の進展に応じて、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階の4段階に区分する。 ア 準備段階 原子力事業者、国、<u>県、市町等</u>がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で、<u>検証・評価し、改善する必要がある。</u>	
10	イ 初期対応段階 情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを<u>最小限に抑えるため、迅速な対応を行う。</u>	イ 初期対応段階 情報が限られた中でも、放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。</u>	
15	ウ 中期対応段階 放射性物質又は放射線の影響を適切に管理して、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	ウ 中期対応段階 放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う<u>必要がある。</u>	
20	エ 復旧段階 被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	エ 復旧段階 被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う<u>必要がある。</u>	
25	(2) 緊急事態初期における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEAが定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階における緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき<u>迅速な意思決定ができる体制を構築する。</u>	(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、<u>施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。</u>	
30	ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。	ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） (7) 基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの<u>距離等</u>に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、<u>以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分する。</u>	
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。	【警戒事態】 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）<u>、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u>の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。	
10	この段階では、県及び市町は、原子力施設の近傍のＰＡＺ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。	この段階では、<u>国、県、志賀町は、原子力施設の近傍のＰＡＺ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</u>	
15	【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。	【施設敷地緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた<u>避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</u>	
20	この段階では、県及び市町は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難などの予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施する。	この段階では、<u>国、県、市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</u>	
25	【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。	【全面緊急事態】 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</u>	
30	この段階では、県及び市町は、ＰＡＺ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移によっては、ＵＰＺ内においても、ＰＡＺ内と同様、避難などの予防的防護措置を講じる。	この段階では、<u>国、県及び市町は、ＰＡＺ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、ＵＰＺ内においては、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じることも必要である。</u>	
35	なお、ＵＰＺ以遠においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。	なお、<u>ＵＰＺ外においては、ＵＰＺ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。</u>	
40			
45			

現 行		修 正 案		備 考																																				
(イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを国及び原子力事業者が判断するための基準（EAL：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。 緊急事態区分とEALについて 志賀原子力発電所におけるEAL <table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td><td rowspan="16">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td></tr><tr><td>3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</td></tr><tr><td>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</td></tr><tr><td>5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td></tr><tr><td>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</td></tr><tr><td>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。</td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td></tr><tr><td>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</td></tr><tr><td>11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 ____において、火災又は溢水が発生し、____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</td></tr><tr><td>12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合</td></tr><tr><td>13. 本県において大津波警報が発令された場合</td></tr><tr><td>14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</td></tr><tr><td>15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</td></tr><tr><td>16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td></tr></table>		警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。	3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。	6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。	7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。	8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。	9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。	11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 ____において、火災又は溢水が発生し、____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。	12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合	13. 本県において大津波警報が発令された場合	14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	(イ) 具体的な基準 これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを国及び原子力事業者が判断するための基準（EAL：緊急時活動レベル）は以下のとおりである。 緊急事態区分とEALについて 志賀原子力発電所におけるEAL <table><tr><th>警戒事態を判断する基準</th><th>緊急事態区分における防護の概要</th></tr><tr><td>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</td><td rowspan="16">体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</td></tr><tr><td>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</td></tr><tr><td>3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</td></tr><tr><td>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</td></tr><tr><td>5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</td></tr><tr><td>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。</td></tr><tr><td>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。</td></tr><tr><td>8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。</td></tr><tr><td>9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</td></tr><tr><td>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</td></tr><tr><td>11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</td></tr><tr><td>12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・____オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td></tr><tr><td colspan="2">※1:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</td></tr></table>		警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要	1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。	3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。	4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。	5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。	6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。	7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。	8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。	9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。	10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。	11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。	12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・____オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	※1:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。		
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																							
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																																							
2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定_____で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																								
3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。																																								
4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。																																								
5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																								
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。																																								
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。																																								
8. 単一障壁の喪失または消失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合(原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く)。																																								
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																								
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。																																								
11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域 ____において、火災又は溢水が発生し、____安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。																																								
12. 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合																																								
13. 本県において大津波警報が発令された場合																																								
14. 原子力規制庁オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。																																								
15. _____原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。																																								
16. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																								
警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における防護の概要																																							
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。																																							
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。																																								
3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。																																								
4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。																																								
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。																																								
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合_____。																																								
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉) ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。																																								
8. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合_____。																																								
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。																																								
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。																																								
11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域(命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがある場合。																																								
12. 外的な事象による原子力施設への影響 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・____オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																								
※1:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2:規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。																																								
※ 1～11は北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準 12～16は原子力災害対策指針で示されている基準である		※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である																																						

	現 行	修 正 案	備 考
5	施設敷地緊急事態を判断する基準 緊急事態区分における防護の概要	施設敷地緊急事態を判断する基準 緊急事態区分における防護の概要	
10	1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 (1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。） (2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1\mu\text{Sv/h}$ 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合。	1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 (1) モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。） (2) 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1\mu\text{Sv/h}$ 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合。	緊急事態区分における防護の概要 PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
15	2. 通常放出部分での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	
20	3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
25	4. 事業所外運搬での放射線____又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、$100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L 型、IP-1 型を除く。）。	4. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。	
30	5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。	5. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない場合。	
35	(1) 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。	6. 原子炉注水機能喪失のおそれ ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。	
40	(2) 原子炉給水機能喪失のおそれ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水が____できない場合。	7. 残留熱除去機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。	
45	(3) 残留熱除去機能の喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、____当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。	8. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。	
	(4) 全交流電源の30分以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続した場合。	9. 直流電源の部分喪失 ※1 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続した場合。	
		10. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。	
		11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。	
		使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。	
		12. 格納容器健全性喪失のおそれ ※1 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合____。	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考
施設敷地緊急事態を判断する基準		施設敷地緊急事態を判断する基準		
緊急事態区分における防護の概要		緊急事態区分における防護の概要		
<u>⑤</u> 直流電源の部分喪失 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。 <u>⑥</u> 停止中の原子炉炉冷却機能の喪失 原子炉の停止中に原子炉圧力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（<u>原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u>）。 <u>⑦</u> 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できないこと又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 <u>⑧</u> 格納容器健全性喪失のおそれ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（<u>原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u>）。 <u>⑨</u> 2つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（<u>原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u>）。 <u>⑩</u> 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。 <u>⑪</u> 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 <u>⑫</u> 所内外通信連絡設備の全て喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 <u>⑬</u> 火災・溢水による安全機能の一部喪失 火災又は溢水が発生し、<u>安全上重要な構築物、系統又は機器</u>の機能が一部が喪失した場合。 <u>⑭</u> 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 <u>⑮</u> 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。		<u>13.</u> 2つは障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合 <u>14.</u> 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用した場合。 <u>15.</u> 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「<u>原子炉施設</u>」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。 <u>16.</u> 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。 <u>17.</u> 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1 火災又は溢水が発生し、<u>法令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器</u>（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失した場合。 <u>18.</u> 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 <u>19.</u> 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。 ※1：<u>規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。</u> ※2：<u>規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</u>		
※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である		※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である		

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考	
全面緊急事態を判断する基準 1. 敷地境界付近での放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 4. 事業所外運搬での放射線__又は放射性物質の放出 (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合(IP 型を除く)。 5. 原子力緊急事態の発生を示す事象 <u>原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。</u> (1) 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 (2) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置__による当該原子炉への注水ができない場合。 (3) 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が__できない場合。 (4) 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (5) 全交流電源の1時間以上喪失 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続した場合。		緊急事態区分における防護の概要 PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	全面緊急事態を判断する基準 1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く)。 2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 4. 施設内(原子炉外)での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。 6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。 7. 原子炉注水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用____炉心冷却装置等による__注水が直ちにできない場合。 8. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、<u>残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</u> 9. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上__継続した場合。 10. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。 11. 炉心損傷の検出 ※1 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検出した場合。 12. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、<u>全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</u> 13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 <u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準) ※2</u> <u>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</u> 14. 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合__。		緊急事態区分における防護の概要 PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考
全面緊急事態を判断する基準 緊急事態区分における防護の概要		全面緊急事態を判断する基準 緊急事態区分における防護の概要		
(6) 全直流電源の5分以上喪失 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分_以上継続した場合。 (7) 炉心損傷の検出 炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。 (8) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (9) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。 (10) 格納容器圧力の異常上昇 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (11) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。 (12) 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 (13) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 (14) 施設内（原子炉外）での臨界事故 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。		15. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合_____。 16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。 17. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 18. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい (1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。 ※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。 ※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。		
※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である		※ 北陸電力が原子力事業者防災業務計画で定めている基準である		

	現 行	修 正 案	備 考
5	イ 運用上の介入レベル（O I L） (7) 基本的な考え方	イ 運用上の介入レベル（O I L） (7) 基本的な考え方	
10	全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。	全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。	
15	このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。	このような事態に備え、国、県、関係市町及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。	
20	放射性物質の放出後、_____高い空間放射線量率が計測された地域においては、_____被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難などの緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転などの早期防護措置を講じなければならない。	放射性物質の放出後、 <u>継続的に高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</u>	
25	これらの措置を講じる場合には、 <u>避難所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u>	これらの措置を講じる場合には、 <u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。</u>	
30	さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転などを講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。	
35	(イ) 具体的な基準 これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L（運用上の介入レベル）を設定する。	(イ) 具体的な基準と防護措置の内容 これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表されるO I L _____を設定する。	
40	防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。	防護措置を実施する国、県及び関係市町においては、緊急時モニタリングの結果をO I L _____に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。	
45	各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。	各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を以下に示す。	

現 行						修 正 案						備 考	
○ I L の設定内容						○ I L と防護措置について							
緊急防護措置	基準の種類	基準の概要	初期値			防護措置の概要	緊急防護措置	基準の種類	基準の概要	初期値			防護措置の概要
	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)			数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する (移動が困難な者の一時退避を含む)		OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40, 000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に避難する		OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40, 000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計測数)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β 線: 13, 000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)							β 線: 13, 000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)			
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施する	早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0. 5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定する	飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0. 5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定
	OIL 6	経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度のスクリーニングと分析を行い、基準を超えるものについて摂取制限を迅速に実施する		OIL 6	経口摂取による被ばくを防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2, 000 Bq/kg※					放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2, 000 Bq/kg※	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg					放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg					プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg					ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	
※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。						※ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。							

現 行	修 正 案	備 考
第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石 川 県 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1～9 （略） 10 緊急時医療設備等の整備に関すること。 11～19 （略） 20 緊急時医療措置に関すること。 21～28 （略） 2～4 （略） 5 原子力保安検査官 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1 （略） 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 （略） 6 地方放射線モニタリング対策官 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1～2 （略）	第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 発電所に係る原子力防災に関して、県、関係市町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。 1 石 川 県 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1～9 （略） 10 原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）のための設備等の整備に関すること。 11～19 （略） 20 原子力災害医療措置に関すること。 21～28 （略） 2～4 （略） 5 原子力保安検査官 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1 （略） 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項に規定する保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関すること。 3 （略） 6 上席放射線防災専門官 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 1～2 （略）	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考
7 関係市町		7 関係市町		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
志賀町 七尾市 輪島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～17 (略) 18 緊急時医療措置に対する協力に関すること。 19～23 (略)	志賀町 七尾市 輪島市 羽咋市 かほく市 宝達志水町 中能登町 穴水町	1～17 (略) 18 原子力災害医療措置に対する協力に関すること。 19～23 (略)	
8 消防機関		8 消防機関		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
羽咋郡市広域圏事務組 合消防本部 七尾鹿島消防本部 かほく市消防本部 奥能登広域圏事務組合 消防本部	1～2 (略) 3 緊急時医療措置に対する協力に関すること。 4～5 (略)	羽咋郡市広域圏事務組 合消防本部 七尾鹿島消防本部 かほく市消防本部 奥能登広域圏事務組合 消防本部	1～2 (略) 3 原子力災害医療措置に対する協力に関すること。 4～5 (略)	
9 指定地方行政機関		9 指定地方行政機関		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
中部管区警察局	(略)	中部管区警察局	(略)	
北陸財務局	(略)	北陸財務局	(略)	
東海北陸厚生局	緊急時医療措置の連絡調整に関すること。	東海北陸厚生局	原子力災害医療措置の連絡調整に関すること。	
北陸農政局	(略)	北陸農政局	(略)	
近畿中国森林管理局	(略)	近畿中国森林管理局	(略)	
中部経済産業局	(略)	中部経済産業局	(略)	

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
北陸信越運輸局 （石川運輸支局）	（略）	北陸信越運輸局 （石川運輸支局）	（略）	
大阪航空局 （小松空港事務所）	（略）	大阪航空局 （小松空港事務所）	（略）	
東京管区气象台 （金沢地方气象台）	（略）	東京管区气象台 （金沢地方气象台）	（略）	
第九管区海上保安本部	（略）	第九管区海上保安本部	（略）	
北陸総合通信局	（略）	北陸総合通信局	（略）	
石川労働局	（略）	石川労働局	（略）	
北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	（略）	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	（略）	
（新設）	（新設）	中部近畿産業保安監督 部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る 危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市 ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関 すること。	
（新設）	（新設）	北陸地方整備局 （金沢港湾・空港整備 事務所）	金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する 国の直轄土木工事及びその災害復旧に関するこ と。	
（新設）	（新設）	中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収 集及び提供に関すること。 2 災害時における廃棄物に関すること。	
（新設）	（新設）	国土地理院 北陸地方 測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情 報の活用に関すること。 2 災害予防、災害復旧及び復興における国土地 理院の防災関連情報の活用に関すること。 3 災害時等における地理情報システムの活用に関 すること。 4 災害復旧及び復興のための公共測量の技術的 助言に関すること。	

現 行		修 正 案		備 考
10 自 衛 隊		10 自 衛 隊		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
陸上自衛隊 中部方面總監部 (第14普通科連隊)	(略)	陸上自衛隊 中部方面總監部 (第14普通科連隊)	(略)	
海上自衛隊 舞鶴地方總監部	(略)	海上自衛隊 舞鶴地方總監部	(略)	
航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	(略)	航空自衛隊 航空総隊司令部 (第6航空団) (小松救難隊)	(略)	
11 指定公共機関		11 指定公共機関		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 (略) 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策_____。	日本郵便株式会社 北 陸 支 社	1 (略) 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策 <u>に關すること。</u>	
西日本旅客鉄道株式会 社 金 沢 支 社	(略)	西日本旅客鉄道株式会 社 金 沢 支 社	(略)	
日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	(略)	日本貨物鉄道株式会社 金 沢 支 店	(略)	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	西日本電信電話株式会社 金 沢 支 店	(略)	
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北陸営業支店		エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社 北陸営業支店		
株式会社ＮＴＴドコモ 北陸支社		株式会社ＮＴＴドコモ 北陸支社		
KDDI株式会社 北陸総支社		KDDI株式会社 北陸総支社		
ソフトバンクテレコム 株式会社地域総務部 (北陸)		ソフトバンク株式会社 地域総務部(北陸)		
ソフトバンクモバイル 株式会社地域総務部 (北陸)				
日本赤十字社 石 川 県 支 部	(略)	日本赤十字社 石 川 県 支 部	(略)	
日本放送協会 金 沢 放 送 局	(略)	日本放送協会 金 沢 放 送 局	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融機関に対する金融緊急措置 の指導に関すること。	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	中日本高速道路株式会 社	1 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施 に關すること。 2 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に關す ること。 3 高速自動車道の早期災害復旧に關すること。	

現 行		修 正 案		備 考
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>日本通運株式会社</u> <u>(金沢支店)</u>	<u>災害時における陸路の緊急輸送の確保に関する</u> <u>こと。</u>	
<u>(新設)</u>		<u>福山通運株式会社</u> <u>(金沢支店)</u>		
<u>(新設)</u>		<u>佐川急便株式会社</u> <u>(北陸支店)</u>		
<u>(新設)</u>		<u>ヤマト運輸株式会社</u> <u>(金沢主管支店)</u>		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>イオン株式会社</u>	<u>災害時における物資の調達・供給確保</u>	
<u>(新設)</u>		<u>ユニー株式会社</u>		
<u>(新設)</u>		<u>株式会社セブンイレブ</u> <u>ン・ジャパン</u>		
<u>(新設)</u>		<u>株式会社ローソン</u>		
<u>(新設)</u>		<u>株式会社ファミリーマ</u> <u>ート</u>		
<u>(新設)</u>		<u>株式会社セブン&アイ</u> <u>・ホールディングス</u>		

現 行		修 正 案		備 考
12 指定地方公共機関		12 指定地方公共機関		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
北陸放送株式会社	(略)	北陸放送株式会社	(略)	
石川テレビ放送株式会社				
株式会社テレビ金沢				
北陸朝日放送株式会社				
株式会社エフエム石川				
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	株式会社北國新聞社	<u>災害情報、各種指示等の伝達に関すること。</u>	
<u>(新設)</u>		株式会社中日新聞北陸本社		
北陸鉄道株式会社	(略)	北陸鉄道株式会社	(略)	
のと鉄道株式会社				
<u>(新設)</u>				
<u>(公社)</u> 石川県医師会	医療救護に関すること。	公益社団法人 石川県医師会	医療救護に関すること。	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	公益社団法人 石川県看護協会	<u>看護活動に関すること。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	石川県治水協会	<u>河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	一般財団法人 石川県エルピーガス協会	<u>1 LPガス施設の応急復旧に関すること。</u> <u>2 LPガスの安定供給の確保に関すること。</u>	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考																
<table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr><tr><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr></table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table><tr><th>機 関 名</th><th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td><u>一般社団法人 石川県歯科医師会</u></td><td><u>歯科医療救護活動に関すること。</u></td></tr><tr><td><u>公益社団法人 石川県薬剤師会</u></td><td><u>薬剤師活動や医療品供給に関すること。</u></td></tr><tr><td><u>公益社団法人 石川県栄養士会</u></td><td><u>栄養管理に関すること。</u></td></tr></table>		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	<u>一般社団法人 石川県歯科医師会</u>	<u>歯科医療救護活動に関すること。</u>	<u>公益社団法人 石川県薬剤師会</u>	<u>薬剤師活動や医療品供給に関すること。</u>	<u>公益社団法人 石川県栄養士会</u>	<u>栄養管理に関すること。</u>
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																			
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																			
<u>一般社団法人 石川県歯科医師会</u>	<u>歯科医療救護活動に関すること。</u>																			
<u>公益社団法人 石川県薬剤師会</u>	<u>薬剤師活動や医療品供給に関すること。</u>																			
<u>公益社団法人 石川県栄養士会</u>	<u>栄養管理に関すること。</u>																			
13 公共的団体等		13 公共的団体等																		
<table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>公共的団体</td><td>(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>防災上重要な 施設の管理者</td><td>コンクリート屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設</td></tr></table>		機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	公共的団体	(略)	(略)	防災上重要な 施設の管理者	コンクリート屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設	<table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>公共的団体</td><td>(略)</td><td rowspan="2">(略)</td></tr><tr><td>防災上重要な 施設の管理者</td><td>屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設</td></tr></table>		機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	公共的団体	(略)	(略)	防災上重要な 施設の管理者	屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設	
機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱																		
公共的団体	(略)	(略)																		
防災上重要な 施設の管理者	コンクリート屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設																			
機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱																		
公共的団体	(略)	(略)																		
防災上重要な 施設の管理者	屋内 退避施設や避難所 (以下「避難所等」 という。)の施設																			
14 原子力事業者 (略)		14 原子力事業者 (略)																		

	現 行	修 正 案	備 考
5	第5節 広域的な活動体制 原子力災害時における広域的活動体制は、次のとおりとする。		
10	The diagram illustrates the current wide-area activity system. At the top, the 'On-Site Center' (北陸電力㈱志賀原子力発電所) includes the 'Nuclear Industry Disaster Response Organization - Nuclear Disaster Manager' (原子力事業者防災組織－原子力防災管理者), 'Emergency Response' (応急対策), and 'Accident Site' (事故現場). Below this, a large oval represents the 'Nuclear Disaster Joint Response Committee' (原子力災害 合同対策協議会). It receives input from the 'National Government' (国) via the 'Nuclear Disaster Response Headquarters' (原子力災害対策本部) and 'On-Site Disaster Response Headquarters' (原子力現地災害対策本部), and from the 'Prefecture of Ishikawa' (石川県) via the 'Prefecture Disaster Response Headquarters' (県災害対策本部) and 'On-Site Disaster Response Headquarters' (県現地災害対策本部). The committee also receives input from 'Off-site' (オフサイト) and 'Center' (センター) entities. The committee then issues 'Instructions' (指示) to the 'Dispatched Personnel' (派遣員) and 'Related Municipalities' (関係市町), which in turn issue 'Evacuation and Shelter-in-place Instructions' (避難・屋内退避等指示) to the 'Residents' (住民等). The committee also receives 'Reference' (参画) from various entities including the 'Nuclear Research Development Organization' (日本原子力研究開発機構), 'Electricity Providers' (電力事業者), 'Radiation Medicine Research Institute' (放射線医学総合研究所), 'Self-Defense Forces' (自衛隊), 'Police' (警察機関), 'Fire Department' (消防機関), and 'Other Disaster-Related Organizations' (その他防災関係機関).		
15	第5節 広域的な活動体制 原子力災害時における広域的活動体制は、次のとおりとする。		
20	The diagram illustrates the proposed wide-area activity system. It is structurally identical to the current system, showing the flow from the 'On-Site Center' through the 'Nuclear Disaster Joint Response Committee' to the 'Residents'. The main difference is in the list of 'Reference' (参画) organizations, which now includes the 'Quantum Science and Technology Research Development Organization' (量子科学技術研究開発機構) alongside the 'Nuclear Research Development Organization' (日本原子力研究開発機構), 'Electricity Providers' (電力事業者), 'Radiation Medicine Research Institute' (放射線医学総合研究所), 'Self-Defense Forces' (自衛隊), 'Police' (警察機関), 'Fire Department' (消防機関), and 'Other Disaster-Related Organizations' (その他防災関係機関).		
25			
30			
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	第 2 章 原子力災害予防計画	第 2 章 原子力災害予防計画	
	第 1 節 発電所における予防措置等の責務等	第 1 節 発電所における予防措置等の責務等	
	(略)	(略)	
10	第 2 節 原子力防災体制等の整備	第 2 節 原子力防災体制等の整備	
	1～3 (略)	1～3 (略)	
15	4 <u>地方放射線モニタリング対策官との連携</u> 県は、 <u>緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された</u> 地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図る。	4 <u>上席放射線防災専門官との連携</u> 県は、 <u>県緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、平常時より地区の担当として指定された</u> 上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。	
20	5 オフサイトセンターの維持・管理 国及び県は協力して、オフサイトセンターの施設・設備及び備え付けの防護資機材、資料等について適切に維持・管理を行う。 なお、オフサイトセンターは、 <u>能登原子力センター（羽咋郡志賀町安部屋）に併設する。</u>	5 オフサイトセンターの維持・管理 国及び県は協力して、オフサイトセンターの施設・設備及び備え付けの防護資機材、資料等について適切に維持・管理を行う。 なお、オフサイトセンターは、 <u>羽咋郡志賀町西山台 2 丁目 7 番地に設置する。</u>	
25			
30			
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	6 合同対策協議会等の体制の整備 (1) (略)	6 合同対策協議会等の体制の整備 (1) (略)	
10	(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言(以下「原子力緊急事態宣言」という。)が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織する体制を整備する。	(2) 原子力災害合同対策協議会 県及び関係市町は、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言(以下「原子力緊急事態宣言」という。)が発出された後は、国とともに、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織する体制を整備する。	
15	なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。	なお、合同対策協議会は、県及び関係市町の災害対策本部の代表者をはじめ国の原子力災害現地対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者により構成され、原子力規制委員会、 <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u> 、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。	
20	また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策(以下「事後対策」という。)の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。	また、原災法第15条第4項の規定により、国が原子力緊急事態解除宣言を行った場合は、引き続き原子力災害合同対策協議会を開催し、国、北陸電力とともに、本計画第4章「原子力災害復旧計画」により実施する原災法第27条第1項に規定する原子力災害事後対策(以下「事後対策」という。)の体制及び役割分担の明確化、事後対策の内容等の確認等をとることとなる。	
25	(3) (略)	(3) (略)	
30	(4) 運 営 合同対策協議会等は、「 <u>オフサイトセンター運営要領</u> (志賀原子力規制事務所策定)」に基づいて運営される。	(4) 運 営 合同対策協議会等は、「 <u>石川県志賀オフサイトセンターマニュアル</u> (志賀原子力規制事務所策定)」に基づいて運営される。	
35	7 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。	7 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1) 県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする原子力規制委員会、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。	
40	また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。	また、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援について、応援協定の締結を促進するなど体制の整備を図るものとする。	
	(2)～(8) (略)	(2)～(8) (略)	
	8～12 (略)	8～12 (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	第3節 原子力防災知識の普及	第3節 原子力防災知識の普及	
	(略)	(略)	
10	1 防災業務関係者に対する教育	1 防災業務関係者に対する教育	
	(略)	(略)	
	(1) 関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員	(1) 関係市町及びUPZ内で活動する防災関係機関等職員	
15	(略)	(略)	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 教育の内容	イ 教育の内容	
20	(ア)～(イ) (略)	(ア)～(イ) (略)	
	(イ) 緊急時医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。	(イ) 原子力災害医療（被ばくに対する応急手当を含む。）に関すること。	
	(ロ) (略)	(ロ) (略)	
25	(2) (略)	(2) (略)	
	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発	2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発	
30	県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。	県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と協力して、住民等に対して、原子力防災に関する知識の普及及び啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関して、必要な助言を行う。	
35	なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者_____に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める_____。	なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	
	(1) 関係市町住民に対する対応	(1) 関係市町住民に対する対応	
40	(略)	(略)	
	ア (略)	ア (略)	
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	イ 普及及び啓発の内容 (7)～(カ) (略)	イ 普及及び啓発の内容 (7)～(カ) (略)	
10	(キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、 <u>スクリーニング</u> の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。	(キ) 屋内退避の方法、避難所等の所在地及び避難方法、 <u>避難退域時検査</u> の場所及び方法、医療機関の場所等に関すること。	
	(ク)～(コ) (略)	(ク)～(コ) (略)	
	(2) (略)	(2) (略)	
15	3 (略)	3 (略)	
	第４節 原子力防災訓練の実施	第４節 原子力防災訓練の実施	
20	1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の 確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の 高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。	1 県は、国、関係市町、防災関係機関及び北陸電力と連携して、防災体制の 確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の 高揚を図るため、次に掲げる訓練を計画的に実施する。	
	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
25	(6) <u>退避</u> 等措置訓練	(6) <u>避難</u> 等措置訓練	
	(7) <u>緊急時</u> 医療措置訓練	(7) <u>原子力災害</u> 医療措置訓練	
	(8) (略)	(8) (略)	
30	2 (略)	2 (略)	
	第５節 通信連絡体制の整備	第５節 通信連絡体制の整備	
35	県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」 という。）は、原子力規制委員会と連携して、相互に原子力災害に関する情報 の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシミリ及び防 災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強化を図る。	県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力（以下、本節において「各機関」 という。）は、原子力規制委員会及び内閣府と連携して、相互に原子力災害に 関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、専用回線による電話、ファクシ ミリ及び防災行政無線等の通信連絡設備の整備に努め、通信連絡体制の充実強 化を図る。	
40	なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議 システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。	なお、国は、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議 システムその他非常用通信機器を整備・維持することとされている。	
	1～2 (略)	1～2 (略)	
45	3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) (略)	3 住民等に対する情報伝達体制の整備 (1) (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	(2) 関係市町 ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、	(2) 関係市町 ア 関係市町は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、	
10	地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ	地域の实情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む。)、衛星携帯電話、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、ワンセグ、 <u>Lアラート(災害情報共有システム)</u> 等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。	
15	イ～エ (略)	イ～エ (略)	
	4 (略)	4 (略)	
20	第6節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)	第6節 環境放射線モニタリング体制の整備 (略)	
25	1 モニタリング資機材等の整備 (1)～(2) (略)	1 モニタリング資機材等の整備 (1)～(2) (略)	
30	(3) 県は、原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。	(3) 県は、原子力規制委員会、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構及び電力事業者が整備するモニタリング資機材等の把握に努める。	
	2 (略)	2 (略)	
35	3 モニタリング体制の確立 (略)	3 モニタリング体制の確立 (略)	
40	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。	(2) 県、関係市町及び北陸電力は、緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と資機材の適正な管理に努める。	
45	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
	4 (略)	4 (略)	
	第7節 災害警備計画の策定 (略)	第7節 災害警備計画の策定 (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	第 8 節 緊急時医療体制の整備 県は、原子力規制委員会、厚生労働省、関係市町及び防災関係機関等と連携して、<u>緊急時</u>における医療措置に対応するため、<u>緊急時医療体制を整備する。</u>	第 8 節 原子力災害医療体制の整備 県は、原子力規制委員会、厚生労働省、関係市町及び防災関係機関等と連携して、<u>原子力災害時</u>における医療措置に対応するため、<u>原子力災害医療体制を整備する。</u>	
10	(新設)	1 原子力災害医療体制の整備 (1) 県は、国が示す施設要件に基づき、原子力災害拠点病院を指定するとともに、<u>原子力災害医療協力機関を登録する。</u> (2) 県は、おおむね 3 年ごとに原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認し、<u>原子力災害医療体制の維持を図るものとする。</u> (3) 県は、<u>原子力災害医療に必要な基本的な資機材及び設備等を整備するものとする。</u> (4) 県は、<u>国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携して、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施する。</u>	
15			
20			
25	1 緊急時医療資機材等の整備 (1) 県は、次の<u>緊急時医療資機材等</u>を整備し、維持管理する。 ア～イ (略) ウ 放射能除染室及び除染資機材 エ その他緊急時医療に必要な資機材等	2 原子力災害医療資機材等の整備 (1) 県は、次の<u>原子力災害医療資機材等</u>を整備し、維持管理する。 ア～イ (略) ウ 除染室及び除染資機材 エ その他<u>原子力災害医療</u>に必要な資機材等	
30	(2) 県は、<u>日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、原子力事業者等</u>が整備する<u>緊急時医療資機材の把握に努める。</u>	(2) 県は、<u>原子力災害拠点病院等</u>が整備する<u>原子力災害医療資機材の把握に努める。</u>	
35	2 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Zにおける事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び市町は、互いに連携し、原子力災害重点対策地域のうち P A Zにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。	3 安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄等 (1) P A Zにおける事前配布 県は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を購入し、公共施設等で保管する。 また、県及び志賀町は、互いに連携し、原子力災害対策重点区域のうち P A Zにおいて、平時から事前に住民に対し、説明会を開催したうえで、原則、医師により、配布目的、予防効果、服用指示の手順、保管方法、副作用等を説明し、それらを記載した説明書とともに安定ヨウ素剤を配布しておく。 なお、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、説明会に参加できない住民等が適切に配布を受けられるよう配慮するとともに、他の者に譲り渡さないよう指示するほか、調査票等への回答や問診の実施等を通じて禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。	
40			
45			

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行	修 正 案	備 考
(2) (略) 3 緊急時医療体制の確立 (1) 県は、緊急時医療の手順等を示した「<u>石川県緊急時医療措置実施要領</u>」を策定し、必要に応じて見直す。 (2) 県は、平時から救急・災害医療機関が<u>被ばく医療</u>に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。 (3) (略) (4) 県及び関係医療機関は、<u>緊急時医療</u>を迅速かつ的確に実施するため、定期的に<u>緊急時医療</u>資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。 4 被ばく医療に係る医療チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、緊急時医療の体制の充実を図るため、<u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u> (新設) (2) 県及び関係医療機関は、<u>被ばく医療に関する研修等の充実・強化に努め、スクリーニング対応要員等の確保に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、被ばく医療の専門家の養成に努める。</u> 5 緊急時の個人の被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>緊急時に個人の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。</u>	(2) (略) 4 原子力災害医療体制の確立 (1) 県は、<u>原子力災害医療</u>の手順等を示した<u>実施要領</u>を策定し、必要に応じて見直す。 (2) 県は、平時から救急・災害医療機関が<u>原子力災害医療</u>に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておく。 (3) (略) (4) 県及び関係医療機関は、<u>原子力災害医療</u>を迅速かつ的確に実施するため、定期的に<u>原子力災害医療</u>資機材の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と医療資機材の適正な管理に努める。 5 原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制の整備 (1) 県は、<u>原子力災害医療・総合支援センター及び他立地道府県等の原子力災害拠点病院が保有する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</u> (2) 県は、<u>国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣チームの派遣及び受け入れ体制の整備・維持を図るものとする。</u> (3) 県及び関係医療機関は、<u>原子力災害医療に関する研修等の充実・強化に努めるとともに、国や専門機関の支援協力を得て、専門機関が実施する研修への医療関係者の派遣等を行うなど、原子力災害医療の専門家の養成に努める。</u> 6 原子力災害時の個人の被ばく線量評価体制の整備 県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、<u>原子力災害時に個人の被ばく線量の評価・推定を行えるよう必要な体制を整備するものとする。</u>	

	現 行	修 正 案	備 考
5	第9節 防護資機材等の整備	第9節 防護資機材等の整備	
	1 (略)	1 (略)	
10	2 防護資機材等の操作訓練等 県、関係市町及び防災関係機関は、 <u>原子力規制委員会等</u> と連携して、災害 応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に防護資機材等の操 作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟と防護資機材__の適切な管 理に努める。	2 防護資機材等の操作訓練等 県、関係市町及び防災関係機関は、 <u>国</u> と連携して、災害応急対策の迅速か つ的確な実施を確保するため、定期的に防護資機材等の操作訓練、操作講習 会等を実施し、操作方法の習熟と防護資機材 <u>等</u> の適切な管理に努める。	
15	第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等	第10節 救助・救急及び消火活動用資機材の整備等	
	(略)	(略)	
	第11節 避難計画の策定	第11節 避難計画の策定	
20	1 避難計画要綱の策定 県は、原子力災害時における屋内退避及び避難__の防護対策について、「石 川県避難計画要綱」を策定する。	1 避難計画要綱の策定 県は、原子力災害時における屋内退避及び避難 <u>等</u> の防護対策について、「石 川県避難計画要綱」を策定する。	
25	2～3 (略)	2～3 (略)	
30	4 関係市町の避難計画の作成 関係市町は、住民等の <u>屋内退避、コンクリート屋内退避</u> 及び避難の防護対 策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るた め、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避 難計画を作成する。	4 関係市町の避難計画の作成 関係市町は、住民等の <u>屋内退避</u> _____ 及び避難等の防護対 策を実施するに当たって、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るた め、本計画及び「石川県避難計画要綱」に基づき、次の事項を盛り込んだ避 難計画を作成する。	
	ア～イ (略)	ア～イ (略)	
35	ウ <u>コンクリート</u> 屋内退避施設（施設の名称、所在地、収容可能人員数、 責任者）	ウ _____ 屋内退避施設（施設の名称、所在地、収容可能人員数、 責任者）	
	エ～ク (略)	エ～ク (略)	
40	(新設) <u>ケ</u> 観光施設等多くの住民等が集まる施設の連絡先	<u>ケ</u> 避難退域時検査の場所 <u>コ</u> 観光施設等多くの住民等が集まる施設の連絡先	
45	<u>ク</u> その他必要な事項	<u>サ</u> その他必要な事項	

	現 行	修 正 案	備 考
5	5 要配慮者の避難誘導等 (1)～(2) (略)	5 要配慮者の避難誘導等 (1)～(2) (略)	
10	(新設)	(3) <u>放射線防護対策を施した屋内退避施設の整備</u> <u>国、県及び関係市町は、連携して、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である要配慮者等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策の整備に努めるものとする。</u>	
15	(3) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。	(4) 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。	
20	6～8 (略)	6～8 (略)	
25	9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及びスクリーニングの場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。	9 避難所・避難方法等の周知の徹底 関係市町は、屋内退避の方法、避難所の所在地・避難方法、安定ヨウ素剤配布の場所及び避難退域時検査の場所・方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。	
30	10 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。	10 居住地以外の市町__に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 県は、国と連携し、居住地以外の市町__に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。	
35	11 (略) 健康福祉部、__市町	11 (略) 健康福祉部、<u>関係市町</u>	
40	第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)	第12節 保健衛生対策の体制整備 (略)	
45	第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 1 (略) 2 県は、__市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への <u>飲食物</u> の供給体制を整備しておくよう助言する。	第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制の整備 1 (略) 2 県は、 <u>関係市町</u> に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への <u>応急食料</u> の供給体制を整備しておくよう助言する。	

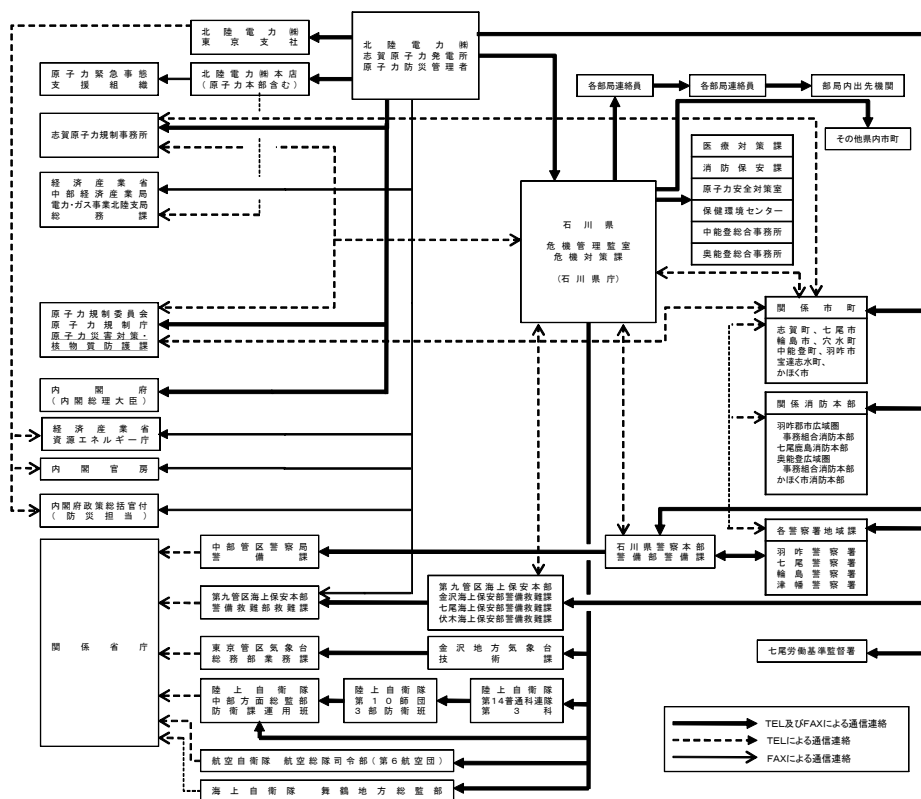
現 行	修 正 案	備 考
第14節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について定めておく。 3 民間事業者等の活用 (1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。	第14節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 専門家の移送体制の整備 県は、国及び関係機関と協議し、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について定めておく。 3 民間事業者等の活用 (1) 県及び関係市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 (2) 県及び関係市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。 (3) 県及び関係市町は、輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届け出を積極的に行うなど、その普及を図る。	
第15節 防災ボランティアの活動 県民文化局、危機管理監室、関係市町、防災関係機関 県、関係市町及び防災関係機関は、(公財)石川県県民ボランティアセンター、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体と連携を図り、緊急時において、ボランティアの防災活動が安全で円滑に行えるように環境を整備する。 なお、ボランティアに対しては、その自発性を尊重しながらも、放射線による被ばくの程度を自ら判断できないことなどから、その特殊性の周知を図る。 (略)	第15節 防災ボランティアの活動 県民文化スポーツ部、危機管理監室、関係市町、防災関係機関 県、関係市町及び防災関係機関は、(公財)石川県県民ボランティアセンター、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図り、緊急時において、ボランティアの防災活動が安全で円滑に行えるように環境を整備する。 なお、ボランティアに対しては、その自発性を尊重しながらも、放射線による被ばくの程度を自ら判断できないことなどから、その特殊性の周知を図る。 (略)	
第16節 防災対策資料の整備 1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。	第16節 防災対策資料の整備 1 防災対策上必要とされる資料の整備 県及び関係市町は、原子力災害時において、<u>的確な応急対策を講ずるため、次に掲げる社会環境に関する資料及び放射性物質又は放射線による影響推定に関する資料等を整備しておく。</u>	

	現 行	修 正 案	備 考
5	(1) 社会環境に関する資料 ア～ウ (略)	(1) 社会環境に関する資料 ア～ウ (略)	
	エ 避難所及び <u>屋内退避に適するコンクリート建物</u> に関する資料	エ 避難所及び <u>屋内退避施設</u> に関する資料	
10	オ (略)	オ (略)	
	カ <u>緊急時医療施設等</u> に関する資料	カ <u>原子力災害医療施設等</u> に関する資料	
	キ～ク (略)	キ～ク (略)	
15	(2) 放射性物質又は放射線による影響 <u>推定</u> に関する資料 ア～キ (略)	(2) 放射性物質又は放射線による影響____に関する資料 ア～キ (略)	
	(3) (略)	(3) (略)	
20	2 北陸電力の資料の提出 北陸電力は、原災法第12条第4項の規定に基づき、 <u>原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に規定する資料を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> また、北陸電力は、速やかに知事及び志賀町長にその資料の写しを提出しなければならない。	2 北陸電力の資料の提出 北陸電力は、原災法第12条第4項の規定に基づき、 <u>原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令第3条に規定する資料を内閣総理大臣に提出しなければならない。</u> また、北陸電力は、速やかに知事及び志賀町長にその資料の写しを提出しなければならない。	
25	3 (略)	3 (略)	
	第17節 発電所上空の飛行規制	第17節 発電所上空の飛行規制	
30	(略)	(略)	
	第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	第18節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	
35	1 原子力事業者等 (1) (略)	1 原子力事業者等 (1) (略)	
40	(2) 原子力事業者等は、危険時の際には危険時の措置を迅速かつ的確に行うため、核物質防護上問題を生じない範囲において、知事をはじめ消防機関の長及び海上保安部長に核燃料物質等の運搬に係る防災対策に必要な運搬情報の提供等の協力に努める。	(2) 原子力事業者等は、_____危険時の措置を迅速かつ的確に行うため、核物質防護上問題を生じない範囲において、知事をはじめ消防機関の長及び海上保安部長に核燃料物質等の運搬に係る防災対策に必要な運搬情報の提供等の協力に努める。	
	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
45	2～7 (略)	2～7 (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	第 3 章 原子力災害応急対策計画	第 3 章 原子力災害応急対策計画	
	第 1 節 通報連絡体制	第 1 節 通報連絡体制	
10	1 情報収集事態発生時の通報連絡体制	1 情報収集事態発生時の通報連絡体制	
	(1) 国の通報連絡	(1) 国の通報連絡	
15	原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生（県内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）した場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、 <u>県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。</u>	原子力規制委員会は、情報収集事態（志賀町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震の発生、又はその他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。以下同じ。）を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対して情報提供を行うものとされている。また、 <u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。</u>	
20	(2) （略）	(2) （略）	
	2 警戒事態発生時の通報連絡体制	2 警戒事態発生時の通報連絡体制	
	(略)	(略)	
25	(1) （略）	(1) （略）	
	(2) 国の通報連絡	(2) 国の通報連絡	
30	原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。 内閣府は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。	原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町に対し情報提供を行うものとなっている。 <u>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）は、県及び関係市町に対し連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとなっている。</u>	
	(3) （略）	(3) （略）	
35	3 （略）	3 （略）	
40			
45			

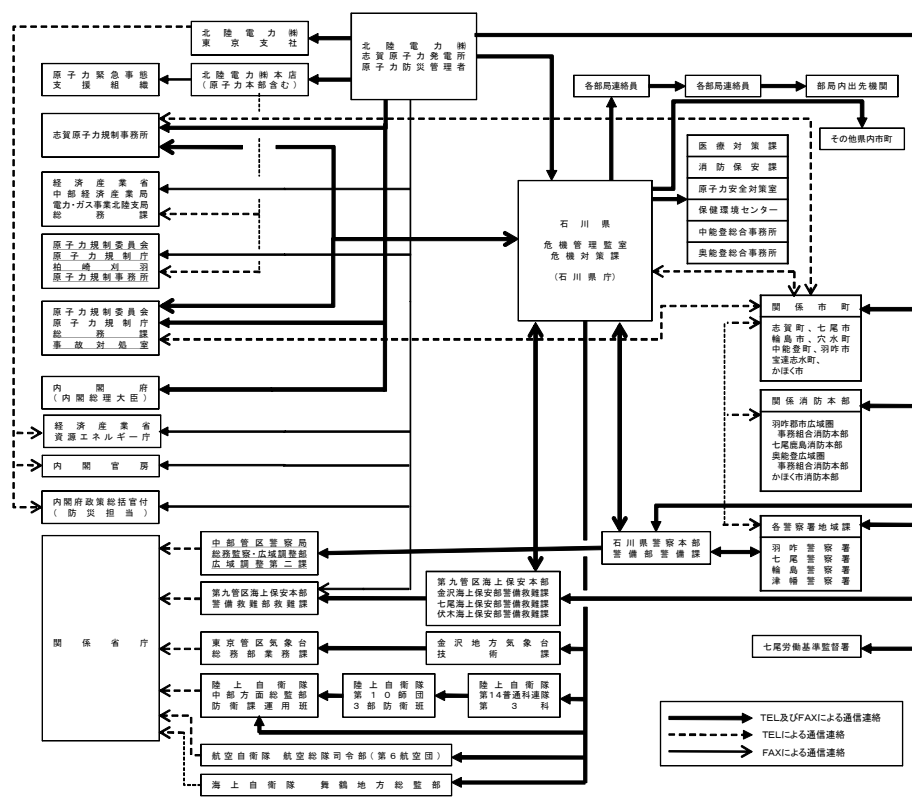
現 行

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



修 正 案

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



備 考

現 行	修 正 案	備 考
5 (1) 発電所の通報連絡 ア 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について 10 通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力 事業者防災業務計画（第3章第1節1(1)）に基づき、直ちに、知事を はじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、 15 関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾 警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事 務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。） 並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安 20 部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、 直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式8）をフ ァクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣 官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門 官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。 なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。 （ア）（略） （イ） 特定事象の発生日時 （ウ）～（キ） （略） 25 イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に 至った場合は、原子力事業者防災業務計画（第3章第3節1(1)）に基 づき、直ちにアに準じて「原災法第15条第1項の基準に達したときの報 告様式」（原子力事業者防災業務計画様式12）により通報連絡する。 30 ウ （略） （2）～（7） （略） 35 (8) 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所__）から施設敷地緊急事態等の発 生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に 40 通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行 う。 45	(1) 発電所の通報連絡 ア 原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生について 通報を受け、又は自ら発見したときは、原災法第10条第1項及び原子力 事業者防災業務計画 第3章第1節1(2)に基づき、直ちに、知事を はじめ官邸（内閣総理大臣及び内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、 関係市町の長、原子力防災専門官、石川県警本部、羽咋警察署長、七尾 警察署長、輪島警察署長及び津幡警察署長（以下「警察署長等」という。）、 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部、七尾鹿島消防本部、奥能登広域圏事 務組合消防本部及びかほく市消防本部消防長（以下「消防長」という。） 並びに第九管区海上保安本部、同本部金沢海上保安部長、七尾海上保安 部長、伏木海上保安部長（以下「海上保安部長等」という。）に対して、 直ちに「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務計画様式9）をフ ァクシミリにより一斉に送信する。さらに、知事をはじめ、官邸（内閣 官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長及び原子力防災専門 官等の主要な機関に対しては、その着信を電話等により確認する。 なお、通報連絡事項は、次のとおりとする。 （ア）（略） （イ） 特定事象の発生時刻 （ウ）～（キ） （略） イ 原子力防災管理者（発電所長）は、通報に係る事象が全面緊急事態に 至った場合は、原子力事業者防災業務計画 第3章第3節1(2)に基 づき、直ちにアに準じて「特定事象発生通報」（原子力事業者防災業務 計画様式9）により通報連絡する。 ウ （略） （2）～（7） （略） （8） 消防機関の通報連絡 消防長は、原子力防災管理者（発電所長）から施設敷地緊急事態等の発 生について通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（分署・分遣所）長に 通報し、必要な指示を行う。また、管轄する関係市町の長へ通報連絡を行 う。	

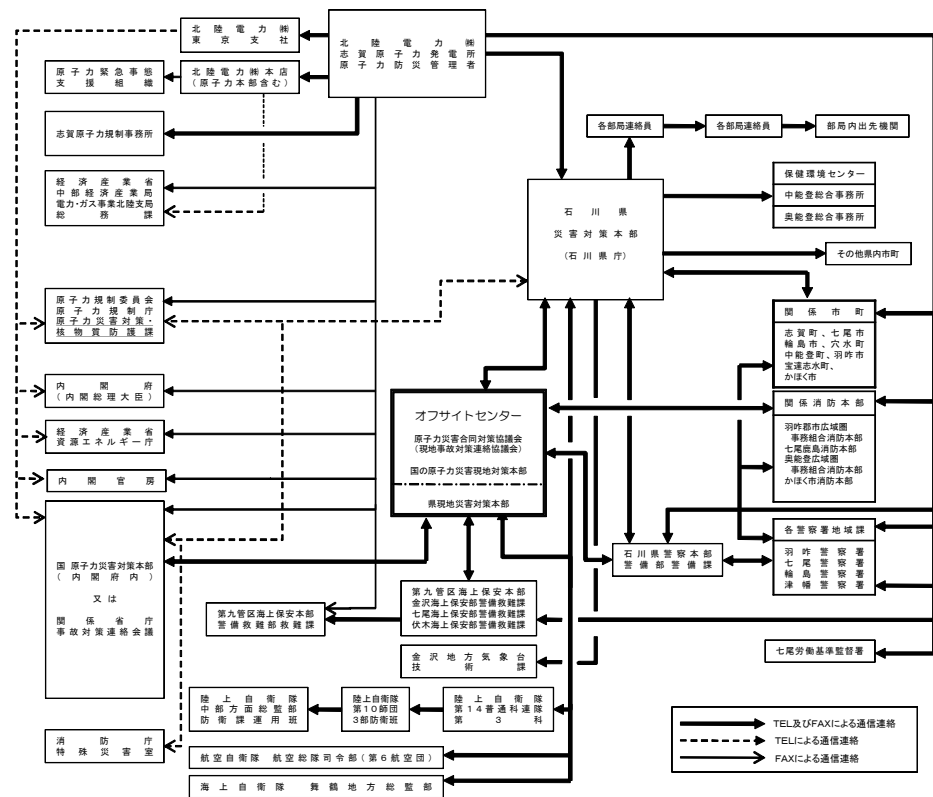
	現 行	修 正 案	備 考
5	(9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡	(9) 県の環境放射線観測局で施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報連絡	
10	ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官、関係市町の長及び原子力防災管理者（ <u>発電所長</u> ）に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。	ア 知事は、原子力防災管理者（発電所長）から通報がない状態において、県が設置している環境放射線観測局により、施設敷地緊急事態等の発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、 <u>原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官</u> に通報連絡するとともに、発電所の状況等の確認に努める。	
15	イ～ウ （略）	イ～ウ （略）	
20	エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について <u>1 (1) により</u> 通報連絡を行う。	エ 原子力防災管理者（発電所長）は、イの結果が施設敷地緊急事態等に該当していた場合は、直ちに施設敷地緊急事態等の発生について <u>原子力事業者防災業務計画第3章第1節3 (1) に基づき</u> 通報連絡を行う。	
25			
30			
35			
40			
45			

現 行

4 応急対策活動情報等の連絡

国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図

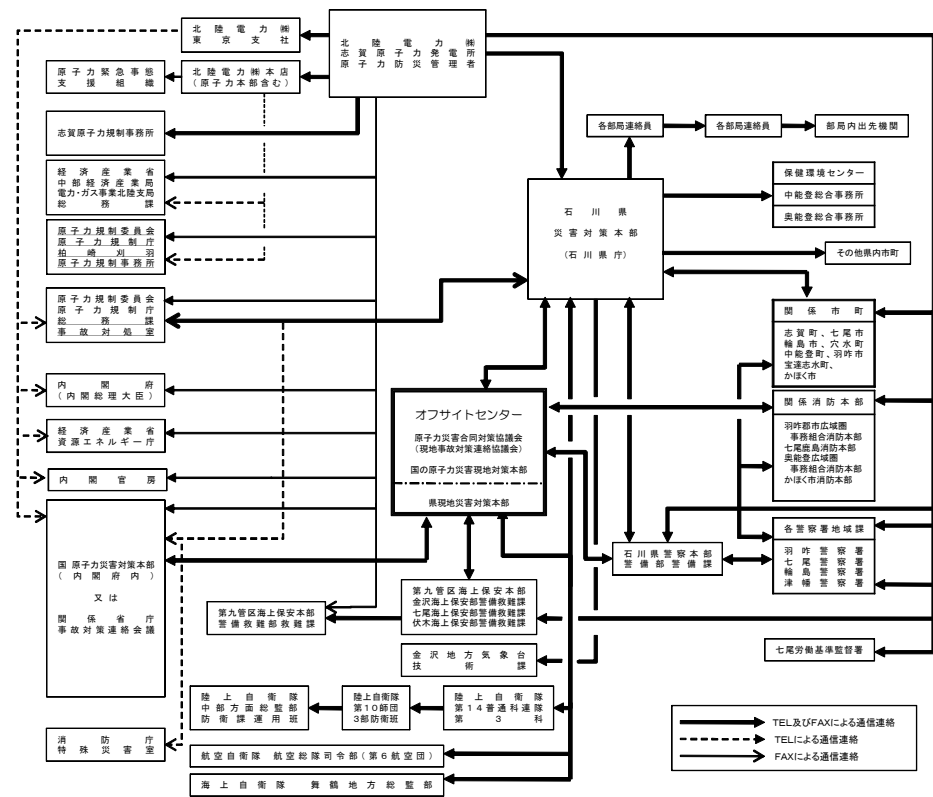


修 正 案

4 応急対策活動情報等の連絡

国、県、関係市町、防災関係機関及び北陸電力は、災害応急対策活動情報等の収集、把握及び伝達のために、次の通報連絡システムにより相互に通報連絡を行う。

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



備 考

	現 行	修 正 案	備 考
5	(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡 ア 発電所の通報連絡	(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報等の連絡 ア 発電所の通報連絡	
10	原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式10）により通報連絡する。	原子力防災管理者（発電所長）は、施設敷地緊急事態の発生の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急対策を行い、知事をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、原子力規制委員会、関係市町の長、警察署長等、消防長、海上保安部長等及び原子力防災専門官等並びに国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策活動の概要、発電所の状況、被害の状況等を定期的に「応急措置の概要」（原子力事業者防災業務計画様式11）により通報連絡する。	
15	イ～ク （略）	イ～ク （略）	
	(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡	(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報等の連絡	
20	ア～イ （略）	ア～イ （略）	
	ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣 (7) （略）	ウ 合同対策協議会機能班への職員の派遣 (7) （略）	
25			
30			
35			
40			
45			

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行

(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。

機 能 班 名	機 能	主 な 任 務
総括班	(略)	(略)
放射線班	(略)	(略)
医療班	(略)	・被害状況の把握 ・救助及び救命状況の把握 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 ・(新設)
住民安全班	(略)	・屋内退避及び避難状況の把握 ・(新設) ・救助及び救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・救急輸送実施状況の把握
運営支援班	(略)	(略)
広報班	(略)	(略)
実動対処班	(略)	・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整
プラントチーム	(略)	(略)

エ～カ (略)

修 正 案

(イ) 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務は、次のとおりである。

機 能 班 名	機 能	主 な 任 務
総括班	(略)	(略)
放射線班	(略)	(略)
医療班	(略)	・被害状況の把握 ・救助及び救命状況の把握 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する連絡調整 ・避難退域時検査・簡易除染の指示 ・避難住民の被ばく状況の把握
住民安全班	(略)	・屋内退避及び避難状況の把握 ・避難経路等の選定(避難退域時検査場所を含む) ・救助及び救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・救急輸送実施状況の把握
運営支援班	(略)	(略)
広報班	(略)	(略)
実動対処班	実動組織(自衛隊、消防、海保、警察)との調整	・実動組織のオンサイト及びオフサイト対応に関する状況把握 ・現地対策本部で立案する計画に基づき実働組織の関与が必要な事項についての連絡調整
プラントチーム	(略)	(略)

エ～カ (略)

備 考

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行			修 正 案			備 考
第 2 節 初動体制の確立			第 2 節 初動体制の確立			
1 （略）			1 （略）			
体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	体 制	設 置 基 準	動 員 対 象 職 員	
情報収集体制	・ 志賀町において震度 5 弱 又は震度 5 強の地震が発 生したとき（県内におい て震度 6 弱以上の地震が 発生した場合を除く） （新設）	（略）	情報収集体制	・ 志賀町において震度 5 弱 又は震度 5 強の地震が発 生したとき ・ <u>その他原子力施設の運転 に影響を及ぼすおそれが ある情報が通報された場 合</u>	（略）	
警戒体制	・ <u>県内</u> において震度 6 弱以 上の地震が発生したとき ・ <u>県内</u> において大津波警報 が発表されたとき ・ 原子力規制委員会・内閣 府原子力事故合同警戒本 部から警戒事態発生の連 絡を受けたとき ・ 発電所に事故が発生し、 警戒体制をとる必要があ ると知事が認めたとき。	（略）	警戒体制	・ 志賀町において震度 6 弱 以上の地震が発生したと き ・ <u>志賀町沿岸部を含む津波 予報区</u> において大津波警 報が発表されたとき ・ 事故警戒本部から警戒事 態発生の連絡を受けたと き ・ 発電所に事故が発生し、 警戒体制をとる必要があ ると知事が認めたとき。	（略）	
第一次 災害対策本部体制	（略）	（略）	第一次 災害対策本部体制	（略）	（略）	
第二次 災害対策本部体制	（略）	（略）	第二次 災害対策本部体制	（略）	（略）	
2 （略）			2 （略）			

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案		備 考
第 3 節 緊急時の措置		第 3 節 緊急時の措置		
1 ～ 2 （略）		1 ～ 2 （略）		
3 警戒体制 （略）		3 警戒体制 （略）		
（ 1 ） （略）		（ 1 ） （略）		
（ 2 ） 所掌事務		（ 2 ） 所掌事務		
課（室）及び出先機関名	所 掌 事 務	課（室）及び出先機関名	所 掌 事 務	
危機対策課	（略）	危機対策課	（略）	
医療対策課	1 緊急時医療措置の準備に関すること。 2 （略）	医療対策課	1 原子力災害医療措置の準備に関すること。 2 （略）	
原子力安全対策室 （危機対策課）	（略）	原子力安全対策室 （危機対策課）	（略）	
中能登総合事務所	（略）	中能登総合事務所	（略）	
奥能登総合事務所	（略）	奥能登総合事務所	（略）	
能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	緊急時医療措置の準備に関すること。	能登中部保健福祉センター 能登北部保健福祉センター 石川中央保健福祉センター	原子力災害医療措置の準備に関すること。	
保健環境センター	（略）	保健環境センター	（略）	
4 第一次本部体制及び第二次本部体制 （略）		4 第一次本部体制及び第二次本部体制 （略）		

現 行		修 正 案		備 考
(1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織		(1) 県本部の組織等 ア 県本部の組織		
県 本 部 長 (知 事)	県副本部長 (副知事) (2名)	県 本 部 長 (知 事)	県副本部長 (副知事) (2名)	
危機管理監室 危機管理監	危機管理班(危機対策課) (消防保安課) 原子力安全対策班 (原子力安全対策室) (危機対策課)	危機管理監室 危機管理監	危機管理班(危機対策課) (消防保安課) 原子力安全対策班 (原子力安全対策室) (危機対策課)	
総務部 総務部長	人事班(人事課) 管財班(管財課)	総務部 総務部長	人事班(人事課) 管財班(管財課)	
企画振興部 企画振興部長	企画班(企画課) 交通政策班(交通政策課)	企画振興部 企画振興部長	企画班(企画課) 交通政策班(交通政策課)	
県民文化部 県民文化局長	県民交流班(県民交流課) 県民生活班(県民生活課)	県民文化スポーツ部 県民文化スポーツ部長	県民交流班(県民交流課)	
健康福祉部 健康福祉部長	医療対策班(医療対策課) 健康推進班(健康推進課) (障害保健福祉課) 薬事衛生班(薬事衛生課)	健康福祉部 健康福祉部長	医療対策班(医療対策課) 健康推進班(健康推進課) (障害保健福祉課) 薬事衛生班(薬事衛生課)	
商工労働部 商工労働部長		生活環境部 生活環境部長	生活安全班(生活安全課)	
観光戦略推進部 観光戦略推進部長		商工労働部 商工労働部長		
農林水産部 農林水産部長	農林企画調整班 (農林水産部企画調整室) 生産流通班(生産流通課) 森林管理班(森林管理課) 水産班(水産課)	観光戦略推進部 観光戦略推進部長		
土木部 土木部長	道路整備班(道路整備課)	農林水産部 農林水産部長	農林企画調整班 (農林水産部企画調整室) 生産流通班(生産流通課) 森林管理班(森林管理課) 水産班(水産課)	
教育部 教育長		土木部 土木部長	道路整備班(道路整備課)	
	関 係 部 局 班	教育部 教育長		
	災 害 警 備 本 部 警 察 本 部 長		関 係 部 局 班	
	県現地本部 ※本節3(2)アに記載		災 害 警 備 本 部 警 察 本 部 長	
			県現地本部 ※本節3(2)アに記載	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行			修 正 案			備 考
イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務			イ 県本部の職名、担当職及び所掌事務			
職 名	担 当 職	所 掌 事 務	職 名	担 当 職	所 掌 事 務	
県本部長	(略)	(略)	県本部長	(略)	(略)	
県副本部長	(略)	(略)	県副本部長	(略)	(略)	
県本部員	(略)	(略)	県本部員	(略)	(略)	
(新設)			県本部員健康福祉部長の下に、原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を置く。			
ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務			ウ 県本部の班名、班長担当職及び所掌事務			
班 名	班長担当職	所 掌 事 務	班 名	班長担当職	所 掌 事 務	
危機管理班	(略)	(略)	危機管理班	(略)	(略)	
原子力安全対策班	(略)	(略)	原子力安全対策班	(略)	(略)	
人事班	(略)	(略)	人事班	(略)	(略)	
管財班	(略)	(略)	管財班	(略)	(略)	
企画班	(略)	(略)	企画班	(略)	(略)	
交通政策班	(略)	(略)	交通政策班	(略)	(略)	
県民交流班	(略)	(略)	県民交流班	(略)	(略)	
医療対策班	(略)	1 緊急時医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)	医療対策班	(略)	1 原子力災害医療措置の総合調整に関すること。 2 (略)	
健康推進班	(略)	(略)	健康推進班	(略)	(略)	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行			修 正 案			備 考																																																																		
<table><tr><th>班 名</th><th>班長担当職</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>薬事衛生班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県民生活班</td><td>県民生活課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農林 企画調整班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>生産流通班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>森林管理班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水産班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路整備班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">教 育 部(教育委員会)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">関係部局班</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">警 察 部(警察本部)</td><td>(略)</td></tr></table>			班 名	班長担当職	所 掌 事 務	薬事衛生班	(略)	(略)	県民生活班	県民生活課長	(略)	農林 企画調整班	(略)	(略)	生産流通班	(略)	(略)	森林管理班	(略)	(略)	水産班	(略)	(略)	道路整備班	(略)	(略)	教 育 部(教育委員会)		(略)	関係部局班		(略)	警 察 部(警察本部)		(略)	<table><tr><th>班 名</th><th>班長担当職</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>薬事衛生班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>生活安全班</td><td>生活安全課長</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農林 企画調整班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>生産流通班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>森林管理班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水産班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路整備班</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">教 育 部(教育委員会)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">関係部局班</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">警 察 部(警察本部)</td><td>(略)</td></tr></table>			班 名	班長担当職	所 掌 事 務	薬事衛生班	(略)	(略)	生活安全班	生活安全課長	(略)	農林 企画調整班	(略)	(略)	生産流通班	(略)	(略)	森林管理班	(略)	(略)	水産班	(略)	(略)	道路整備班	(略)	(略)	教 育 部(教育委員会)		(略)	関係部局班		(略)	警 察 部(警察本部)		(略)	
班 名	班長担当職	所 掌 事 務																																																																						
薬事衛生班	(略)	(略)																																																																						
県民生活班	県民生活課長	(略)																																																																						
農林 企画調整班	(略)	(略)																																																																						
生産流通班	(略)	(略)																																																																						
森林管理班	(略)	(略)																																																																						
水産班	(略)	(略)																																																																						
道路整備班	(略)	(略)																																																																						
教 育 部(教育委員会)		(略)																																																																						
関係部局班		(略)																																																																						
警 察 部(警察本部)		(略)																																																																						
班 名	班長担当職	所 掌 事 務																																																																						
薬事衛生班	(略)	(略)																																																																						
生活安全班	生活安全課長	(略)																																																																						
農林 企画調整班	(略)	(略)																																																																						
生産流通班	(略)	(略)																																																																						
森林管理班	(略)	(略)																																																																						
水産班	(略)	(略)																																																																						
道路整備班	(略)	(略)																																																																						
教 育 部(教育委員会)		(略)																																																																						
関係部局班		(略)																																																																						
警 察 部(警察本部)		(略)																																																																						
(略)			(略)																																																																					

	現 行	修 正 案	備 考																								
5	(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織	(2) 県現地本部の組織等 ア 県現地本部の組織																									
10	<table><tr><td>県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)</td><td>県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)</td><td>連絡調整班</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>班 長 (兼)危機対策課長</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>副班長 危機対策課長補佐</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td></tr></table>	県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)	県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)	連絡調整班			班 長 (兼)危機対策課長			副班長 危機対策課長補佐			班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	<table><tr><td>県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)</td><td>県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)</td><td>連絡調整班</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>班 長 (兼)危機対策課長</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>副班長 危機対策課長補佐</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等</td></tr></table>	県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)	県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)	連絡調整班			班 長 (兼)危機対策課長			副班長 危機対策課長補佐			班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等	
県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)	県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)	連絡調整班																									
		班 長 (兼)危機対策課長																									
		副班長 危機対策課長補佐																									
		班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																									
県 現 地 本 部 長 兼 報 道 責 任 者 ((兼) 副 知 事)	県 現 地 副 本 部 長 ((兼) 危 機 管 理 監) (中 能 登 総 合 事 務 所 長)	連絡調整班																									
		班 長 (兼)危機対策課長																									
		副班長 危機対策課長補佐																									
		班 員 危機対策課職員 県民交流課職員 中能登総合事務所職員 等																									
15																											
20																											
25																											
30	(略)	(略)																									
35	イ (略)	イ (略)																									
40	ウ 県現地本部の班名及び所掌事務	ウ 県現地本部の班名及び所掌事務																									
45	<table><tr><th>班 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>連絡調整班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>緊急時医療班</td><td>1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)</td></tr><tr><td>住民生活班</td><td>(略)</td></tr></table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	(略)	緊急時医療班	1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)	住民生活班	(略)	<table><tr><th>班 名</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>連絡調整班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>原子力災害医療班</td><td>1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)</td></tr><tr><td>住民生活班</td><td>(略)</td></tr></table>	班 名	所 掌 事 務	連絡調整班	(略)	原子力災害医療班	1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)	住民生活班	(略)									
班 名	所 掌 事 務																										
連絡調整班	(略)																										
緊急時医療班	1 (略) 2 緊急時医療措置に関すること。 3～4 (略)																										
住民生活班	(略)																										
班 名	所 掌 事 務																										
連絡調整班	(略)																										
原子力災害医療班	1 (略) 2 原子力災害医療措置に関すること。 3～4 (略)																										
住民生活班	(略)																										

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行					修 正 案					備 考																																																																						
(3)～(7) (略)					(3)～(7) (略)																																																																											
5 (略)					5 (略)																																																																											
6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 (略) ア～イ (略)					6 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 (略) ア～イ (略)																																																																											
ウ 中能登総合事務所総務企画部次長					ウ 中能登総合事務所税務課長																																																																											
エ～オ (略)					エ～オ (略)																																																																											
7 (略)					7 (略)																																																																											
8 合同対策協議会設置後の体制 (1) (略)					8 合同対策協議会設置後の体制 (1) (略)																																																																											
(2) 合同対策協議会への職員の派遣 (略)					(2) 合同対策協議会への職員の派遣 (略)																																																																											
<table border="1"><tr><th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th></tr><tr><td>総括班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>放射線班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>住民安全班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>運営支援班</td><td>(略)</td><td>中能登総合事務所 総務企画部次長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広報班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					合同対策協議会派遣要員						総括班	(略)	(略)	(略)	(略)	放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)	医療班	(略)	(略)	(略)	(略)	住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)	運営支援班	(略)	中能登総合事務所 総務企画部次長	(略)	(略)	広報班	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"><tr><th colspan="5">合同対策協議会派遣要員</th></tr><tr><td>総括班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>放射線班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>医療班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>住民安全班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>運営支援班</td><td>(略)</td><td>中能登総合事務所 税務課長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広報班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>					合同対策協議会派遣要員					総括班	(略)	(略)	(略)	(略)	放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)	医療班	(略)	(略)	(略)	(略)	住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)	運営支援班	(略)	中能登総合事務所 税務課長	(略)	(略)	広報班	(略)	(略)	(略)	(略)
合同対策協議会派遣要員																																																																																
総括班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
医療班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
運営支援班	(略)	中能登総合事務所 総務企画部次長	(略)	(略)																																																																												
広報班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
合同対策協議会派遣要員																																																																																
総括班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
放射線班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
医療班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
住民安全班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
運営支援班	(略)	中能登総合事務所 税務課長	(略)	(略)																																																																												
広報班	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																												
9～12 (略)					9～12 (略)																																																																											

	現 行	修 正 案	備 考
5	13 災害対策本部体制等の解除基準 情報収集事態、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。	13 災害対策本部体制等の解除基準 情報収集体制、警戒体制、第一次本部体制及び第二次本部体制の解除基準は、次のとおりとする。	
	(略)	(略)	
10	第4節 消防防災ヘリコプター等の活用	第4節 消防防災ヘリコプター等の活用	
	1 (略)	1 (略)	
15	2 防災関係機関のヘリコプターとの連携 (略)	2 防災関係機関のヘリコプターとの連携 (略)	
	(新設)	また、県は航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。	
20			
25	第5節 住民等に対する広報及び指示伝達	第5節 住民等に対する広報及び指示伝達	
	国、危機管理監室、県民文化局、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力	国、危機管理監室、県民文化スポーツ部、関係各部局、関係市町、防災関係機関、北陸電力	
30	1 広報体制 (1)～(3) (略)	1 広報体制 (1)～(3) (略)	
	(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア (略)	(4) オフサイトセンターにおける報道機関への発表は、次のとおりである。 ア (略)	
35	イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、記者会見が行われる場合には 同席する。	イ 県本部長（知事）又は県現地本部長、関係市町の長及び北陸電力は、記者会見が行われる場合には必要に応じて同席する。	
	(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)	
40	2～3 (略)	2～3 (略)	
	第6節 緊急時モニタリング	第6節 緊急時モニタリング	
45	(略)	(略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	第 7 節 避難等の防護対策	第 7 節 屋内退避、避難等の防護対策	
10	1 避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す避難等の防護対策を実施する。 (新設)	1 屋内退避、避難等の防護対策について 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、以下に示す屋内退避、避難等の防護対策を実施する。 また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。	
15	(1) 屋内退避（コンクリート屋内退避を含む） 屋内退避は、住民等が比較的容易に行うことができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。	(1) 屋内退避 屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。	
20	全面緊急事態に至った時点で、ＰＡＺにおいては、住民等は原則として即時避難を実施するが、ＵＰＺにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、原子力施設の状況及び緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施することが想定される。	全面緊急事態に至った時点で、ＰＡＺにおいては、住民等は原則として即時避難を実施するが、ＵＰＺにおいては、防護措置の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があるため、屋内退避を実施する。その後は、原子力施設の状況に応じた段階的な避難を行う。また緊急時モニタリングの結果に応じたＯＩＬに基づく防護措置を実施することが想定される。	
25	なお、ＵＰＺ以外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。	なお、ＵＰＺ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。	
30	また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がＯＩＬ１やＯＩＬ２の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。	また、緊急時モニタリングの結果、周辺の空間放射線量率がＯＩＬ１やＯＩＬ２の値を超えた場合には、後述する避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合には引き続き屋内退避を行うことも想定される。特に、病院や介護施設においては避難等よりも屋内退避が優先される場合があり、この場合は建屋の遮へい効果や気密性に考慮が必要であり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効である。	
35	さらに、ブルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。	さらに、ブルームが長時間あるいは断続的に到来することが想定される場合には、屋内退避が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難等への切替えを検討する。特に、住民等が避難すべき区域において止むを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。	
40	(2) 避難等 避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。	(2) 避難等 避難等は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線からの放出源から距離を置くことにより、被ばくの低減を図るものである。	
45	避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。	避難等の方策は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて以下のとおりとする。	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行				修 正 案				備 考
ア～イ （略） ただし、避難及び一時移転の対象となった住民等については、 <u>その移動先等において、</u> <u>、汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には</u> ____除染を行う。 避難等の基準				ア～イ （略） ○ I Lに基づく防護措置としての避難及び一時移転の対象となった住民等については、○ I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した際に、 <u>汚染拡大の防止等のために、避難退域時検査</u> を行い、基準値を超えた場合には <u>簡易</u> 除染を行う。 避難等の基準				
基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要	
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） （緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する）	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施する （移動が困難な者の一時__退避を含む）	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） （緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施__。 （移動が困難な者の一時 <u>屋内</u> 退避を含む）	
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） （緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） （緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施	

	現 行	修 正 案	備 考
5	2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示・要請	2 防護対策の決定 (1) 国等の屋内退避、避難等の勧告・指示等の指示・要請	
10	ア 内閣府は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。	ア 事故警戒本部は、警戒事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。	
15	イ 内閣府は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。	イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、県及び志賀町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請することとなっている。	
20	また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。	また、県及び関係市町に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとなっている。	
25	ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。	ウ 内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、全面緊急事態に至ったときは、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、県及び志賀町に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うこととなっている。	
30	原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。	原子力災害対策本部は、県及び関係市町に対し、屋内退避の実施やＯＩＬに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、 <u>避難退域時検査場所の確保等</u> ）を行うよう要請するとともに、県及びＵＰＺ外の市町に対し、避難してきた住民等の受入れや、関係市町が行う防護措置の準備への協力を要請することとなっている。	
	エ～オ （略）	エ～オ （略）	
35	(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～ウ （略）	(2) 県の屋内退避、避難等の指示・要請の伝達等 ア～ウ （略）	
40	エ 県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施についての指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。	エ 県は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた原子力災害対策本部からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超えた_____場合は、市町に対し、避難、一時移転等の_____指示、助言等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。	
45	これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。	これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請を行う。	
	オ （略）	オ （略）	

	現 行	修 正 案	備 考
5	(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示 ア～ウ (略)	(3) 関係市町の長の屋内退避、避難等の勧告・指示 ア～ウ (略)	
10	エ 関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。 これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。	エ 関係市町の長は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等の結果に応じた国若しくは県からの指示、助言等があった場合又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超えた場合は、避難、一時移転等の緊急事態応急対策を実施する。 これらの場合において、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請を行う。	
15	オ～ク (略)	オ～ク (略)	
	(4) (略)	(4) (略)	
20	3 (略)	3 (略)	
	4 避難等 (1) (略)	4 避難等 (1) (略)	
25	(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、スクリーニングの場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。	(2) 関係市町のとるべき措置 ア 住民等への指示伝達 関係市町の長は、避難等の勧告又は指示をする場合は、発電所との方位、距離その他の条件を考慮の上、避難先やその経路、集合場所、 <u>避難退域時検査</u> の場所その他必要な事項を決定し、住民等に対して、これらの事項及び3の(1)アからカの事項を指示し、避難等の措置を講ずる。	
30	また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。	また、避難等に際しては、特に乳幼児及び妊婦を優先する。	
	イ～カ (略)	イ～カ (略)	
35	(3) そ の 他 ア (略)	(3) そ の 他 ア (略)	
40	イ 避難所__の駐車スペースについて 避難所__の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。	イ 避難所等の駐車スペースについて 避難所等の駐車スペースは、避難所等に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。	
45	ウ (略)	ウ (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	5 県外への広域避難等 (1) 県による調整及び要請 県は、被災した関係市町から、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への受入れについて協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとし、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域避難等のための要請を当該市町に代わって行うものとする。	5 県外への広域避難等 (1) 県による調整及び要請 県は、被災した関係市町から、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への受入れについて協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとし、関係市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域避難等のための協議を当該市町に代わって行うものとする。	
10	(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
15	6 (略) <u>(新設)</u>	6 (略) <u>7 避難退域時検査等の実施</u> (1) <u>原子力災害対策本部による指示</u> 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう県及び関係市町に指示するものとする。 (2) <u>県及び関係市町による避難退域時検査等の実施</u> 県及び関係市町は、北陸電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。	
20			
25	<u>7 立入制限の措置</u> (略)	<u>8 立入制限の措置</u> (略)	
30	<u>8 治安の確保及び火災の予防</u> (略)	<u>9 治安の確保及び火災の予防</u> (略)	
35	<u>9 防災業務関係者の防護措置</u> (1) (略) (2) ア (略)	<u>10 防災業務関係者の防護措置</u> (1) (略) (2) ア (略)	
40	イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部緊急時医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。	イ 県及び関係市町の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部原子力災害医療班が緊急時モニタリングセンター及び関係市町の協力を得て行う。	
45	ウ～エ (略)	ウ～エ (略)	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行		修 正 案				備 考																																								
10 協力体制 (略)		11 協力体制 (略)																																												
災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定		災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定																																												
<table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石 川 県</td><td>石川県 漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>石 川 県</td><td>北陸信越 旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>(親設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>		協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	(親設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<table><tr><th colspan="2">協 定 者</th><th>協定締結日</th><th>T E L</th><th>F A X</th></tr><tr><td>石 川 県</td><td>石川県 漁業協同組合</td><td>H25. 9. 19</td><td>076-234-8815</td><td>076-265-5204</td></tr><tr><td>石 川 県</td><td>北陸信越 旅客船協会</td><td>H25. 9. 19</td><td>025-245-3455</td><td>025-247-0453</td></tr><tr><td>石 川 県</td><td>特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会</td><td>H27. 2. 26</td><td>076-287-6782</td><td>076-287-6783</td></tr></table>				協 定 者		協定締結日	T E L	F A X	石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204	石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453	石 川 県	特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783	
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																										
石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																										
石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																										
(親設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																										
協 定 者		協定締結日	T E L	F A X																																										
石 川 県	石川県 漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204																																										
石 川 県	北陸信越 旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453																																										
石 川 県	特定非営利活動法 人石川県 小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783																																										
11 要配慮者への配慮 (1)～(2) (略)		12 要配慮者への配慮 (1)～(2) (略)																																												
(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、 <u>避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</u>		(3) 県は、市町等と連携し、国の協力を得て、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、 <u>放射線防護措置を施した屋内退避施設の活用、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</u>																																												
(4) (略)		(4) (略)																																												
なお、これ以外の災害時要援護者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 <u>災害時要援護者の安全確保</u> 」により実施する。		なお、これ以外の要配慮者等の避難誘導等に関する事項は、県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画「第13節 <u>要配慮者の安全確保</u> 」により実施する。																																												
12 長期避難への対応 (略)		13 長期避難への対応 (略)																																												
13 ボランティアの受入れ (略)		14 ボランティアの受入れ (略)																																												

	現 行	修 正 案	備 考
5	第8節 保健衛生活動 (略) 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。 (略) 第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1 (略) 2 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、概ね次のものとする。 (1)～(2) (略) (3) 国の原子力災害現地対策本部長、県本部長、県現地本部長、関係市町の災害対策本部長又は災害対策副本部長及び災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、県本部要員、県現地本部要員、合同対策協議会構成員及び要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、<u>緊急時医療要員等</u>）並びに必要とされる資機材 (4) <u>コンクリート</u>屋内退避施設、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 (5)～(6) (略) 3～6 (略) 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動 (1) 北陸電力のとり措	第8節 保健衛生活動 (略) 第9節 飲食物の摂取制限に関する措置 県本部長及び市町長は、原子力災害対策指針、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、<u>応急食料</u>の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じる。 (略) 第10節 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 1 (略) 2 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は、概ね次のものとする。 (1)～(2) (略) (3) 国の原子力災害現地対策本部長、県本部長、県現地本部長、関係市町の災害対策本部長又は災害対策副本部長及び災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、県本部要員、県現地本部要員、合同対策協議会構成員及び要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、<u>原子力災害医療要員等</u>）並びに必要とされる資機材 (4) _____屋内退避施設、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材 (5)～(6) (略) 3～6 (略) 第11節 救助・救急、消火活動等 1 救助・救急活動 (1) 北陸電力のとり措	
10	原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、被ばく患者を _____ 医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対す	原子力防災管理者（発電所長）は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。 また、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対す	
15			
20			
25			
30			
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	る知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者 に随行できない場合には、事故の状況、患者 の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。	る知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。	
10	(2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。	(2) 県及び関係市町のとる措置 県及び関係市町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地災害対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。	
15	また、被ばく患者 の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。	また、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。	
20	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)	
25	2 消防活動 (略)	2 消防活動 (略)	
	3 (略)	3 (略)	
	第12節 緊急時医療措置	第12節 原子力災害医療措置	
30	1 緊急時医療体制 (1) 緊急時医療班の設置 県本部長（知事）は、原子力災害時において、放射線被ばくした者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の緊急医療措置を実施するため、県現地本部に緊急時医療班を設置する。	1 原子力災害医療体制 (1) 原子力災害医療班の設置 県本部長（知事）は、原子力災害時において、放射線被ばくした者（被ばくしたおそのある者を含む。）に対する検査、放射性物質による汚染の検査、除染、治療、健康相談等及び一般傷病者に対する治療等の原子力災害医療措置を実施するため、県現地本部に原子力災害医療班を設置する。	
35	(2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、緊急時医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の被ばく医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）及び国公立医療機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。	(2) 関係機関等への協力要請 ア 県本部長（知事）は、原子力災害医療班の設置に当たり、国の原子力災害対策本部長に対して、国の原子力災害医療に係る医療チームの派遣を要請するとともに、その受け入れに係る調整や活動場所の確保を行うものとする。また、日本赤十字社石川県支部（以下「日赤」という。）、石川県医師会（地域医師会を含む。以下同じ。）、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等の地域医療機関に対して、医療要員の派遣及び資機材の提供を要請する。	
40	(略)	(略)	
45	イ (略)	イ (略)	

	現 行	修 正 案	備 考
5	(3) (略)	(3) (略)	
	また、緊急時医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、 <u>緊急被ばく医療</u> についての指導、助言を求める。	また、原子力災害医療班長は、必要に応じ、合同対策協議会医療班に対して、 <u>原子力災害医療</u> についての指導、助言を求める。	
10	(4) <u>緊急時医療班</u> の組織及び業務	(4) <u>原子力災害医療班</u> の組織及び業務	
	ア 緊急時医療班の組織 緊急時医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。	ア 原子力災害医療班の組織 原子力災害医療班は、班長、副班長その他必要な職員で構成し、組織は次のとおりとする。	
15			
	<u>緊急時医療班の組織図</u>	<u>原子力災害医療班の組織図</u>	
20			
25			
30			
35			
40			
45			

現 行	修 正 案	備 考																																																						
イ <u>緊急時医療班の業務</u> <u>緊急時医療班</u>の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。 <table><tr><th>職 名</th><th>担 当 職</th><th>業 務</th></tr><tr><td>班 長</td><td>(略)</td><td><u>緊急時医療班</u>を指揮し、<u>緊急時医療措置業務</u>を総括する。</td></tr><tr><td>副 班 長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ウ <u>緊急時医療班</u>のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。 <table><tr><th>チーム名</th><th>編 成 基 準</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>企画調整</td><td>(略)</td><td>1 (略) 2 <u>緊急時医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>緊急時医療措置実施計画の策定</u></td></tr><tr><td>チ ャーム</td><td></td><td>4 <u>緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)</td></tr><tr><td><u>スクリーニング</u></td><td><u>派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。</u> <u>チーム数は、災害の態様によって決定する。</u></td><td><u>避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施</u></td></tr><tr><td>チ ャーム</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>診断除染</u></td><td><u>県健康福祉部等の職員により編成する。</u></td><td><u>汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施</u></td></tr><tr><td>チ ャーム</td><td></td><td></td></tr></table>	職 名	担 当 職	業 務	班 長	(略)	<u>緊急時医療班</u> を指揮し、 <u>緊急時医療措置業務</u> を総括する。	副 班 長	(略)	(略)	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	企画調整	(略)	1 (略) 2 <u>緊急時医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>緊急時医療措置実施計画の策定</u>	チ ャーム		4 <u>緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)	<u>スクリーニング</u>	<u>派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。</u> <u>チーム数は、災害の態様によって決定する。</u>	<u>避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施</u>	チ ャーム			<u>診断除染</u>	<u>県健康福祉部等の職員により編成する。</u>	<u>汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施</u>	チ ャーム			イ <u>原子力災害医療班の業務</u> <u>原子力災害医療班</u>の職名、担当職及び業務は、次のとおりとする。 <table><tr><th></th><th>担 当 職</th><th>業 務</th></tr><tr><td>班 長</td><td>(略)</td><td><u>原子力災害医療班</u>を指揮し、<u>原子力災害医療措置業務</u>を総括する。</td></tr><tr><td>副 班 長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ウ <u>原子力災害医療班</u>のチーム名、編成基準及び業務内容等は、次のとおりとする。また、各チームの班員の編成は、あらかじめ班長が定めておく。 <table><tr><th>チーム名</th><th>編 成 基 準</th><th>業 務 内 容</th></tr><tr><td>企画調整</td><td>(略)</td><td>1 (略) 2 <u>原子力災害医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>原子力災害医療措置実施計画の策定</u> 4 <u>原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)</td></tr><tr><td><u>避難退域時検査</u></td><td><u>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。</u></td><td><u>避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導</u></td></tr><tr><td>チ ャーム</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td></td></tr></table>		担 当 職	業 務	班 長	(略)	<u>原子力災害医療班</u> を指揮し、 <u>原子力災害医療措置業務</u> を総括する。	副 班 長	(略)	(略)	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	企画調整	(略)	1 (略) 2 <u>原子力災害医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>原子力災害医療措置実施計画の策定</u> 4 <u>原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)	<u>避難退域時検査</u>	<u>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。</u>	<u>避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導</u>	チ ャーム			(削除)			
職 名	担 当 職	業 務																																																						
班 長	(略)	<u>緊急時医療班</u> を指揮し、 <u>緊急時医療措置業務</u> を総括する。																																																						
副 班 長	(略)	(略)																																																						
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																																						
企画調整	(略)	1 (略) 2 <u>緊急時医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>緊急時医療措置実施計画の策定</u>																																																						
チ ャーム		4 <u>緊急時医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)																																																						
<u>スクリーニング</u>	<u>派遣される国公立医療機関等の職員により編成する。</u> <u>チーム数は、災害の態様によって決定する。</u>	<u>避難所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施</u>																																																						
チ ャーム																																																								
<u>診断除染</u>	<u>県健康福祉部等の職員により編成する。</u>	<u>汚染検査除染施設等において、放射線被ばく者に対する診断、除染及び医療措置の実施</u>																																																						
チ ャーム																																																								
	担 当 職	業 務																																																						
班 長	(略)	<u>原子力災害医療班</u> を指揮し、 <u>原子力災害医療措置業務</u> を総括する。																																																						
副 班 長	(略)	(略)																																																						
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容																																																						
企画調整	(略)	1 (略) 2 <u>原子力災害医療措置実施のための情報収集</u> 3 <u>原子力災害医療措置実施計画の策定</u> 4 <u>原子力災害医療措置に関する情報の収集及び連絡</u> 5 (略)																																																						
<u>避難退域時検査</u>	<u>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等の職員により編成する。</u>	<u>避難退域時検査場において、住民等に対する検査・簡易除染の実施・指導</u>																																																						
チ ャーム																																																								
(削除)																																																								

5
10
15
20
25
30
35
40
45

現 行			修 正 案			備 考
チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	チーム名	編 成 基 準	業 務 内 容	
初期被ばく医療チーム	初期被ばく医療機関の職員により編成する。	初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	原子力災害医療協力機関チーム	原子力災害医療協力機関の職員により編成する。	原子力災害医療協力機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	
二次被ばく医療チーム	二次被ばく医療機関の職員により編成する。	二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	原子力災害拠点病院チーム	原子力災害拠点病院の職員により編成する。	原子力災害拠点病院において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施	
救 護 チ ー ム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。 チーム数は、災害の態様によって決定する。	(略)	救 護 チ ー ム	派遣される日赤及び石川県医師会等の職員によって編成する。	(略)	
一般医療 チ ー ム	(略)	(略)	一般医療 チ ー ム	(略)	(略)	
被ばく管理 チ ー ム	(略)	(略)	被ばく管理 チ ー ム	(略)	(略)	
健康相談 チ ー ム	(略)	(略)	健康相談 チ ー ム	(略)	(略)	
(注) 1 (略)			(注) 1 (略)			
2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、緊急時医療班長に報告する。			2 企画調整チームには、リーダーを置き、医療活動状況を随時、原子力災害医療班長に報告する。			
3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、 <u>企画調整チームにその活動状況を随時報告する。</u>			3 企画調整チーム以外のチームは、原則として派遣医療機関ごとにグループを編成し、そのグループにはリーダーを置く。リーダーは、それぞれグループの医療活動を総括するとともに、 <u>チームリーダーにその活動状況を随時報告する。それを受け、チームリーダーは企画調整チームにその活動状況を随時報告する。</u>			

現 行	修 正 案	備 考
5 (1) <u>汚染スクリーニング</u> <u>緊急時医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、スクリーニングチームは、避難等の対象となった住民等について、その移動先の避難所等において、汚染拡大の防止等のため、体表面汚染スクリーニングを行うものとし、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行う。</u> <u>また、体表面汚染スクリーニングや緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくの恐れがある場合には、必要に応じ甲状腺スクリーニングを行う。</u> 10 (2) <u>汚染の検査及び除染等の実施</u> <u>診断除染チームは、緊急時医療班長が(1)のスクリーニングの結果、被ばく住民等に対する汚染の検査、除染等が必要と認めた場合は、被ばく住民等の放射能汚染の検査、除染等を行う。</u> 15 (3) <u>緊急時医療の実施</u> <u>緊急時医療班長は、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染、健康相談等）を円滑に行う。</u> 20 (4) <u>一般医療の実施</u> <u>救護チームは避難所等において、一般医療チームはその医療機関所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療措置を実施する。</u> 25 (5) <u>合同対策協議会医療班への報告</u> <u>緊急時医療班長は、避難所に開設された救護所から避難住民等の被ばく状況を把握し、合同対策協議会医療班に報告する。</u> 30 (6) <u>緊急時医療措置実施要領</u> <u>緊急時医療措置の実施内容については、この計画に定めるほか、別に定める「石川県緊急時医療措置実施要領（平成4年2月3日策定）」による。</u>	(1) <u>避難退域時検査及び簡易除染等</u> <u>原子力災害医療班長の指揮の下、国の協力を得ながら、避難退域時検査チームは、避難等の対象となった住民等について、汚染拡大の防止等のため、避難退域時検査を行い、基準値を超える場合には簡易除染（着替え、拭き取り等）を行うとともに要員への指導を行う。</u> <u>また、避難退域時検査や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくのおそれがある場合には、必要に応じ甲状腺スクリーニングを行う。</u> <u>(削除)</u> (2) <u>原子力災害医療の実施</u> <u>原子力災害医療協力機関チーム及び原子力災害拠点病院チームは、汚染や被ばくのおそれのある傷病者に対して、初期対応段階における医療処置（トリアージ、救急処置、汚染検査、簡易除染_____等）を円滑に行う。</u> (3) <u>一般医療の実施</u> <u>救護チームは避難所等において、一般医療チームはその医療機関所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療措置を実施する。</u> (4) <u>合同対策協議会医療班への報告</u> <u>原子力災害医療班長は、避難退域時検査場所において避難住民等の被ばく状況を把握し、合同対策協議会医療班に報告する。</u> (5) <u>その他</u> <u>原子力災害医療措置の実施内容については、この計画に定めるほか、別に定める実施要領等による。</u>	
3～4 (略)	3～4 (略)	

5

10

15

20

25

30

35

40

45

現 行				修 正 案				備 考
第13節 応援協力活動				第13節 応援協力活動				
1 ～ 3 （略）				1 ～ 3 （略）				
4 自衛隊の災害派遣要請				4 自衛隊の災害派遣要請				
(1) （略）				(1) （略）				
(2) 要 請 先				(2) 要 請 先				
自 衛 隊	住 所	T E L	F A X	自 衛 隊	住 所	T E L	F A X	
陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1－1	0727-82-0001 内線 2259	0727-82-0001 内線 2951	陸上自衛隊中部方面 総監部 防衛課運用 班	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1－1	072-782-0001 内線 2554 2557	072-782-0001 内線 2874	
陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1－8	076-241-2171 内線 235	076-241-2171 内線 213	陸上自衛隊第14普通 科連隊 第3科	金沢市野田町1－8	076-241-2171 内線 235～244	076-241-2171 内線 213	
海上自衛隊舞鶴地方 総監部 総監部オペレーショ ン	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2255 内線 2548	0773-64-3609	海上自衛隊舞鶴地方 総監部 第3幕僚室	京都府舞鶴市余部下 1190番地	0773-62-2250 内線 2548	0773-64-3609	
航空自衛隊航空総隊 司令部	東京都府中市浅間町 1－5－5	042-362-2971 内線 2322	042-362-2971 内線 2631	航空自衛隊航空総隊 司令部 運用課運用3班	東京都福生市大字福 生2552	042-553-6611 内線 2526 2527	042-553-6611 内線 2631	
航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651	航空自衛隊第6航空 団 防衛班	小松市向本折町 戊267	0761-22-2101 内線 231	0761-22-2101 内線 651 657	
(3) 自衛隊の救援活動 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。 ア～カ （略）				(3) 自衛隊の救援活動 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。 ア～カ （略）				
キ 緊急時のスクリーニング及び____除染				キ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染				
ク～ケ （略）				ク～ケ （略）				
5 （略）				5 （略）				

	現 行	修 正 案	備 考
5	6 原子力被災者生活支援チームとの連携	6 原子力被災者生活支援チームとの連携	
	(1) (略)	(1) (略)	
10	(2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	(2) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	
	第14節 行政の業務継続に係る措置	第14節 行政の業務継続に係る措置	
15	(略)	(略)	
	第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置	第15節 事業所外運搬中事故に対する応急措置	
20	1 (略)	1 (略)	
	2 国	2 国	
25	(1) 国の安全規制担当省庁の長は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに県や事故発生箇所の市町、関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡することとなっている。	(1) 国の安全規制担当省庁の長は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに県や事故発生箇所の市町、関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡することとなっている。	
	また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなっている。	また、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及びあらかじめ登録された量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなっている。	
30	(2) (略)	(2) (略)	
	3～7 (略)	3～7 (略)	
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	第４章 原子力災害復旧計画	第４章 原子力災害復旧計画	
	第１節 原子力災害復旧体制等	第１節 原子力災害復旧体制等	
	(略)	(略)	
10	第２節 汚染の除去等	第２節 汚染の除去等	
	(略)	(略)	
15	第３節 各種制限措置等の解除	第３節 各種制限措置等の解除	
	知事及び関係市町の長は、緊急時モニタリング等による地域の調査及び原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の原子力災害現地対策本部長又は関係省庁の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を住民等や関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。	知事及び関係市町の長は、環境放射線モニタリング等による地域の調査及び原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえた国の原子力災害現地対策本部長又は関係省庁の指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を住民等や関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。	
20	第４節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第４節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
25	知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、 <u>緊急時</u> モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。	知事は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後、石川県モニタリング本部を設置し、国の統括の下、関係省庁及び北陸電力等と協力して、 <u>環境放射線</u> モニタリングを広範囲かつ精密に行い、その結果を速やかに公表する。	
30	第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等	第５節 損害賠償の請求に必要な資料の作成等	
	(略)	(略)	
35			
40			
45			

	現 行	修 正 案	備 考
5	第 5 章 複合災害対策	第 5 章 複合災害対策	
	第 1 節 基本方針	第 1 節 基本方針	
	(略)	(略)	
10	<u>(新設)</u>	なお、県、市町、防災関係機関及び北陸電力は、平素から備えを充実するとともに、<u>石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</u>	
15	第 2 節 災害予防対策	第 2 節 災害予防対策	
	(略)	(略)	
	第 3 節 災害応急対策	第 3 節 災害応急対策	
20	1 活動体制の確立	1 活動体制の確立	
	県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。	(1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町村等に応援を要請・指示を行う。	
25	<u>(新設)</u>	(2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。<u>対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。</u>	
30	2～5 (略)	2～5 (略)	
35	6 緊急時医療措置	6 原子力災害医療措置	
	(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。	(1) 県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。	
40	(2) 県は、複合災害発生時における <u>避難所等でのスクリーニング</u> に関して十分に配慮する。	(2) 県は、複合災害発生時における <u>避難退域時検査</u> に関して十分に配慮する。	
45	第 4 節 災害復旧対策	第 4 節 災害復旧対策	
	(略)	(略)	